

III. 自動車関連税制

本章では、日本・ドイツ・英国・オランダ・米国カリフォルニア州における自動車関連税制の概要について整理する。調査対象は、2019年1月時点で導入されている税目とする(表 III-1)。但し、各国の消費税、付加価値税、売上・使用税については、利用段階の燃料に対しても課税されるが、概要の整理においては取得段階で併せて扱うこととする。

なお、2010年に無期限延期となったオランダの走行距離課税(Kilometerprijs)は、導入提起から無期限延期に至る経緯を整理する。また、地方自治体の独自の税制として、州政府が税率の一部を設定するオランダの自動車税については、州毎に税率等を整理するとともに、ロンドンの混雑税についても整理する。

米国については、カリフォルニア州の自動車関連税制に加え、オレゴン州の走行距離課税、ワシントン州の固定資産税の議論の経緯、オクラホマ州のEV・PHV課税に対する訴訟の経緯も調査する。なお、米国では自動車の登録時に、権利登録(title)及び自動車を公道で走行する場合のライセンス登録(registration)の2つの段階の手続きがあり、それぞれ各種登録料が課されるが、ここでは、販売価格に応じて課され、固定資産税とみなすことができるもの(Ad valorem tax)を調査対象とする。また、州税のみ対象とし、市町村税は対象外とする。

また、現地ヒアリング調査で得られた現行制度に対する意見はVIII章で整理することとする。

表 III-1：調査対象とする税目

国	段階	税目名	国	段階	税目名
日本	取得	消費税	オランダ	取得	付加価値税
		自動車税環境性能割			自動車登録税
		軽自動車税環境性能割		保有	自動車税
	保有	自動車重量税			利用
		自動車税種別割		物品鉱油税	
		軽自動車税種別割		重量車税	
	利用	揮発油税・地方揮発油税	【未導入】走行距離課税		
		軽油引取税	米国 CA 州	取得	売上・使用税
		石油石炭税			【連邦】燃料浪費車税
		電源開発促進税			【連邦】重量貨物車小売税
ドイツ	取得	付加価値税			保有
	保有	自動車税	輸送改善料		
	利用	エネルギー税	重量料		
電気税		利用	自動車輸送燃料税		
重量貨物車通行税	【連邦】燃料物品税				
英国	取得	付加価値税	【連邦】石油流出責任税		
	保有	自動車税	米国 WA 州	保有	自動車登録料
	利用	炭水素油税		米国 OR 州	利用
		重量車道路利用税	米国 OK 州		保有
【ロンドン市】混雑課金					

1. 日本

1.1 取得段階の課税

(1) 消費税^{62, 63}

課税主体

- ・ 消費税: 国
- ・ 地方消費税: 都道府県

課税客体

- ・ 国内において事業者が行った資産の譲渡等及び特定仕入れ
- ・ 保税地域から引き取られる外国貨物

納税義務者

- ・ 国内において課税資産の譲渡等(特定資産の譲渡等に該当するものを除く。)
- ・ 特定課税仕入れを行った事業者及び課税貨物を保税地域から引き取る者

課税標準

(国内取引)

- ・ 課税資産の譲渡等の対価の額(個別消費税(酒税など)の額を含むが、消費税額及び地方消費税額に相当する額を含まない)
- ・ 特定課税仕入れに係る支払対価の額

(輸入取引)

- ・ 関税課税価格(通常は C.I.F 価格)に、関税及び個別消費税額を合計した金額

税率・税額

標準税率は10%(消費税率7.8%、地方消費税率2.2%)。軽減税率は8%(消費税率6.24%、地方消費税率1.76%)

税収用途

税収のうち61.0%は国の一般財源、39.0%は地方公共団体の財源に充当される

減免措置

以下の品目の譲渡には軽減税率(8%)が適用される

- ・ 酒類・外食を除く飲食料品
- ・ 週2回以上発行される新聞(定期購読契約に基づくもの)

⁶² 消費税法 https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=363AC000000108

⁶³ 地方税法第72条 https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=325AC000000226

税収推移

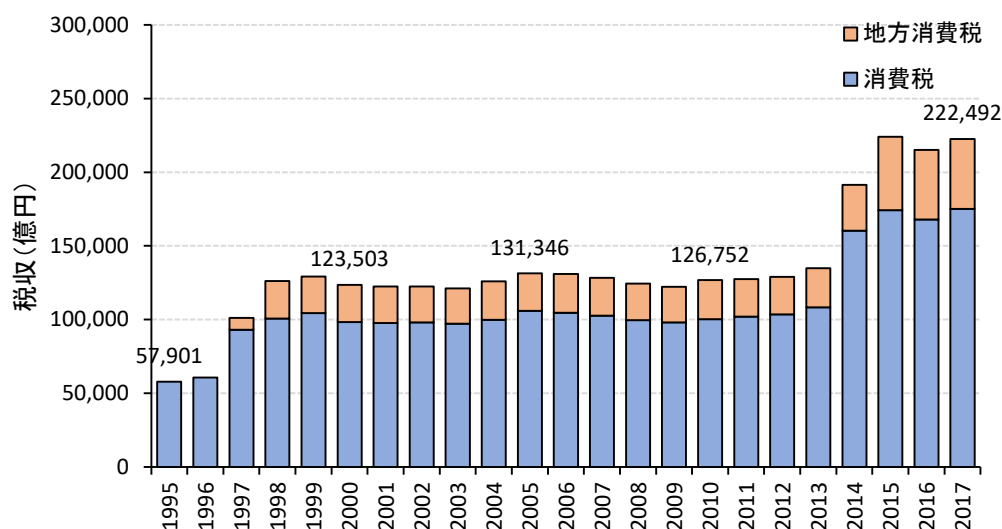


図 III-1：日本における消費税の税収推移

(2) 自動車税環境性能割^{64, 65}

課税主体

都道府県

課税客体

三輪以上の小型自動車、普通自動車(特殊自動車を除く)の取得

納税義務者

三輪以上の小型自動車、普通自動車(特殊自動車を除く)の取得者

納税時期

新規登録や移転登録等の車両登録時

納税方法

各運輸支局又は自動車検査登録事務所の構内にある自動車税事務所に申告して納税する

課税標準

三輪以上の小型自動車、普通自動車(特殊自動車を除く)の取得のために通常要する価額。取得価額とは、自動車の取引価額等を指し、贈与のように取引価額のない場合は、通常の取得価額として総務省令で定める額で算定する。なお、取得価額が 50 万円以下の場合には課税

⁶⁴ 地方税法等の一部を改正する法律(平成 31 年法律第 2 号)

http://www.soumu.go.jp/main_content/000612622.pdf

⁶⁵ 地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号) <https://elaws.e->

gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=428AC000000013&openerCode=1

されない。

税率・税額

車種、燃料種、燃費基準の達成率に応じて以下のとおり税率が設定されている

表 III-2：自動車税環境性能割の税率

車種	税率	
	営業用	自家用
<ul style="list-style-type: none"> 電気自動車 燃料電池自動車 プラグインハイブリット車 天然ガス自動車(ポスト新長期規制から NOx10%低減) クリーンディーゼル乗用車(ポスト新長期規制適合) 	非課税	非課税
ガソリン自動車(ハイブリッド自動車を含む)		
乗用車		
平成 17 年排出ガス基準 75%低減(☆☆☆☆)又は平成 30 年排出ガス基準 50%低減(☆☆☆☆)		
かつ令和 2 年度燃費基準+20%以上達成	非課税	非課税
かつ令和 2 年度燃費基準+10%以上達成	非課税	1%
かつ令和 2 年度燃費基準達成	0.5%	2%
かつ平成 27 年度燃費基準+10%以上達成	1%	3%
上記以外	2%	3%
車両総重量 2.5t 以下バス・トラック(軽量車)		
平成 17 年排出ガス基準 75%低減(☆☆☆☆)又は平成 30 年排出ガス基準 50%低減(☆☆☆☆)		
かつ平成 27 年度燃費基準+20%以上達成	非課税	非課税
かつ平成 27 年度燃費基準+15%以上達成	0.5%	1%
かつ平成 27 年度燃費基準+10%以上達成	1%	2%
上記以外	2%	3%
車両総重量 2.5t超 3.5t 以下バス・トラック(中量車)		
平成 17 年排出ガス基準 75%低減(☆☆☆☆)又は平成 30 年排出ガス基準 50%低減(☆☆☆☆)		
かつ平成 27 年度燃費基準+10%以上達成	非課税	非課税
かつ平成 27 年度燃費基準+5%以上達成	0.5%	1%
かつ平成 27 年度燃費基準達成	1%	2%
上記以外	2%	3%
平成 17 年排出ガス基準 50%低減(☆☆☆)又は平成 30 年排出ガス基準 25%低減(☆☆☆)		
かつ平成 27 年度燃費基準+15%以上達成	非課税	非課税
かつ平成 27 年度燃費基準+10%以上達成	0.5%	1%
かつ平成 27 年度燃費基準+5%以上達成	1%	2%
上記以外	2%	3%
LPG 自動車		
乗用車		
平成 17 年排出ガス基準 75%低減(☆☆☆☆)又は平成 30 年排出ガス基準 50%低減(☆☆☆☆)		
かつ令和 2 年度燃費基準+20%以上達成	非課税	非課税
かつ令和 2 年度燃費基準+10%以上達成	非課税	1%
かつ令和 2 年度燃費基準達成	0.5%	2%
かつ平成 27 年度燃費基準+10%以上達成	1%	3%
上記以外	2%	3%

車種	税率	
	営業用	自家用
ディーゼル自動車(ハイブリッド自動車を含む)		
車両総重量 2.5t超 3.5t 以下バス・トラック(中量車)		
平成 21 年排出ガス基準 NOx 及び PM10%以上低減又は平成 30 年排出ガス基準適合		
かつ平成 27 年度燃費基準+10%以上達成	非課税	非課税
かつ平成 27 年度燃費基準+5%以上達成	0.5%	1%
かつ平成 27 年度燃費基準達成	1%	2%
上記以外	2%	3%
平成 21 年排出ガス基準適合		
かつ平成 27 年度燃費基準+15%以上達成	非課税	非課税
かつ平成 27 年度燃費基準+10%以上達成	0.5%	1%
かつ平成 27 年度燃費基準+5%以上達成	1%	2%
上記以外	2%	3%
車両総重量 3.5t超バス・トラック(重量車)		
平成 21 年排出ガス基準 NOx 及び PM10%以上低減又は平成 28 年排出ガス基準適合		
かつ平成 27 年度燃費基準+10%以上達成	非課税	非課税
かつ平成 27 年度燃費基準+5%以上達成	0.5%	1%
かつ平成 27 年度燃費基準達成	1%	2%
上記以外	2%	3%
平成 21 年排出ガス基準適合		
かつ平成 27 年度燃費基準+15%以上達成	非課税	非課税
かつ平成 27 年度燃費基準+10%以上達成	0.5%	1%
かつ平成 27 年度燃費基準+5%以上達成	1%	2%
上記以外	2%	3%

税収使途

税収の 47/100 は市町村に交付され、残りは都道府県の一般財源に繰り入れ

次世代自動車への減免措置

税率・税額の項目で示した通り、プラグインハイブリッド車、電気自動車、燃料電池自動車は非課税となる

税収推移

環境性能割が 2019 年 10 月に導入されたため、ここでは環境性能割導入に伴い廃止された自動車取得税の税収推移を示す

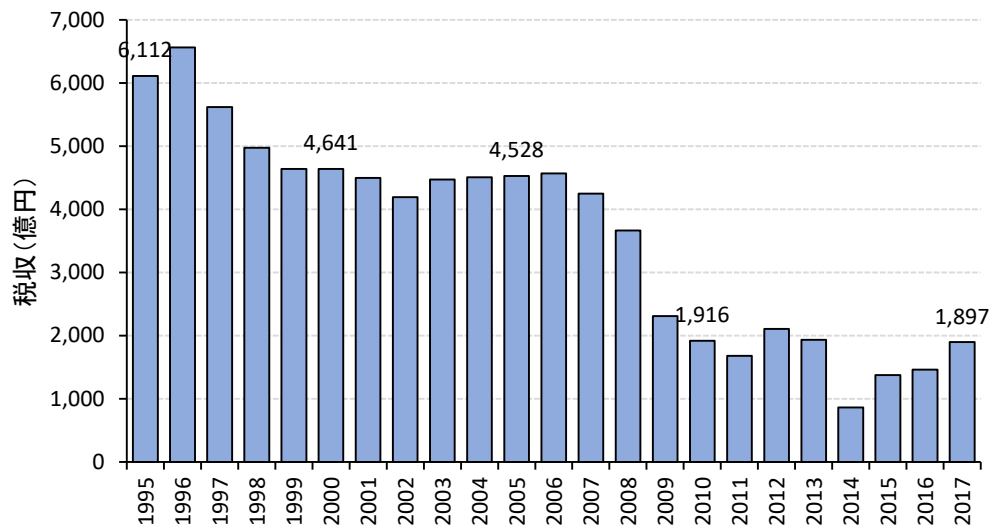


図 III-2 : 日本における自動車取得税の税收推移

(3) 軽自動車税環境性能割^{66, 67}

課税主体

市町村

課税客体

三輪以上の軽自動車の取得

納税義務者

三輪以上の軽自動車の取得者

納税時期

新規検査や使用・移転などの届出時

納税方法

軽自動車検査協会の構内にある全国軽自動車協会にて納税する

課税標準

三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額

税率・税額

燃料種及び燃費基準の達成率に応じて以下のとおり税率が設定されている。

⁶⁶ 地方税法等の一部を改正する法律(平成 31 年法律第 2 号)

http://www.soumu.go.jp/main_content/000612622.pdf

⁶⁷ 地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号) https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=428AC000000013&openerCode=1

表 III-3：軽自動車税環境性能割の税率

車種	税率	
	営業用	自家用
<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気自動車 ・ 燃料電池自動車 ・ プラグインハイブリッド車 ・ 天然ガス自動車(ポスト新長期規制から NOx10%低減) ・ クリーンディーゼル乗用車(ポスト新長期規制適合) 	非課税	非課税
令和2年度燃費基準+10%達成	非課税	非課税
令和2年度燃費基準達成	0.5%	1.0%
平成27年度燃費基準+10%達成	1.0%	2.0%
上記以外の軽自動車	2.0%	2.0%

税収用途

市町村の一般財源

次世代自動車への減免措置

税率・税額の項目で示した通り、プラグインハイブリッド車、電気自動車、燃料電池自動車は非課税となる

1.2 保有段階の課税

(1) 自動車重量税⁶⁸

課税主体

国

課税客体

検査自動車及び届出軽自動車

納税義務者

自動車検査証の交付又は返付を受ける者及び車両番号の指定を受ける者

納税時期

自動車検査証を交付される時又は車両番号の指定を受ける時

納税方法

自動車重量税印紙を政令で定める書類にはり付けて、当該自動車検査証の交付等又は当該車両番号の指定を行う国土交通大臣若しくはその権限の委任を受けた地方運輸局長、運輸

⁶⁸ 自動車重量税法 https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=346AC000000089

監理部長若しくは運輸支局長又は協会に提出することにより、自動車重量税を国に納付

課税標準

- ・ 小型二輪車、軽自動車:用途(自家用・営業用)
- ・ 乗用車:車両重量、用途(自家用・営業用)
- ・ 乗用車以外:車両総重量、用途(自家用・営業用)

税率・税額

➤ 小型二輪車、軽自動車

車種に応じて以下の税率が設定されている。

表 III-4：小型二輪車・軽自動車における自動車重量税の税率

車種	税率(円/年)		
	営業用	自家用	本則税率
小型二輪車	1,500	1,900	1,500
検査対象軽自動車	2,600	3,300	2,500
検査対象外軽自動車(二輪)	4,100	4,900	4,000
検査対象外軽自動車(その他)	7,800	9,900	7,500

➤ 乗用車

車両重量に応じて以下の税率が設定されている。

表 III-5：乗用車における自動車重量税の税率

車両重量	税率		
	営業用	自家用	本則税率
0.5トン以下	2,600円	4,100円	2,500円
0.5トン超	2,600円/0.5トン	4,100円/0.5トン	2,500円/0.5トン

➤ 乗用車以外

車両総重量に応じて以下の税率が設定されている。

表 III-6：小型二輪車・軽自動車・乗用車以外における自動車重量税の税率

車両総重量		税率		
		営業用	自家用	本則税率
車両総重量 2.5t 以下の貨物車	1トン以下	2,600円	3,300円	2,500円
	1トン超	2,600円/1トン	3,300円/1トン	2,500円/1トン
上記以外	1トン以下	2,600円	4,100円	2,500円
	1トン超	2,600円/1トン	4,100円/1トン	2,500円/1トン

税収用途

一般財源に繰り入れられるが、下表のとおり 2019 年度から 2035 年度にかけて、自動車重量

譲与税の譲与割合を上げた上で、新たに都道府県自動車重量譲与税を創設し、市町村と都道府県に譲与されることとなっている。なお、都道府県自動車重量譲与税は、各都道府県の自家用乗用車(登録車)の保有台数で按分される。また、残りの一般財源の一部は公害補償対策に充当される。

表 III-7：自動車重量税の譲与割合の推移

期間	本則税率			当分の間税率		
	譲与割合	市町村譲与分	都道府県譲与分	譲与割合	市町村譲与分	都道府県譲与分
～2018年度	3分の1	全て	—	1000分の407	全て	—
～2021年度	1000分の348	348分の333	348分の15	1000分の422	422分の407	422分の15
～2033年度	1000分の357	357分の333	357分の24	1000分の431	431分の407	431分の24
2034年度	1000分の401	401分の333	401分の68	1000分の475	475分の407	475分の68
2035年度～	1000分の416	416分の333	416分の83	1000分の490	490分の407	490分の83

次世代自動車への減免措置

自動車重量税のエコカー減税として、トップランナー基準の令和2年度燃費達成率及び平成27年度燃費達成率に応じた減税措置(軽課)が講じられている。2019年12月時点の対象車種と軽減率を下表に示す。

対象車種	新車新規検査時	初回継続検査時
電気自動車等	免税	免税
2020 燃費基準+90%	免税	免税
2020 燃費基準+50%		
2020 燃費基準+40%		
2020 燃費基準+30%		
2020 燃費基準+20%	▲50%	
2020 燃費基準+10%	▲25%	
2020 燃費基準達成		
2015 燃費基準+10%	軽減なし	

重課措置

初度登録(初度検査)から13年以上経過している車両は平成28年4月1日以降の税率(乗用車の場合は5,700円/0.5トン)、18年以上経過している車両は平成22年3月31日までの税率(乗用車の場合は6,300円/0.5トン)が適用される。

税収推移

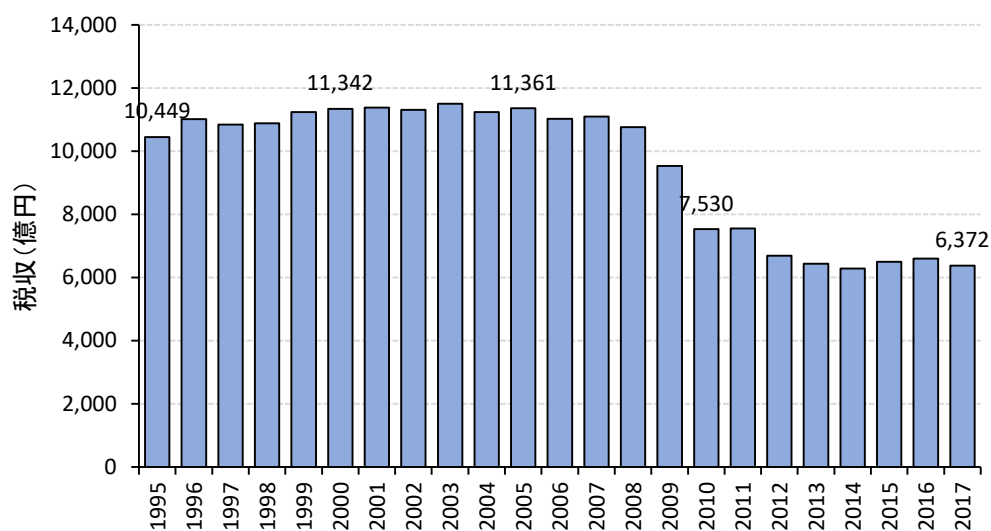


図 III-3 : 日本における自動車重量税の税収推移

(2) 自動車税種別割⁶⁹

課税主体

都道府県

課税客体

自動車(二輪の小型自動車、軽自動車及び特殊自動車を除く)

納税義務者

自動車の4月1日現在の所有者

納税時期

五月中において、当該道府県の条例で定める

納税方法

各都道府県から発送される納税通知書により、納付額を期限までに納付

課税標準

- ・ 小型三輪車:用途(自家用・営業用)
- ・ 乗用車:排気量、用途(自家用・営業用)
- ・ トラック:最大積載量、排気量(最大乗車人数4人以上の車両のみ)、用途(自家用・営業用)

⁶⁹ 地方税法第145条 https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=325AC000000226

- ・ バス:乗車定員、用途(自家用・営業用)

税率・税額

➤ 小型三輪車

営業用車両は 4,500 円、自家用車両は 6,000 円となる。

➤ 乗用車

排気量に応じて以下の税率が設定されている。

表 III-8 : 乗用車における自動車税種別割の税率

総排気量(cc)	税率(円/年)		
	営業用	自家用(～2019.9.30)	自家用(2019.10.1～)
-1,000	7,500	29,500	25,000
1,001-1,500	8,500	34,500	30,500
1,501-2,000	9,500	39,500	36,000
2,001-2,500	13,800	45,000	43,500
2,501-3,000	15,700	51,000	50,000
3,001-3,500	17,900	58,000	57,000
3,501-4,000	20,500	66,500	65,500
4,001-4,500	23,600	76,500	75,500
4,501-6,000	27,200	88,000	87,000
6,001-	40,700	111,000	110,000

➤ トラック

最大積載量に応じて以下の税率が設定されている。但し、最大乗車定員が 4 名以上の車両については、総排気量 1 リットル以下の営業用車両に 3,700 円、自家用車両に 5,200 円、総排気量 1 リットル超 1.5 リットル以下の営業用車両に 4,700 円、自家用車両に 6,300 円、総排気量 1.5 リットル超の営業用車両に 6,300 円、自家用車両に 8,000 円を加算した額が税率となる。

表 III-9 : トラックにおける自動車税種別割の税率

最大積載量	税率(円/年)	
	営業用	自家用
1トン以下	6,500	8,000
1トン超～2トン以下	9,000	11,500
2トン超～3トン以下	12,000	16,000
3トン超～4トン以下	15,000	20,500
4トン超～5トン以下	18,500	25,500
5トン超～6トン以下	22,000	30,000
6トン超～7トン以下	25,500	35,000
7トン超～8トン以下	29,500	40,500
8トン超～	上記に1トン毎に4,700円加算	上記に1トン毎に6,300円加算

➤ バス

乗車定員に応じて以下の税率が設定されている。

表 III-10：乗用車における自動車税種別割の税率

乗車定員	税率(円/年)		
	営業用・一般乗合用	営業用・一般乗合以外	自家用
30人以下	12,000	26,500	33,000
30人超～40人以下	14,500	32,000	41,000
40人超～50人以下	17,500	38,000	49,000
50人超～60人以下	20,000	44,000	57,000
60人超～70人以下	22,500	50,500	65,500
70人超～80人以下	25,500	57,000	74,000
80人超～	29,000	64,000	83,000

税込用途

一般財源

次世代自動車への減免措置

自動車税のグリーン化特例として、トップランナー基準の令和2年度燃費達成率に応じた減税措置(軽課)が講じられている。2019年1月時点の対象車種と軽減率を下表に示す。

対象車種	軽減率
電気自動車等※	▲75%
2020基準+50%	
2020基準+40%	
2020基準+30%	
2020基準+20%	▲50%
2020基準+10%	
2020基準達成	軽減なし

なお、軽減措置は登録の翌年度の税率にのみ適用される。電気自動車等とは、電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車(2009年排ガス規制+NOx▲10%)、クリーンディーゼル乗用車(2009年排ガス規制適合)を指す。ハイブリッド車、ガソリン車は、燃費基準の達成率に加え、平成17年排出ガス基準値より75%以上又は平成30年排出ガス基準値より50%以上NOx等の排出量が少ない車が対象となる。

重課措置

新車新規登録等から13年超経過したガソリン車、LPG車及び11年超経過したディーゼル車に対して、税率を概ね15%引き上げる。但し、バス(一般乗合バスを除く)及びトラック(被けん引車を除く)に対しては、税率を概ね10%引き上げる。なお、電気自動車、燃料電池自動車、

天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車、一般乗合バス及び被けん引車は重課の対象から除外される。

税収推移

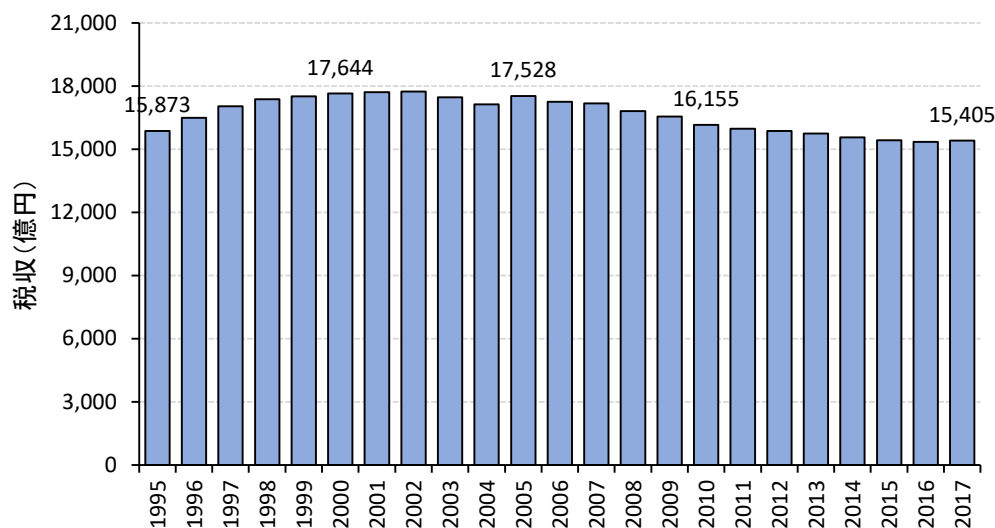


図 III-4：日本における自動車税種別割の税収推移

(3) 軽自動車税種別割⁷⁰

課税主体

市町村

課税客体

軽自動車、二輪の小型自動車、原動機付自転車、小型特殊自動車

納税義務者

軽自動車等の4月1日現在の所有者

納税時期

四月中において、当該市町村の条例で定める

納税方法

各市町村から発送される納税通知書により、納付額を期限までに納付

課税標準

- ・ 原動機付自転車：排気量、車輪数

⁷⁰ 地方税法第142条 https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=325AC0000000226

- ・ 軽自動車・小型特殊自動車:車輪数、用途

税率・税額

車種に応じて以下の税額が課される。

車種	対象	税額(円/年)	
原動機付自転車	総排気量 0.09L 以下、二輪	2,000	
	総排気量 0.09L 超、二輪	2,400	
	総排気量 0.02L 超、三輪以上	3,700	
軽自動車・ 小型特殊自動車	二輪車	3,600	
	三輪車	3,900	
	乗用車(四輪以上)	自家用	10,800
		営業用	6,900
	貨物車(四輪以上)	自家用	5,000
営業用		3,700	
小型二輪車		6,000	

税収使途

一般財源

次世代自動車への減免措置

軽自動車税のグリーン化特例として、トップランナー基準の令和2年度燃費達成率に応じた減税措置(軽課)が講じられている。2019年12月時点の対象車種と軽減率を下表に示す。

対象車種	軽減率
電気自動車等	▲75%
2020 基準+50%	▲50%
2020 基準+40%	
2020 基準+30%	
2020 基準+20%	▲25%
2020 基準+10%	
2020 基準達成	軽減なし

なお、軽減措置は登録の翌年度の税率にのみ適用される。電気自動車等とは、電気自動車、天然ガス自動車(2009年排ガス規制+NOx▲10%)を指す。ハイブリッド車、ガソリン車は、燃費基準の達成率に加え、平成17年排出ガス基準値より75%以上又は平成30年排出ガス基準値より50%以上NOx等の排出量が少ない車を対象となる。

重課措置

初めて車両番号の指定を受けてから13年を経過した三輪以上の軽自動車に対して、税率を概ね20%引き上げる。但し、電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車、被けん引車は重課の対象から除外される。

税収推移

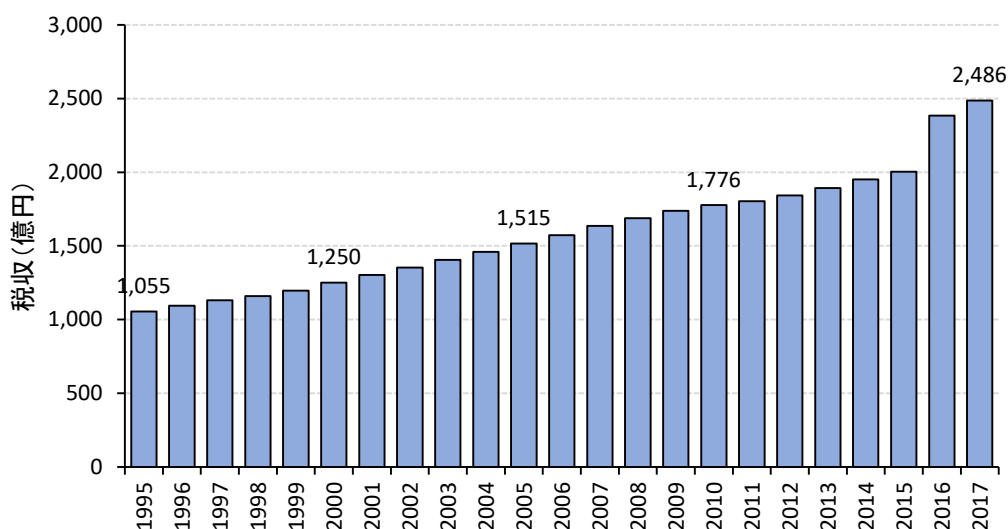


図 III-5 : 日本における軽自動車税種別割の税収推移

1.3 利用段階の課税

(1) 揮発油税・地方揮発油税^{71, 72}

課税主体

国

課税客体

揮発油(温度 15 度において 0.8017 を超えない比重を有する炭化水素油)

納税義務者

- ・ 揮発油の製造者
- ・ 揮発油を保税地域から引き取る者

納税時期

毎月

納税方法

製造場ごとに、政令で定めるところにより申告書を、翌月末日までに、その製造場の所在地の所轄税務署長に提出し、当該申告書の提出期限内に、当該申告書に記載した移出に係る納付すべき税額に相当する揮発油税を、国に納付する。地方揮発油税は、揮発油税の申告に

⁷¹ 揮発油税法 https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=332AC0000000055

⁷² 地方揮発油税法 https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=330AC0000000104

あわせて申告して納付し、又は揮発油税にあわせて徴収される。

課税標準

揮発油の製造場から移出した揮発油又は保税地域から引き取る揮発油の数量から、消費者に販売するまでに貯蔵及び輸送により減少すべき揮発油の数量に相当する数量で政令で定めるものを控除した数量

税率・税額

- ・ 揮発油税:1kLにつき48,600円(当分の間。本則税率は24,300円)
- ・ 地方揮発油税:1kLにつき5,200円(当分の間。本則税率は4,400円)

税収使途

- ・ 揮発油税:一般財源
- ・ 地方揮発油税:都道府県及び市町村(特別区含む)の一般財源として全額譲与

次世代自動車への減免措置

バイオエタノール等揮発油に対し軽減率を適用

税収推移

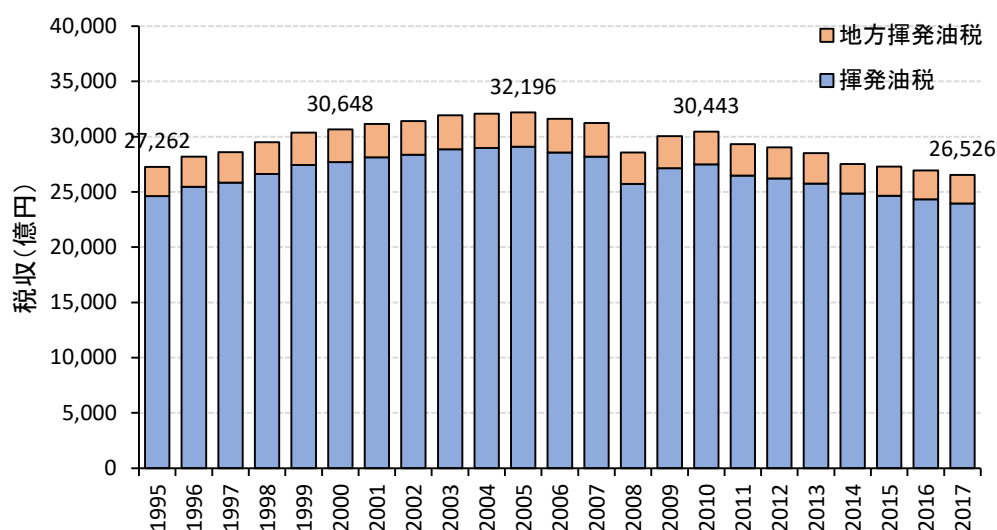


図 III-6 : 日本における揮発油税・地方揮発油税の税収推移

(2) 軽油引取税⁷³

課税主体

都道府県

⁷³ 地方税法第144条 https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=325AC000000226

課税客体

軽油(温度 15 度において 0.8017 を超え、0.8762 に達するまでの比重を有する炭化水素油)

納税義務者

- ・ 特約業者又は元売業者から現実の納入を伴う軽油の引取を行う者
- ・ 製造した軽油を消費又は譲渡した特約業者又は元売業者以外の者
- ・ 軽油に軽油以外のものを混和して製造された軽油を販売した者
- ・ 自動車の燃料として軽油以外の燃料油を販売又は消費した者
- ・ 軽油の輸入をした特約業者又は元売業者以外の者

納税時期

毎月

納税方法

毎月末日までに、総務省令で定める様式により、前月の初日から末日までの納入申告書を納入地所在の都道府県ごとに当該知事に提出し、その納入金を当該都道府県に納入する

課税標準

- ・ 特約業者又は元売業者からの軽油の引取りで当該引取りに係る軽油の現実の納入を伴う数量
- ・ 特約業者又は元売業者が炭化水素油で軽油又は揮発油以外のものを自動車の内燃機関の燃料として販売した数量
- ・ 軽油に軽油以外のものを混和して製造された軽油を販売した数量
- ・ 自動車の保有者が炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した数量
- ・ 軽油引取税の特別徴収義務者がその特別徴収の義務が消滅した時に軽油を所有している場合、その所有に係る軽油の数量

税率・税額

1kL につき 32,100 円(当分の間。本則税率は 15,000 円)

税収用途

一般財源

次世代自動車への減免措置

なし

税収推移

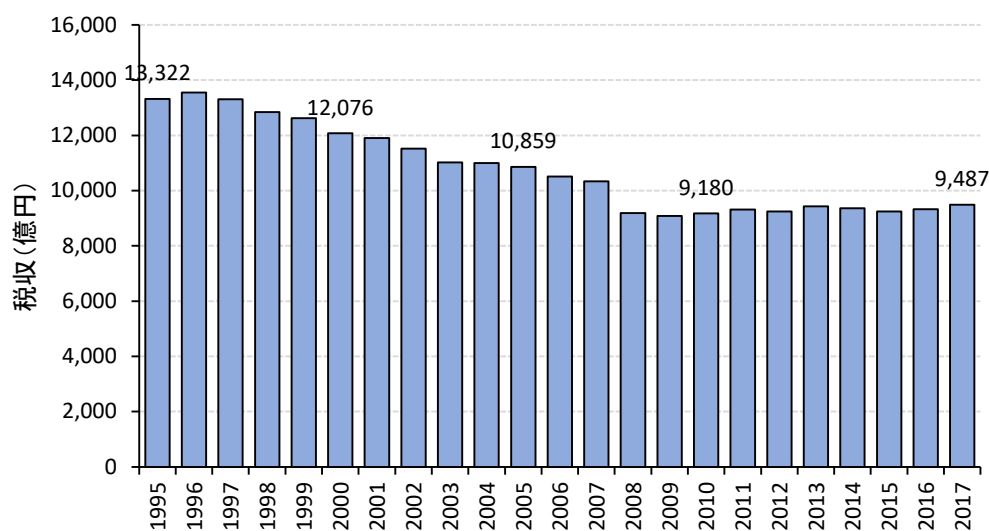


図 III-7：日本における軽油引取税の税収推移

(3) 石油ガス税⁷⁴

課税主体

国

課税客体

自動車用の石油ガス容器に充てんされる石油ガス

納税義務者

- ・ 自動車用の石油ガス容器に充てんする者
- ・ 課税石油ガスを保税地域から引き取る者

納税時期

毎月

納税方法

当該月の翌月末日までに、その納税地を所轄する税務署長に申告書を提出し、当該申告書の提出期限から一月以内に、当該申告書に記載した移出に係る納付すべき税額に相当する石油ガス税を国に納付する

課税標準

石油ガスの充てん場から移出する、又は保税地域から引き取る課税石油ガスの重量

⁷⁴ 石油ガス税法 https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=340AC000000156

税率・税額

1kgにつき17.5円

税収用途

一般財源に繰り入れられ、税収の1/2は都道府県及び指定市の一般財源として譲与される

次世代自動車への減免措置

なし

税収推移

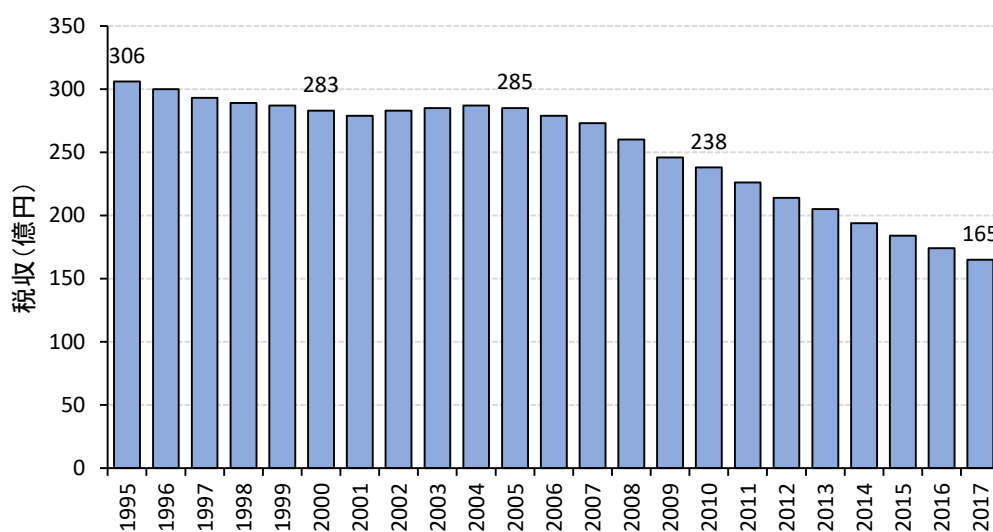


図 III-8：日本における石油ガス税の税収推移

(4) 石油石炭税⁷⁵

課税主体

国

課税客体

原油及び石油製品、ガス状炭化水素並びに石炭

納税義務者

- ・ 原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取者
- ・ 原油、石油製品、ガス状炭化水素又は石炭を保税地域から引き取る者

⁷⁵ 石油石炭税法 https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=353AC000000025

納税時期

毎月

納税方法

当該月の翌月末日までに、その納税地を所轄する税務署長に申告書を提出し、当該申告書の提出期限内に、当該申告書に記載した石油石炭税額に相当する石油石炭税を国に納付する

課税標準

採取場から移出した原油、ガス状炭化水素若しくは石炭又は保税地域から引き取る原油等の数量

税率・税額

本則税率に加え、CO₂ 排出 1 トン当たり課税される地球温暖化対策のための税(温対税)が上乗せされる。各課税客体の税率は以下の通り。

- ・ 原油・輸入石油製品 1kLにつき 2,800 円 (本則 2040 円、温対税 760 円)
- ・ ガス状炭化水素 1トンにつき 1,860 円 (本則 1,080 円、温対税 780 円)
- ・ 石炭 1トンにつき 1,370 円 (本則 700 円、温対税 670 円)

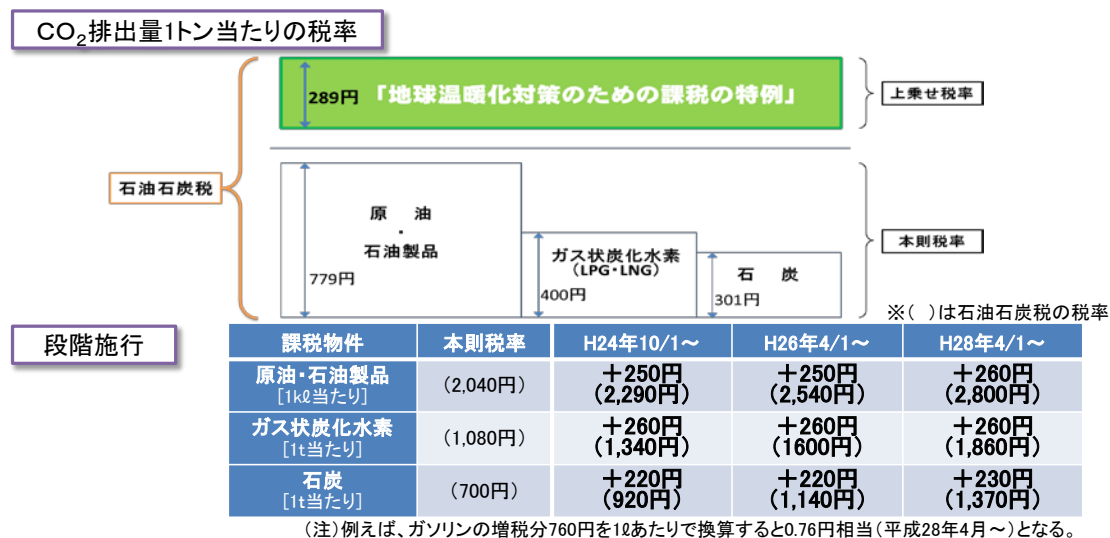


図 III-9 : 石油石炭税と温対税の税率の関係

税収用途

燃料安定供給対策、エネルギー需給構造高度化対策に充当

次世代自動車への減免措置

なし

税収推移

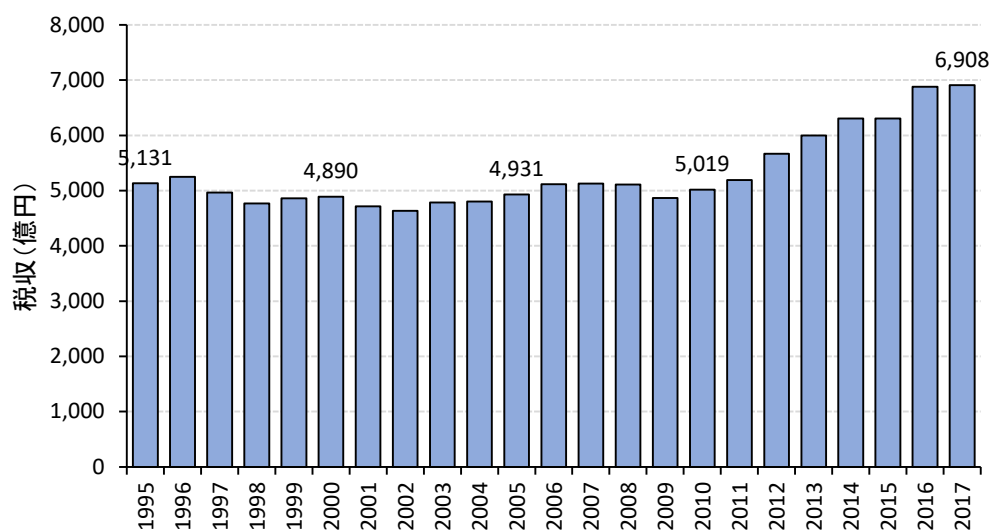


図 III-10：日本における石油石炭税の税収推移

(5) 電源開発促進税⁷⁶

課税主体

国

課税客体

- ・ 一般送配電事業者が、事務所、事業所、一般家庭などの需要に応じて供給する電気
- ・ 一般送配電事業者が、自家消費した電気(発電のために直接使用したものを除く)

納税義務者

一般送配電事業者

納税時期

毎月

納税方法

当該月の翌月末日までに、その納税地を所轄する税務署長に申告書を提出し、当該申告書の提出期限内に、当該申告書に記載した納付すべき税額に相当する電源開発促進税を、国に納付する

課税標準

一般送配電事業者の販売電気の電力量

⁷⁶ 電源開発促進税法 https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=349AC000000079

税率・税額

1000kWhにつき 375 円

税收使途

電源開発促進税法及び特別会計に関する法律に基づき電源立地対策、電源利用対策及び原子力安全規則対策に充当

次世代自動車への減免措置

なし

税收推移

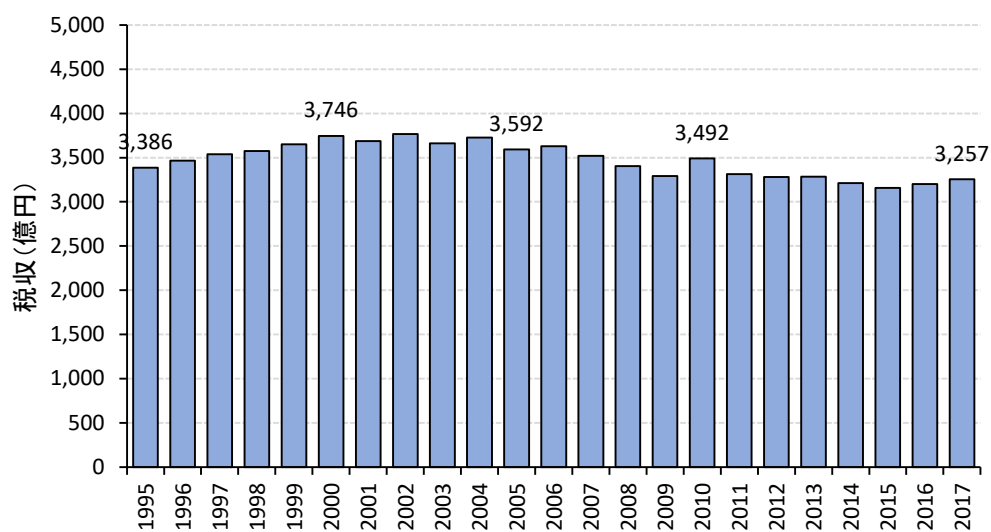


図 III-11：日本における電源開発促進税の税收推移

2. ドイツ

2.1 取得段階の課税

(1) 付加価値税

名称

Umsatzsteuer

課税主体⁷⁷

連邦・州・市町村

課税客体⁷⁸

国内における物品及びサービスの提供、輸入貨物

納税義務者^{79, 80}

営業又は職業活動を独立して行う者及び輸入者。但し、前年の課税売上が 17,500EUR 以下、かつ、当年の課税売上が 50,000EUR 以下と見込まれる小規模事業者の場合は、申告義務は課されない。

課税標準⁸¹

納税義務期間中(年間又は四半期)に生じた国内における物品及びサービスの提供に係る売上高、又は、輸入貨物の引取額

税率・税額⁸²

標準税率は 19%であり、車両の購入には標準税率が適用される。但し、品目に応じて非課税又は軽減税率(7%)が適用される。

税収使途⁸³

まず、総税収の 4.45%を失業保険料の引下げ分に充当される。次に、残りの税収額の 5.05%を連邦政府の公的年金に対する補助金財源として充当される。その後、残りの税収額の 2.2%が市町村自治体の財源となり、さらに残った税収額の 50.5%が連邦政府の財源、49.5%が州政府の財源となる。

⁷⁷ Grundgesetz für die Bundesrepublik Deutschland Art 106(ドイツ連邦共和国基本法 第 106 条) 税収が連邦政府、州政府、市町村自治体に直接振り分けられる共同税であるため、課税主体が複数になっている。

⁷⁸ Umsatzsteuergesetz § 1(付加価値税法 第 1 条)

⁷⁹ Umsatzsteuergesetz § 13a(付加価値税法 第 13a 条)

⁸⁰ Umsatzsteuergesetz § 19(付加価値税法 第 19 条)

⁸¹ Umsatzsteuergesetz § 16(付加価値税法 第 16 条)

⁸² Umsatzsteuergesetz § 12(付加価値税法 第 12 条)

⁸³ Finanzausgleichsgesetz § 1(財政調整法 第 1 条)

減免措置⁸⁴

- ・ 非課税: 土地の譲渡・賃貸、建物の譲渡・賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便、公共の又は公的に認められた劇場、オーケストラ、博物館、動植物園、文書館等の活動、福祉等
- ・ 軽減税率(7%): 食料品、水道水、新聞、雑誌、書籍、旅客輸送(鉄道、路線バス、タクシー、連絡船等)、宿泊施設の利用、スポーツ観戦、映画、芸術品・収集品の輸入等(次世代自動車に対する減免措置は講じられていない)

税収推移

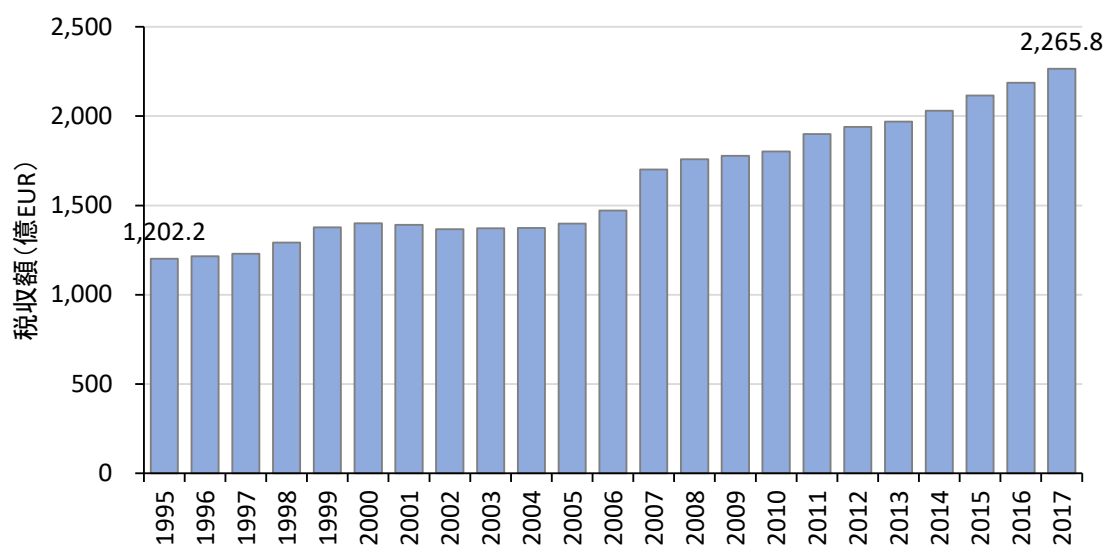


図 III-12 : ドイツ付加価値税の税収推移⁸⁵

2.2 保有段階の課税

(1) 自動車税

名称

Kraftfahrzeugsteuer

導入年⁸⁶

1928年

⁸⁴ Umsatzsteuergesetz § 4、§ 12、Anlage 2(付加価値税法 第4条、第12条、附則第2条)

⁸⁵ 欧州委員会ウェブページ「Data on taxation: National tax lists (Germany)」

https://ec.europa.eu/taxation_customs/business/economic-analysis-taxation/data-taxation_en (最終閲覧日: 2019年8月5日)

⁸⁶ 1906年より帝国印紙税法(Reichsstempelgesetz)の一部として徴収されていたが、自動車税法(Kraftfahrzeugsteuergesetz)として制定された年を導入年としている。

課税主体

連邦

課税客体⁸⁷

公道を走行する国産車又は国内の公道上で維持する外国車

納税義務者⁸⁸

輸送目的として登録している国産車を有する者又は外国車を国内で使用する者

納税時期⁸⁹

1年毎に納税するが、税額が500EURを超える場合は半年毎、税額1,000EURを超える場合は四半期毎に納税することを選択できる。但し、半年毎に支払う場合は税額の3%、四半期毎に支払う場合は税額の6%が上乗せされる。

納税方法⁹⁰

車両登録時に車両所有者が車両登録申請書類(Formular 032021)において、記載する金融機関の口座情報に基づき、自動的に課税額が引き落とされる。納税期間毎に前払いとし、納税することで国内の公道で使用することが認可される。

課税標準

➤ 二輪車

排気量

➤ 乗用車

排気量、CO2排出量

➤ キャンピングカー、トラック・バス、トレーラー

車両総重量

税率・税額⁹¹

➤ 二輪車

排気量25cc当たり1.84EUR

➤ 乗用車

乗用車においては、車両登録年月が2009年7月以前か以後かによって、税率が異なる。

⁸⁷ Kraftfahrzeugsteuergesetz §1(自動車税法第1条)

⁸⁸ Kraftfahrzeugsteuergesetz §7(自動車税法第7条)

⁸⁹ Kraftfahrzeugsteuergesetz §11(自動車税法第11条)

⁹⁰ Kraftfahrzeugsteuergesetz §13(自動車税法第13条)

⁹¹ Kraftfahrzeugsteuergesetz §9(自動車税法第9条)

(2009年7月以降に車両登録された乗用車)

排気量に基づく税額とCO₂排出量に基づく税額の合計が課税額となる。

排気量基準

ガソリン車:排気量 100cc 当たり 2.0EUR、ディーゼル車:排気量 100cc 当たり 9.5EUR

CO₂ 排出量基準

CO₂ 排出量が 95gCO₂/km 超⁹²の車両に対し、超過 1gCO₂/km 当たり 2.0EUR

(2009年7月以前に車両登録された乗用車)

欧州排ガス規制と燃料(ガソリン又はディーゼル)に応じて、下表の排気量当たりの税率が設定されている。

表 III-11 : ドイツ自動車税の税率 (2009年7月以前に車両登録された乗用車)

欧州排ガス規制	ガソリン	ディーゼル
Euro 3 以上	6.75EUR/100cc	15.44EUR/100cc
Euro 2	7.36EUR/100cc	16.05EUR/100cc
Euro 1	15.13EUR/100cc	27.35EUR/100cc
Euro 0(1999年まで施行されていた連邦排ガス規制法の高オゾン濃度基準に当てはまらない車両)	21.07EUR/100cc	33.29EUR/100cc
上記以外	25.36EUR/100cc	37.58EUR/100cc

➤ キャンピングカー

自動車交通許可令 StVZO の附則第 14 条に定義されている国内の車両クラス及び車両総重量に応じて、下表の車両総重量 200kg 当たりの税率が設定されている。

表 III-12 : ドイツ自動車税の税率 (キャンピングカー)

車両クラス	車両総重量	税率
S4 以上 (上限値:800EUR まで)	2,000kg まで	16EUR/200kg
	2,000kg 以上	10EUR/200kg
S1~S3 (上限値:1,000EUR まで)	2,000kg まで	24EUR/200kg
	2,000kg 以上	10EUR/200kg
上記以外 (上限値:なし)	2,000kg まで	40EUR/200kg
	2,000kg 以上 5,000kg 未満	10EUR/200kg
	5,000kg 以上 12,000kg 未満	15EUR/200kg
	12,000kg 以上	25EUR/200kg

➤トラック・バス

自動車交通許可令 StVZO の附則第 14 条に定義されている国内の車両クラス及び車両総重量に応じて、下表の車両総重量 200kg 当たりの税率が設定されている。

表 III-13 : ドイツ自動車税の税率 (トラック・バス)

車両クラス	車両総重量	税率
S2-S6(EEV 含む)	2,000kg 以上	6.42EUR/200kg

⁹² 車両登録年月に応じて閾値が異なる。2009年7月から2011年までに登録された車両は、閾値が120gCO₂/kmとなり、2012年から2013年までに登録された車両は閾値が110gCO₂/kmとなる。

車両クラス	車両総重量	税率
(上限値:556EURまで)	2,000kg 以上 3,000kg 未満	6.88EUR/200kg
	3,000kg 以上 4,000kg 未満	7.31EUR/200kg
	4,000kg 以上 5,000kg 未満	7.75EUR/200kg
	5,000kg 以上 6,000kg 未満	8.18EUR/200kg
	6,000kg 以上 7,000kg 未満	8.62EUR/200kg
	7,000kg 以上 8,000kg 未満	9.36EUR/200kg
	8,000kg 以上 9,000kg 未満	10.07EUR/200kg
	9,000kg 以上 10,000kg 未満	10.97EUR/200kg
	10,000kg 以上 11,000kg 未満	11.84EUR/200kg
	11,000kg 以上 12,000kg 未満	13.01EUR/200kg
	12,000kg 以上	14.32EUR/200kg
	S1 (上限値:914EURまで)	2,000kg 以上
2,000kg 以上 3,000kg 未満		6.88EUR/200kg
3,000kg 以上 4,000kg 未満		7.31EUR/200kg
4,000kg 以上 5,000kg 未満		7.75EUR/200kg
5,000kg 以上 6,000kg 未満		8.18EUR/200kg
6,000kg 以上 7,000kg 未満		8.62EUR/200kg
7,000kg 以上 8,000kg 未満		9.36EUR/200kg
8,000kg 以上 9,000kg 未満		10.07EUR/200kg
9,000kg 以上 10,000kg 未満		10.97EUR/200kg
10,000kg 以上 11,000kg 未満		11.84EUR/200kg
11,000kg 以上 12,000kg 未満		13.01EUR/200kg
12,000kg 以上 13,000kg 未満		14.32EUR/200kg
13,000kg 以上 14,000kg 未満		15.77EUR/200kg
14,000kg 以上 15,000kg 未満		26.00EUR/200kg
15,000kg 以上		36.23EUR/200kg
G1 (上限値:1,425EURまで)	2,000kg 以上	9.64EUR/200kg
	2,000kg 以上 3,000kg 未満	10.30EUR/200kg
	3,000kg 以上 4,000kg 未満	10.97EUR/200kg
	4,000kg 以上 5,000kg 未満	11.61EUR/200kg
	5,000kg 以上 6,000kg 未満	12.27EUR/200kg
	6,000kg 以上 7,000kg 未満	12.94EUR/200kg
	7,000kg 以上 8,000kg 未満	14.03EUR/200kg
	8,000kg 以上 9,000kg 未満	15.11EUR/200kg
	9,000kg 以上 10,000kg 未満	16.44EUR/200kg
	10,000kg 以上 11,000kg 未満	17.74EUR/200kg
	11,000kg 以上 12,000kg 未満	19.51EUR/200kg
	12,000kg 以上 13,000kg 未満	21.47EUR/200kg
	13,000kg 以上 14,000kg 未満	23.67EUR/200kg
	14,000kg 以上 15,000kg 未満	39.01EUR/200kg
15,000kg 以上	54.35EUR/200kg	
上記以外 (上限値:1,681EURまで)	2,000kg 以上	11.25EUR/200kg
	2,000kg 以上 3,000kg 未満	12.02EUR/200kg
	3,000kg 以上 4,000kg 未満	12.78EUR/200kg
	4,000kg 以上 5,000kg 未満	13.55EUR/200kg
	5,000kg 以上 6,000kg 未満	14.32EUR/200kg
	6,000kg 以上 7,000kg 未満	15.08EUR/200kg
	7,000kg 以上 8,000kg 未満	16.36EUR/200kg
	8,000kg 以上 9,000kg 未満	17.64EUR/200kg
	9,000kg 以上 10,000kg 未満	19.17EUR/200kg
	10,000kg 以上 11,000kg 未満	20.71EUR/200kg

車両クラス	車両総重量	税率
	11,000kg 以上 12,000kg 未満	22.75EUR/200kg
	12,000kg 以上 13,000kg 未満	25.05EUR/200kg
	13,000kg 以上 14,000kg 未満	27.61EUR/200kg
	14,000kg 以上 15,000kg 未満	45.50EUR/200kg
	15,000kg 以上	63.40EUR/200kg

➤ トレーラー

車両総重量 200kg 当たり 7.46EUR(上限値:373.24EUR)

税収使途

一般会計

次世代自動車への減免措置^{93,94}

2011年5月18日から2020年12月31日までに初度登録された電気自動車(燃料電池自動車含む、プラグインハイブリッド車は含まない)に対し、自動車税を10年間免除する。免税期間終了後は、車両総重量200kg当たり11.25EUR(車両総重量2,000kg以下)、12.02EUR(車両総重量2,000kg超～3,000kg以下)、12.78EUR(車両総重量3,000kg超)をさらに50%軽減した税額で課税される。

重課措置

なし

税収推移

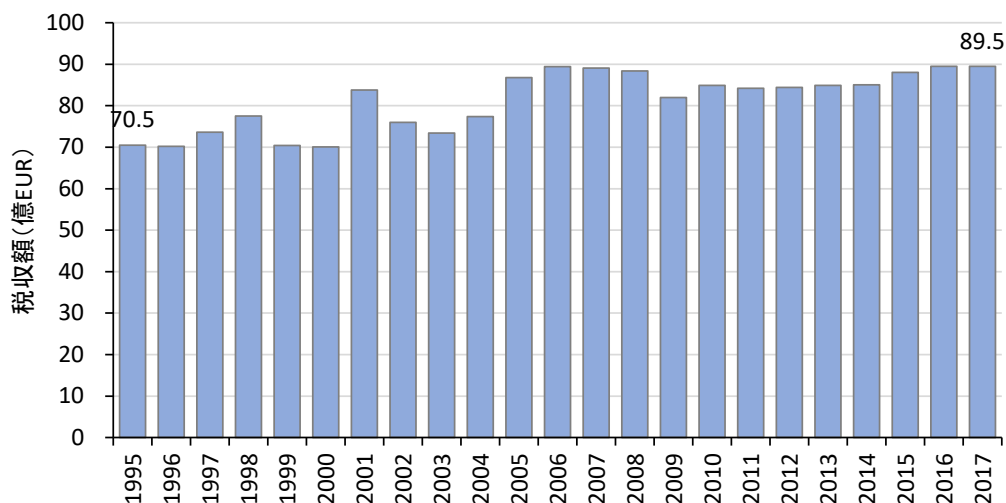


図 III-13 : ドイツ自動車税の税収推移⁹⁵

⁹³ Kraftfahrzeugsteuergesetz § 3d(自動車税法第3d条)

⁹⁴ Kraftfahrzeugsteuergesetz § 9(自動車税法第9条)

⁹⁵ 欧州委員会ウェブページ「Data on taxation:National tax lists (Germany)」

https://ec.europa.eu/taxation_customs/business/economic-analysis-taxation/data-taxation_en (最終閲覧日: 2019年8月5日)

2.3 走行段階の課税

(1) エネルギー税

名称

Energiesteuer

導入年

1939 年

課税主体

連邦

課税客体⁹⁶

課税地域内(ビュージンゲン及びヘルゴラント島を除くドイツ連邦共和国の領土)におけるエネルギー製品。エネルギー製品は、欧州の合同関税品目分類表(CN)⁹⁷で定められた分類で定義されている。主な燃料としては、電力又は暖房用燃料用途の動物性又は植物性油脂(CN 1507～1518)、石炭、褐炭、コークス、石炭ガス、原油、石油、ガス状炭化水素等(CN 2701,2702,2704-2715)、非環式炭化水素、芳香族炭化水素等(CN 2901,2902)、電力又は暖房用燃料用途のメタノール(CN 2905 1100)などが対象となる。

納税義務者^{98, 99, 100}

- ・ 課税地域外から商業目的でエネルギー製品を受け取る者(輸入業者)
- ・ 石炭を商業目的で供給する者(石炭採掘事業者)
- ・ 課税地域内のパイプライン網から天然ガスを供給する者(天然ガス供給事業者)

納税時期^{101, 102}

輸入業者の場合、課税地域にエネルギー製品を引き取った時点で納税申告書を提出し、直ちに支払う。石炭採掘事業者、天然ガス供給事業者の場合、翌月 15 日までに納税申告書を提出し、翌月 25 日に支払う。但し、天然ガス供給事業者は、1 年にまとめて前払い(その場合、納付日は 6 月 25 日)することも選択できる。

⁹⁶ Energiesteuergesetz § 1(エネルギー税法第 1 条)

⁹⁷ 「COMMISSION IMPLEMENTING REGULATION (EU) 2018/1602 of 11 October 2018」<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=CELEX:32018R1602&from=DE> (EUR-Lex ウェブページ)

⁹⁸ Energiesteuergesetz § 15(エネルギー税法第 15 条)

⁹⁹ Energiesteuergesetz § 31(エネルギー税法第 31 条)

¹⁰⁰ Energiesteuergesetz § 38(エネルギー税法第 38 条)

¹⁰¹ Energiesteuergesetz § 22(エネルギー税法第 22 条)

¹⁰² Energiesteuergesetz § 33, § 39(エネルギー税法第 33 条、第 39 条)

納税方法¹⁰³

税負担額を自身で計算し、記載した納税申告書 (Formular 1100 "Energiesteueranmeldung - ohne Heizstoffe, Erdgas und Kohle") を、当該地域の税関に提出する。

課税標準

各燃料の固有単位

税率・税額¹⁰⁴

各エネルギー製品の標準税率は下表のとおり。

表 III-14：ドイツエネルギー税の標準税率（主要な燃料のみ抜粋）

燃料		税率
無鉛ガソリン	硫黄含有量 10mg/kg 超	669.80EUR/kL
	硫黄含有量 10mg/kg 以下	654.50EUR/kL
有鉛ガソリン(自動車用途及びジェット燃料)		721.00EUR/kL
軽油	硫黄含有量 10mg/kg 超	485.70EUR/kL
	硫黄含有量 10mg/kg 以下	470.40EUR/kL
灯油	硫黄含有量 50mg/kg 超	76.35EUR/kL
	硫黄含有量 50mg/kg 以下	61.35EUR/kL
重油		25.00EUR/t
石炭、石油コークス		0.33EUR/GJ
天然ガス		5.50EUR/MWh
液化ガス		60.60EUR/t

税収用途

一般会計

次世代自動車への減免措置

なし

重課措置

なし

¹⁰³ 「Steuerentstehung, Anmeldung, Fälligkeit」(ドイツ連邦税関ウェブページ)
https://www.zoll.de/DE/Fachthemen/Steuern/Verbrauchssteuern/Energie/Grundsuetze-Besteuerung/Steuerentstehung/steuerentstehung_node.html

¹⁰⁴ Energiesteuergesetz § 2 (エネルギー税法第 2 条)

税収推移

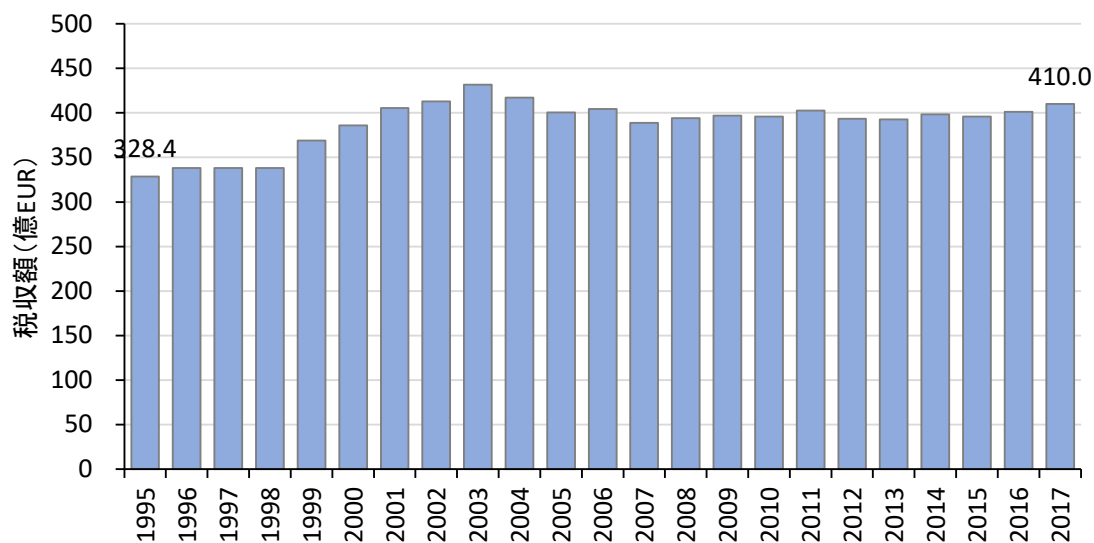


図 III-14 : ドイツエネルギー税の税収推移¹⁰⁵

(2) 電気税

名称

Stromsteuer

導入年

1999年

課税主体

連邦

課税客体¹⁰⁶

課税地域内(ビュージンゲン及びヘルゴラント島を除くドイツ連邦共和国の領土)における電気

納税義務者¹⁰⁷

課税区域内にある電力供給事業者及び自家発電を行った者

納税時期¹⁰⁸

毎月支払いもしくは年間支払いを選択することができる。毎月支払う場合は、翌月の15日まで

¹⁰⁵ 「Data on taxation: National tax lists (Germany)」(欧州委員会ウェブページ)

https://ec.europa.eu/taxation_customs/business/economic-analysis-taxation/data-taxation_en

¹⁰⁶ Stromsteuergesetz § 1(電気税法第1条)

¹⁰⁷ Stromsteuergesetz § 5(電気税法第5条)

¹⁰⁸ Stromsteuergesetz § 8(電気税法第8条)

に納税申告書を提出し、翌月 25 日に支払う。年に 1 回支払う場合は、翌年の 5 月 31 日まで
に納税申告書を提出し、翌年の 6 月 25 日に支払う。

納税方法¹⁰⁹

税負担額を自身で計算し、記載した納税申告書(Formular 1400 "Stromsteueranmeldung")を、
当該地域の税関に提出する。

課税標準

電力供給量

税率・税額¹¹⁰

1MWh 当たり 20.50EUR

税収用途

一般会計

次世代自動車への減免措置

なし

重課措置

なし

税収推移

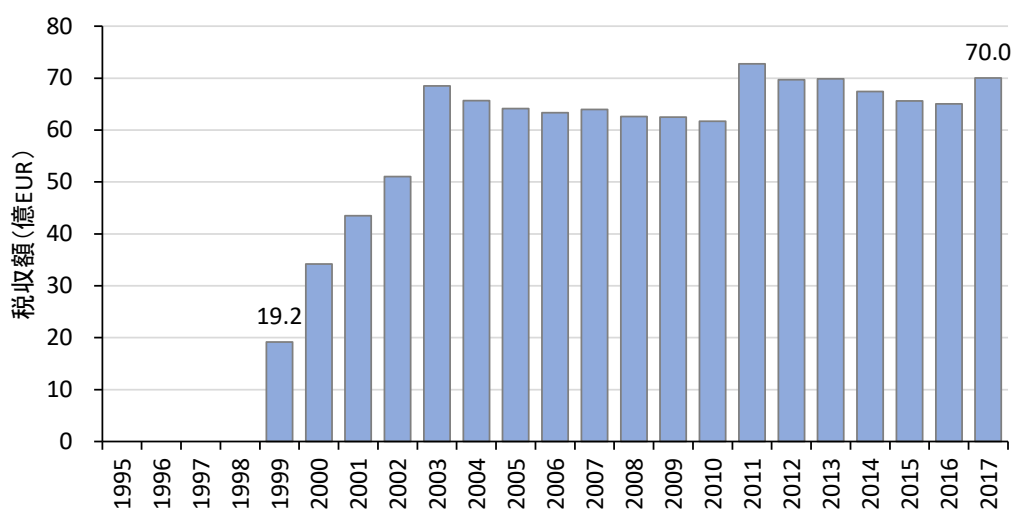


図 III-15 : ドイツ電気税の税収推移¹¹¹

¹⁰⁹ 「Anmeldung der Stromsteuer」(ドイツ連邦税関ウェブページ)

https://www.zoll.de/DE/Fachthemen/Steuern/Verbrauchssteuern/Strom/Grundsatz-der-Besteuerung/Anmeldung-der-Steuer/anmeldung-der-steuer_node.html

¹¹⁰ Stromsteuergesetz § 3(電気税法第 3 条)

¹¹¹ 「Data on taxation: National tax lists (Germany)」(欧州委員会ウェブページ)

https://ec.europa.eu/taxation_customs/business/economic-analysis-taxation/data-taxation_en

(3) 重量貨物車通行税

名称

Lkw-Maut

導入年

2005 年

課税主体

連邦

課税客体¹¹²

ドイツ国内の対象区域(高速道路及び全ての連邦幹線道路とする全長 52,000km の道路)を通行し、貨物輸送用途として使用される車両総重量 7.5 トン以上の全ての貨物車

納税義務者¹¹³

課税客体となる貨物車の所有者

納税時期

連邦政府から承認を受けたプロバイダー(Tool Collect 社¹¹⁴)に対して、選択する支払い方法に応じて異なる。登録口座からの引落しの場合は 14 日分あるいは 30 日分置きの支払いを選択でき、クレジットカード払いの場合はクレジットカード会社との契約によって決まる。

納税方法¹¹⁵

支払い方法は、登録口座からの引落しやクレジットカード払い、現金支払いなどを納税義務者が選択できる。

課税標準

対象区域における走行距離

税率・税額¹¹⁶

道路損傷、大気汚染、騒音の外部性に対して、それぞれ走行距離あたりの税率が定められており、3 つの外部性の税率の合計に、対象区域における走行距離を乗じることで税負担額が決定する。各外部性の税率は以下のとおり。

➤ 道路損傷

道路損傷に対する課税については、車両総重量と車軸数に応じて、下表のとおり走行距離当

¹¹² Bundesfernstraßenmautgesetz § 1(連邦幹線道路料金法 第 1 条)

¹¹³ Bundesfernstraßenmautgesetz § 2(連邦幹線道路料金法 第 2 条)

¹¹⁴ https://www.toll-collect.de/en/toll_collect/tc_homepage.html

¹¹⁵ 「Payment methods」(Tool Collect 社ウェブページ) https://www.toll-collect.de/en/toll_collect/bezahlen/zahlungsweisen/bezahlung.html

¹¹⁶ Bundesfernstraßenmautgesetz § 3、Anlage 1(連邦幹線道路料金法 第 3 条、附則第 1 条)

たりの税率が設定されている。

表 III-15 : 道路損傷に対する税率 (ドイツ Lkw-Maut)

車両総重量	車軸数	税率
7.5トン以上 12トン未満	- (指定なし)	8.0 € EUR/km
12トン以上 18トン以下		11.5 € EUR/km
18トン超	3本以下	16.0 € EUR/km
	4本以上	17.4 € EUR/km

➤ 大気汚染

大気汚染に対する課税については、自動車交通許可令 StVZO の附則第 14 条に定義されている国内の車両クラスに基づき分類されたカテゴリ A~F に応じて、下表のとおり走行距離当たりの税率が設定されている。

表 III-16 : 大気汚染に対する税率 (ドイツ Lkw-Maut)

カテゴリ	税率
A (S6)	1.1 € EUR/km
B (S5 及び EEV 1)	2.2 € EUR/km
C (S4 及び S3 のうち粒子状物質の削減率が一定以上のもの)	3.2 € EUR/km
D (S3 及び S2 のうち粒子状物質の削減率が一定以上のもの)	6.4 € EUR/km
E (S2)	7.4 € EUR/km
F (S1 及び StVZO 附則第 14 条のカテゴリに該当しないもの)	8.5 € EUR/km

➤ 騒音

騒音に対する課税については、車両の諸元に限らず、一律 0.2 € EUR/km となっている。

税収使途¹¹⁷

Tollシステムの運用・モニタリング・管理に係る費用、運送事業者の雇用・資格・環境・安全性の目標実施に向けた連邦プログラムに係る費用(上限 4.5 億 EUR)に拠出した後、残りは幹線道路の改善に充当される。

次世代自動車への減免措置

電気自動車税法で定められる電気自動車(燃料電池自動車、プラグインハイブリッド車を含む)は免税。

重課措置

なし

¹¹⁷ Bundesfernstraßenmautgesetz § 11(連邦幹線道路料金法 第 11 条)

税収推移

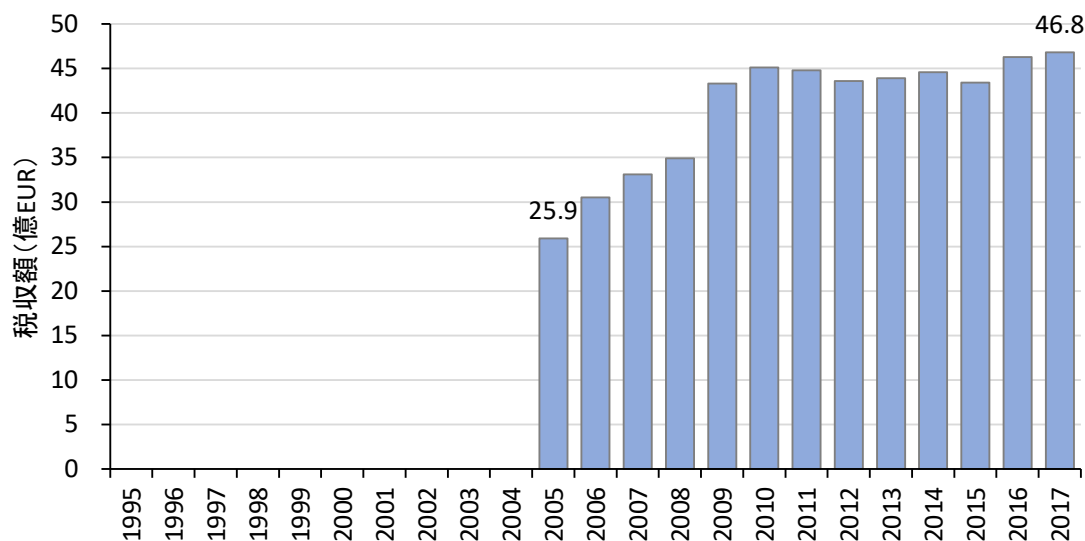


図 III-16 : ドイツ重量貨物車通行税の税収推移¹¹⁸

BOX 1 ドイツ重量貨物車通行税における走行距離の捕捉方法について

ドイツでは、連邦交通・建設・都市開発省と契約した民間事業者である Toll collect 社が運用するシステムを通じて、走行距離の捕捉及び料金の徴収を行っている。具体的には、GPS 機能を搭載した車載器(OBU)を運転者が設置し、車両総重量や欧州排ガス規制等の車両データを入力した上で、課金対象車両が走行したルートと距離を把握して課金額を算定後、携帯電話回線を通じて Toll collect 社に送付し、運送業者に対して料金を徴収する。システム全体の仕組みを下図に示す。

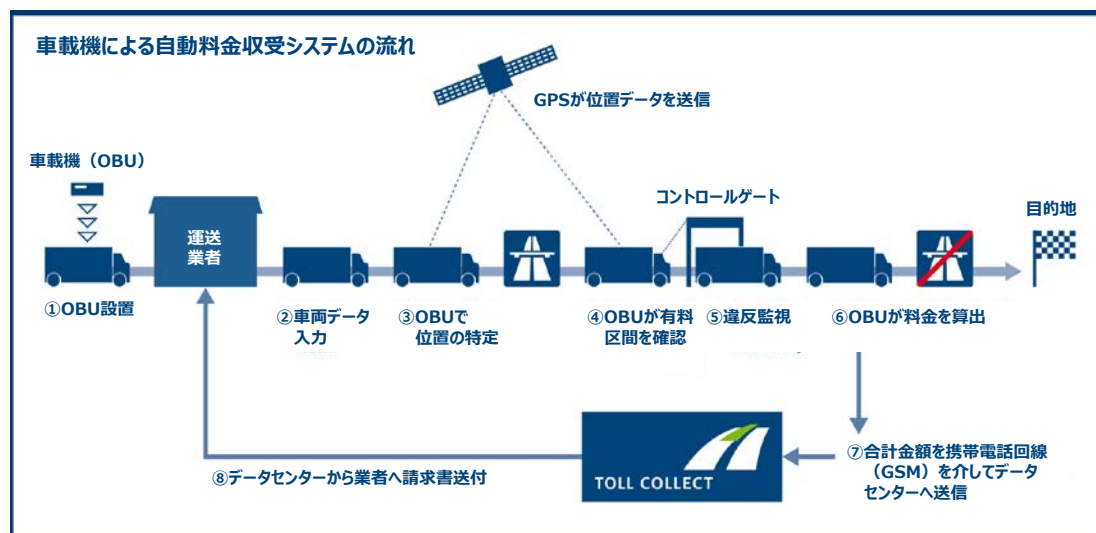


図 : ドイツにおける車載機を用いた自動料金収受システムの仕組み

(出典) Toll collect (2015) 「Lkw-maut in Deutschland – Nutzerinformationen」

¹¹⁸ Fraunhofer ISI (2016) 「Economic impact of introducing road charging for Heavy Goods Vehicles」

3. 英国

3.1 取得段階の課税

(1) 付加価値税

名称

Value Added Tax

課税主体

国

課税客体¹¹⁹

英国国内における商品又はサービスの供給、欧州加盟国から英国への商品又はサービスの取得、欧州非加盟国からの商品又はサービスの輸入

納税義務者¹²⁰

事業活動として財貨又はサービスの供給を行う者で登録を義務づけられている者及び輸入者。但し、直近1年間の課税売上高が85,000GBP以下の事業者又は今後1年間の課税売上見込高が83,000GBP以下の事業者は、自ら課税事業者となることを選択可能。

課税標準¹²¹

商品又はサービスの供給、取得、輸入の対価と等しい金額

税率・税額¹²²

標準税率は20%であり、車両の購入には標準税率が適用される。但し、品目に応じて非課税、ゼロ税率(0%)、軽減税率(5%)が適用される。

税収使途

一般会計

減免措置¹²³

- ・ 非課税: 土地の譲渡(新築建物の建築用地を除く)・賃貸、中古建物の譲渡、建物の賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便、福祉等
- ・ ゼロ税率(0%): 食料品、水道水(家庭用)、新聞、雑誌、書籍、国内旅客輸送、医薬品、居住用建物の建築(土地を含む)、新築建物の譲渡(土地を含む)、障害者用機器等

¹¹⁹ Value Added Tax Act 1994 Section 1(1994年付加価値税法 第1条)

¹²⁰ Value Added Tax Act 1994 Section 19~21(1994年付加価値税法 第19~21条)

¹²¹ Value Added Tax Act 1994 Section 3, 29A~31 SCHEDULE 1~3A(1994年付加価値税法 第3, 29A~31条、附則1~3A条)

¹²² Value Added Tax Act 1994 Section 2(1994年付加価値税法 第2条)

¹²³ Value Added Tax Act 1994 SCHEDULE 7A, 8, 9(1994年付加価値税法 附則7A, 8, 9条)

- ・ 軽減税率(5%) : 暖房用燃料、電力、ガス、住宅用省エネ素材等
(次世代自動車に対する減免措置は講じられていない)

税収推移

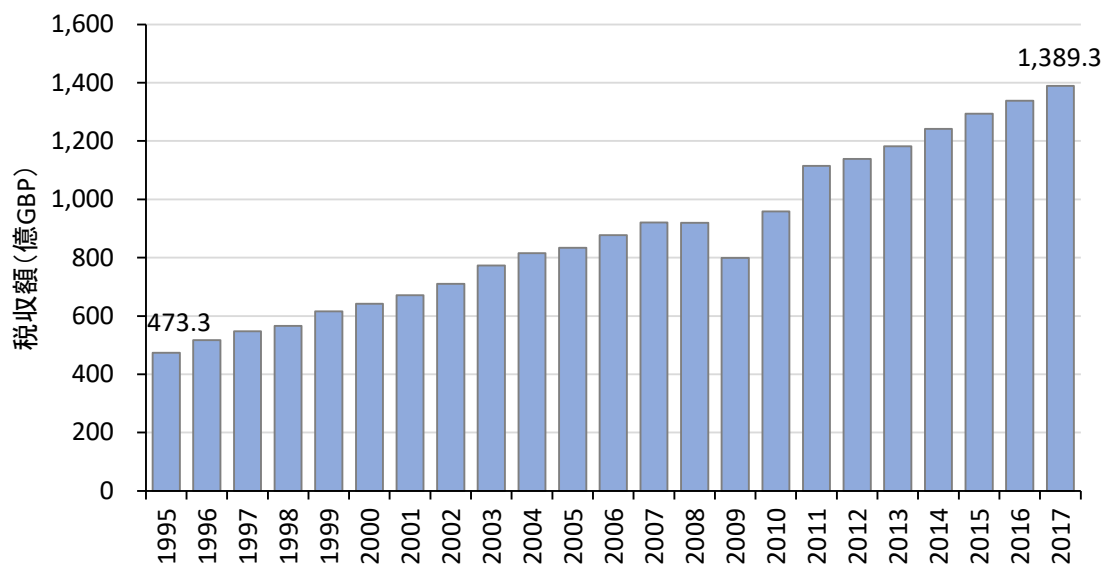


図 III-17 : 英国付加価値税の税収推移¹²⁴

3.2 保有段階の課税

(1) 自動車税

名称

Vehicle Excise Duty (VED)

導入年

1888年

課税主体

国

課税客体¹²⁵

1994年車両物品登録法の第21条に基づき車両登録が行われている機械的に駆動する車両、あるいは、イギリス国内の公道で使用又は保管されている機械的に駆動する車両

¹²⁴ 「Data on taxation: National tax lists (United Kingdom)」(欧州委員会ウェブページ)

https://ec.europa.eu/taxation_customs/business/economic-analysis-taxation/data-taxation_en

¹²⁵ Vehicle Excise and Registration Act 1994 Section 1 (1994年車両物品登録法 第1条)

納税義務者¹²⁶

1994 年車両物品登録法の第 21 条に基づき車両登録が行われている車両については、同法に基づき登録されている者。イギリス国内の公道で使用又は保管されている車両については、車両を保持している免許証を保有する者。

納税時期¹²⁷

基本的に、車両登録から 12 ヶ月毎に支払う。但し、納税義務者は月毎、半年毎、年毎の支払いを選択することができるが、月または半年で分割払いする場合は、標準税率に年間で 5% 上乗せした額が徴収される。

納税方法¹²⁸

納税義務者は口座振替又はクレジットカード支払いを選択できる。

課税標準

➤ 二輪車・三輪車

排気量

➤ 乗用車

(初回)燃料種、CO2 排出量 (2 回目以降)燃料種

➤ バス

座席数

➤ 軽量貨物車

(自家用)排気量 (営業用)欧州排ガス規制、車両登録日

➤ 重量貨物車 (トレーラー除く)

トラクタ部分の車軸数、トレーラー部分の車軸数、最大積載量

➤ トレーラー

Levy バンド、トレーラー部分を含む車両総重量、エアサスペンションの有無

税率・税額

➤ 二輪車・三輪車

二輪車及び三輪車の税率は、排気量に応じて下表のとおり設定されている。

¹²⁶ Vehicle Excise and Registration Act 1994 Section 1C, 1D(1994 年車両物品登録法 第 1C 条, 第 1D 条)

¹²⁷ Vehicle Excise and Registration Act 1994 Section 2(1994 年車両物品登録法 第 2 条)

¹²⁸ Vehicle Excise and Registration Act 1994 Section 19B, 19C(1994 年車両物品登録法 第 19B 条, 第 19C 条)

表 III-17：英国自動車税の税率（二輪車・三輪車）

車種	排気量	税率(GBP)	車種	排気量	税率(GBP)
二輪車	150cc 以下	20	三輪車	150cc 以下	20
	151cc-400cc	43		150cc 超	91
	401cc-600cc	66			
	600cc 超	91			

➤ 乗用車

乗用車においては、車両登録年月が2017年4月以前か以後かによって、税率が異なる。

（2017年4月以降に車両登録された乗用車）

初回の支払いでは、CO2排出量と燃料種に応じて、下表の税額が設定されている。

表 III-18：英国自動車税の税率（2017年4月以降に車両登録された乗用車：初回）

CO2 排出量 (gCO2/km)	税率(GBP/年)		
	ガソリン/ディーゼル ^{※1}	ディーゼル ^{※2}	代替燃料
0	0	0	0
1-50	10	25	0
51-75	25	110	15
76-90	110	130	100
91-100	130	150	120
101-110	150	170	140
111-130	170	210	160
131-150	210	530	200
151-170	530	855	520
171-190	855	1,280	845
191-225	1,280	1,815	1,270
226-255	1,815	2,135	1,805
256-	2,135	2,135	2,125

※1: 排出ガス基準 RDE2 (Real Driving Emissions 2) 試験法の基準を満たすディーゼル車

※2: 排出ガス基準 RDE1 試験法の基準を満たすディーゼル車

2回目以降の支払いでは、燃料種に応じて、下表の税額が設定されている。なお、中古車の場合は、燃料種にかかわらず最初の5年間は320GBP上乗せした額となる。

表 III-19：英国自動車税の税率（2017年4月以降に車両登録された乗用車：2回目以降）

燃料種	ガソリン/ディーゼル	代替燃料	電気
税率(GBP/年)	145	135	0

（2017年4月以前に車両登録された乗用車）

CO2排出量と燃料種に応じて、下表の税額が設定されている。

表 III-20：英国自動車税の税率（2017年4月以前に車両登録された乗用車）

CO2 排出量 (gCO2/km)	税率(GBP/年)	
	ガソリン/ディーゼル	代替燃料
0-100	0	0
101-110	20	10

CO2 排出量 (gCO2/km)	税率(GBP/年)	
	ガソリン/ディーゼル	代替燃料
111-120	30	20
121-130	125	115
131-140	145	135
141-150	160	150
151-165	200	190
166-175	235	225
176-185	260	250
186-200	300	290
201-225	325	315
226-255	555	545
256-	570	560

➤ バス

バスは、座席数に応じて下表のとおり設定される。

表 III-21：英国自動車税の税率（バス）

座席数	税率(GBP/年)
10～17 席	165
18～36 席	220
37～61 席	330
62 席以上	500

➤ 軽量貨物車（Light Goods Vehicle; LGV）

車両重量が 3,500kg 以下の軽量貨物車(LGV)は、自家用の場合は排気量に応じて、営業用の場合は車両登録時期及び欧州排ガス規制に応じて、下表のとおり税率が設定される。なお、英国政府は、遅くとも 2020 年 4 月までには、軽量貨物車に対しても CO2 排出量をベースとした税体系に変更するレポートを 2018 年 10 月に公表している¹²⁹。

表 III-22：英国自動車税の税率（軽量貨物車）

課税対象	課税区分	税率(GBP/年)
自家用	排気量 1549cc 以下	160
	排気量 1549cc 超	265
営業用	2009 年 1 月 1 日から 2010 年 12 月 31 日に登録された車両かつ Euro 5 を満たす	140
	2003 年 3 月 1 日から 2006 年 12 月 31 日に登録された車両かつ Euro 4 を満たす	
	2001 年 3 月 1 日以降に登録された車両	240

➤ 重量貨物車（トレーラー除く）

トラクタ部分（牽引自動車として引っ張る部分）の車軸数とトレーラー部分（牽引される荷台部分）の車軸数、最大積載量に応じて、税率バンド及び税率が下表のとおり設定される。なお、

¹²⁹ 英国政府(2018)「Vehicle Excise Duty for vans: summary of responses」

最大積載量 12,000kg 以上の車両（バンド A0、B0 以外の車両）は、後述する重量車道路利用税（HGV road user levy）が同時に課されることとなっており、その分を考慮して VED が設定されている。A0 や B0 の税率が A1 や B1 の税額より高い理由はそのためである。

表 III-23：重量貨物車の税率バンド

トラック（トレーラー部分なし）			
最大積載量	2 軸	3 軸	4 軸以上
3,500-7,499kg	A0	A0	A0
7,500-11,999kg	B0	B0	B0
12,000-13,999kg	B1	B1	B1
14,000-14,999kg	B2	B1	B1
15,000-18,999kg	D1	B1	B1
19,000-20,999kg	D1	B3	B1
21,000-22,999kg	D1	C1	B1
23,000-24,999kg	D1	D1	C1
25,000-26,999kg	D1	D1	D1
27,000-43,999kg	D1	D1	E1
セミトレーラー（トラクタ部分の車軸が 2 軸）			
最大積載量	トレーラー 2 軸	トレーラー 3 軸	トレーラー 4 軸以上
3,500-11,999kg	A0	A0	A0
12,000-21,999kg	A1	A1	A1
22,000-22,999kg	A2	A1	A1
23,000-24,999kg	A5	A1	A1
25,000-25,999kg	C2	A3	A1
26,000-27,999kg	C2	A4	A1
28,000-30,999kg	D1	D1	A1
31,000-32,999kg	E1	E1	C1
33,000-33,999kg	E1	E2	C1
34,000-37,999kg	F	F	E1
38,000-43,999kg	G	G	G
セミトレーラー（トラクタ部分の車軸が 3 軸以上）			
最大積載量	トレーラー 2 軸	トレーラー 3 軸	トレーラー 4 軸以上
3,500-11,999kg	A0	A0	A0
12,000-24,999kg	A1	A1	A1
25,000-25,999kg	A3	A1	A1
26,000-27,999kg	A4	A1	A1
28,000-28,999kg	C1	A1	A1
29,000-30,999kg	C3	A1	A1
31,000-32,999kg	E1	C1	A1
33,000-33,999kg	E2	D1	A1
34,000-35,999kg	E2	D1	C1
36,000-37,999kg	F	E1	D1
38,000-43,999kg	G	G	E1

表 III-24：英国自動車税の税率（重量貨物車）

バンド	税率 (GBP/年)	バンド	税率 (GBP/年)	バンド	税率 (GBP/年)
A0	165	B0	200	C3	289
A1	80	B1	95	D1	300
A2	84	B2	105	E1	560
A3	100	B3	125	E2	609

A4	146
A5	151

C1	210
C2	265

F	690
G	850

➤ トレーラー

トレーラーについては、トレーラー部分を除いた車両重量と車軸数に応じて、重量車道路利用税(HGV road user levy)の Levy バンドが設定され、Levy バンドとトレーラー部分を含む車両総重量、エアサスペンションの有無に応じて、下表のとおり税率が設定される。

表 III-25 : トレーラーの Levy バンド

車両重量(トレーラー部分除く)	2 軸	3 軸	4 軸以上
12,000-14,999kg	B(T)	B(T)	B(T)
15,000-20,999kg	D(T)	B(T)	B(T)
21,000-22,999kg	—	C(T)	B(T)
23,000-24,999kg	—	D(T)	C(T)
25,000-26,999kg	—	D(T)	D(T)
27,000-43,999kg	—	—	E(T)

表 III-26 : 英国自動車税の税率 (トレーラー)

エアサスペンションあり				エアサスペンションなし			
車軸	Levy バンド	車両総重量	税率 (GBP /年)	車軸	Levy バンド	車両総重量	税率 (GBP /年)
2 軸	B(T)	27,000kg 未満	230	2 軸	B(T)	27,000kg 未満	230
		33,000kg 未満	295			31,000kg 未満	295
		36,000kg 未満	401			33,000kg 未満	401
		38,000kg 未満	319			36,000kg 未満	609
		40,000kg 未満	444			38,000kg 未満	444
	40,000kg 未満	444	40,000kg 未満			604	
	D(T)	30,000kg 未満	365		D(T)	30,000kg 未満	365
		38,000kg 未満	430			33,000kg 未満	430
40,000kg 未満		444	36,000kg 未満	609			
3 軸	B(T)	33,000kg 未満	230	D(T)	38,000kg 未満	444	
		38,000kg 未満	295		40,000kg 未満	604	
		40,000kg 未満	392		B(T)	29,000kg 未満	230
		44,000kg 未満	295			31,000kg 未満	289
	C(T)	35,000kg 未満	305	33,000kg 未満		230	
		38,000kg 未満	370	36,000kg 未満		295	
		40,000kg 未満	392	38,000kg 未満		392	
	D(T)	44,000kg 未満	370	D(T)		40,000kg 未満	542
		33,000kg 未満	365		C(T)	31,000kg 未満	305
		36,000kg 未満	401			33,000kg 未満	401
38,000kg 未満		365	35,000kg 未満			305	
4 軸	B(T)	35,000kg 未満	230	D(T)	36,000kg 未満	370	
		44,000kg 未満	295		38,000kg 未満	392	
	C(T)	37,000kg 未満	305	D(T)	40,000kg 未満	542	
		44,000kg 未満	370		31,000kg 未満	365	
	D(T)	39,000kg 未満	365	D(T)	33,000kg 未満	401	
		44,000kg 未満	430		35,000kg 未満	609	

エアサスペンションあり			
車軸	Levy バンド	車両 総重量	税率 (GBP /年)
	E(T)	44,000kg 未満	600

エアサスペンションなし			
車軸	Levy バンド	車両 総重量	税率 (GBP /年)
		36,000kg 未満	365
		37,000kg 未満	392
		38,000kg 未満	430
		40,000kg 未満	542
4 軸	B(T)	35,000kg 未満	230
		40,000kg 未満	295
	C(T)	37,000kg 未満	305
		40,000kg 未満	370
	D(T)	36,000kg 未満	365
		37,000kg 未満	444
		39,000kg 未満	365
		40,000kg 未満	430
	E(T)	38,000kg 未満	535
		40,000kg 未満	604

税収使途¹³⁰

一般会計

次世代自動車への減免措置

乗用車においては、表 III-18 や表 III-19 に示すとおり、CO2 排出量が 0gCO₂/km となる電気自動車や燃料電池自動車の税額がゼロとなっており、実質的な税負担はない。

重課措置

なし

税収推移

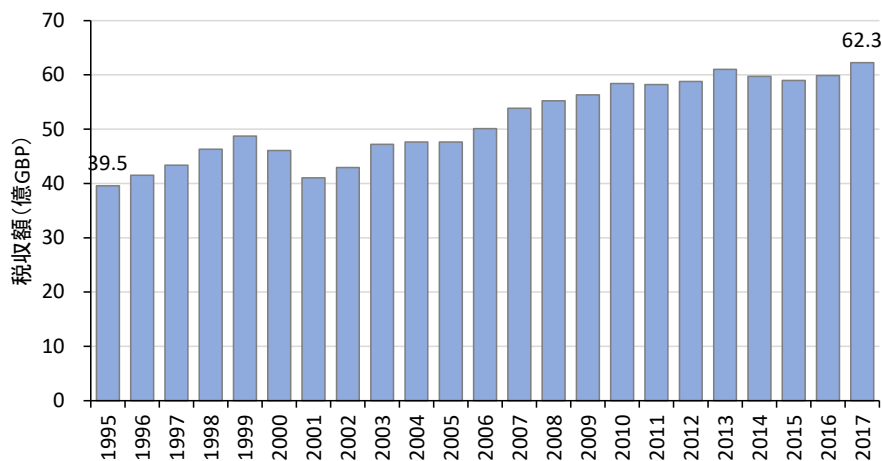


図 III-18 : 英国自動車税の税収推移¹³¹

¹³⁰ Vehicle Excise and Registration Act 1994 Section 6 (1994 年車両物品登録法 第 6 条)

¹³¹ 「Data on taxation: National tax lists (United Kingdom)」(欧州委員会ウェブページ)

https://ec.europa.eu/taxation_customs/business/economic-analysis-taxation/data-taxation_en

3.3 走行段階の課税

(1) 炭化水素油税

名称

Hydrocarbon Oil Duty

導入年

1979年

課税主体

国

課税客体 ^{132, 133, 134}

- ・ イギリス国内に輸入された又はイギリス国内で生産した炭化水素油
- ・ イギリス国内に輸入された又はイギリス国内で生産・混合した輸送用途のバイオディーゼル、バイオエタノール等
- ・ イギリス国内で道路用途として製造業者から引き取った燃料ガス

納税義務者

炭化水素油、バイオ燃料を輸入する者又は製造する者、道路用途の燃料ガスの供給業者

納税時期

4半期毎または月毎

納税方法

➤ 炭化水素油、バイオ燃料の輸入業者

保税倉庫から引き取る場合、英国政府ウェブページの報告フォーム(HO10¹³⁵)から、課税対象となる燃料の義務量を報告することで、Bacs(銀行自動決済システム)又はCHAPS(決済機関自動システム)を通じて自動的に徴収される¹³⁶。

➤ 炭化水素油、バイオ燃料の製造業者及び燃料ガスの供給業者

燃料の製造業者及び供給業者は、英国政府ウェブページの報告フォーム(C&E930A¹³⁷)から、

¹³² Hydrocarbon Oil Duties Act 1979 Section 6(1979年炭化水素油税法 第6条)

¹³³ Hydrocarbon Oil Duties Act 1979 Section 6AA, 6AD, 6AG(1979年炭化水素油税法 第6AA条, 第6AD条, 第6AG条)

¹³⁴ Hydrocarbon Oil Duties Act 1979 Section 6(1979年炭化水素油税法 第8条)

¹³⁵ 「Report excise duty on fuel removed from warehouse (HO10)」(英国政府ウェブページ)

<https://www.gov.uk/guidance/report-excise-duty-on-fuel-removed-from-warehouse-ho10>

¹³⁶ 「Excise Notice 179: motor and heating fuels – general information and accounting for Excise Duty and VAT」(英国政府ウェブページ) <https://www.gov.uk/government/publications/excise-notice-179-motor-and-heating-fuels-general-information-and-accounting-for-excise-duty-and-vat>

¹³⁷ 「Report excise duty on gas for use as fuel in a road vehicle (C&E930A)」(英国政府ウェブページ)

<https://www.gov.uk/guidance/report-excise-duty-on-gas-for-use-as-fuel-in-a-road-vehicle-ce930a>

課税対象となる燃料ガスの義務量を報告し、還付の期間が終了した翌月の15日までに、Bacs（銀行自動決済システム）、CHAPS（決済機関自動システム）、小切手、口座引き落としのいずれかで支払う¹³⁸。

課税標準

各燃料の固有単位

税率・税額

各エネルギー製品の標準税率は下表のとおり。

表 III-27：英国炭化水素油税の標準税率（主要な燃料のみ抜粋）¹³⁹

燃料	税率
無鉛ガソリン	0.5795GBP/L
軽油	0.5795GBP/L
ジェット燃料	0.3770GBP/L
重油	0.1070GBP/L
灯油（輸送用途や暖房用途を除く）	0.1114GBP/L
バイオエタノール	0.5795GBP/L
バイオディーゼル	0.5795GBP/L
LPG	0.3161GBP/kg
バイオガスを含む輸送用途の天然ガス	0.2470GBP/kg

税収使途

一般会計

次世代自動車への減免措置

なし

重課措置

なし

¹³⁸ 「Excise Notice 76: excise duty on gas for use as fuel in road vehicles」(英国政府ウェブページ)
<https://www.gov.uk/government/publications/excise-notice-76-excise-duty-on-gas-for-use-as-fuel-in-road-vehicles>

¹³⁹ Hydrocarbon Oil Duties Act 1979 Section 6 等 (1979 年炭化水素油税法 第 6 条)

税収推移

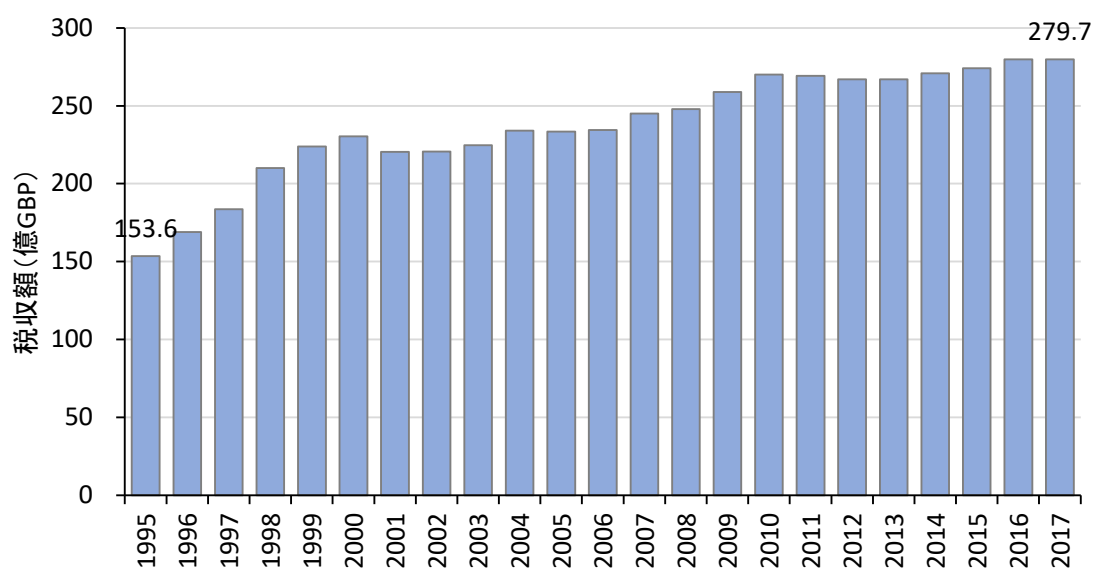


図 III-19：英国燃料税の税収推移¹⁴⁰

(2) 重量車道路利用税

名称

HGV Road User Levy (重量車道路利用税)

導入年

2014年

課税主体

国

課税客体¹⁴¹

国務長官が定めるイギリス国内の公道(public road)を走行する、車両総重量12トン以上の重量貨物車(1994年車両物品登録法で定める国内登録車及び一時的に滞在する海外の非登録車)

納税義務者¹⁴²

- ・ 国内登録車の場合: 車両登録の際に登録した車両の保有者
- ・ 非登録車の場合: EU域内のコミュニティライセンスの保有者又は車両を保管する者

¹⁴⁰ 「Data on taxation: National tax lists (United Kingdom)」(欧州委員会ウェブページ)

https://ec.europa.eu/taxation_customs/business/economic-analysis-taxation/data-taxation_en

¹⁴¹ HGV Road User Levy Act 2013 Section 2,3 (2013年重量車道路利用税法 第2条, 第3条)

¹⁴² HGV Road User Levy Act 2013 Section 4 (2013年重量車道路利用税法 第4条)

納税時期¹⁴³

走行を開始する前(納税者は自身で通行する期間(1日、1週間、1ヶ月、半年、1年間)を選択し、事前に納税することで走行する許可を得る)

納税方法¹⁴⁴

英国政府ウェブページ上で支払う。支払い方法はクレジットカード、デビットカード、口座振替、銀行振込、PayPal、現金から選ぶことができる。

課税標準

➤トラック・セミトレーラー

トラクタ部分の車軸数、トレーラー部分の車軸数、最大積載量

➤トレーラー

トレーラー部分を含む車両総重量、エアサスペンションの有無

税率・税額¹⁴⁵

車両の形状(トラック、セミトレーラー、トレーラー)に応じて、下表とおり税率バンドが設定され、税率バンド毎に1日、1週間、1ヶ月、1年間の税率が設定されている。

表 III-28：トラック・セミトレーラーの税率バンド

トラック(トレーラー部分なし)			
最大積載量	2軸	3軸	4軸以上
12,000-14,999kg	B	B	B
15,000-20,999kg	D	B	B
21,000-22,999kg	D	C	B
23,000-24,999kg	D	D	C
25,000-26,999kg	D	D	D
27,000-43,999kg	D	D	E
44,000kg-	G	G	G
セミトレーラー(トラクタ部分の車軸が2軸)			
最大積載量	トレーラー2軸	トレーラー3軸	トレーラー4軸以上
12,000-24,999kg	A	A	A
25,000-27,999kg	C	A	A
28,000-30,999kg	D	D	A
31,000-33,999kg	E	E	C
34,000-37,999kg	F	F	E
38,000-43,999kg	G	G	G
セミトレーラー(トラクタ部分の車軸が3軸以上)			
最大積載量	トレーラー2軸	トレーラー3軸	トレーラー4軸以上
12,000-27,999kg	A	A	A
28,000-30,999kg	C	A	A
31,000-32,999kg	E	C	A
33,000-33,999kg	E	D	A

¹⁴³ HGV Road User Levy Act 2013 Section 5,6(2013年重量車道路利用税法 第5条, 第6条)

¹⁴⁴ 「Pay the HGV levy」(英国政府ウェブページ) <https://www.hgvlevy.service.gov.uk/>

¹⁴⁵ HGV Road User Levy Act 2013 Schedule 1(2013年重量車道路利用税法 附則第1条)

34,000-35,999kg	E	D	C
36,000-37,999kg	F	E	D
38,000-43,999kg	G	G	E

表 III-29 : トレーラーの税率バンド

車両重量(トレーラー部分除く)	2 軸	3 軸	4 軸以上
12,000-14,999kg	B(T)	B(T)	B(T)
15,000-20,999kg	D(T)	B(T)	B(T)
21,000-22,999kg	E(T)	C(T)	B(T)
23,000-24,999kg	E(T)	D(T)	C(T)
25,000-26,999kg	E(T)	D(T)	D(T)
27,000-43,999kg	E(T)	E(T)	E(T)

表 III-30 : 重量車道路利用税の税率

税率バンド	1 日間	1 週間	1 ヶ月間	半年間	1 年間
A	2.04GBP	5.1GBP	10.20GBP	61.20GBP	102.00GBP
B	2.52GBP	6.30GBP	12.60GBP	75.60GBP	126.00GBP
C	5.76GBP	14.40GBP	28.80GBP	172.80GBP	288.00GBP
D	8.40GBP	21.00GBP	42.00GBP	252.00GBP	420.00GBP
E	10.00GBP	38.40GBP	76.80GBP	460.80GBP	768.00GBP
F	10.00GBP	48.60GBP	97.20GBP	583.20GBP	972.00GBP
G	10.00GBP	60.00GBP	120.00GBP	720.00GBP	1,200.00GBP
B(T)	3.24GBP	8.10GBP	16.20GBP	97.20GBP	162.00GBP
C(T)	7.44GBP	18.60GBP	37.20GBP	223.20GBP	372.00GBP
D(T)	10.00GBP	27.00GBP	54.00GBP	324.00GBP	540.00GBP
E(T)	10.00GBP	49.80GBP	99.60GBP	597.60GBP	996.00GBP

税収使途¹⁴⁶

一般会計

次世代自動車への減免措置

2019年2月より、欧州排ガス規制 EURO 6 を満たす車両は、下表の税率が適用される。

表 III-31 : 重量車道路利用税の税率 (EURO 6 を満たす車両)

税率バンド	1 日間	1 週間	1 ヶ月間	半年間	1 年間
A	1.53GBP	3.83GBP	7.65GBP	45.90GBP	76.50GBP
B	1.89GBP	4.73GBP	9.45GBP	56.70GBP	94.50GBP
C	4.32GBP	10.80GBP	21.60GBP	129.60GBP	216.00GBP
D	6.30GBP	15.75GBP	31.50GBP	189.00GBP	315.00GBP
E	9.00GBP	28.80GBP	57.60GBP	345.60GBP	576.00GBP
F	9.00GBP	36.45GBP	72.90GBP	437.40GBP	729.00GBP
G	9.00GBP	45.00GBP	90.00GBP	540.00GBP	900.00GBP
B(T)	2.43GBP	6.08GBP	12.15GBP	72.90GBP	121.50GBP
C(T)	5.58GBP	13.95GBP	27.90GBP	167.40GBP	279.00GBP
D(T)	8.10GBP	20.25GBP	40.50GBP	243.00GBP	405.00GBP
E(T)	9.00GBP	37.35GBP	74.70GBP	448.20GBP	747.00GBP

¹⁴⁶ HGV Road User Levy Act 2013 Section 9 (2013年重量車道路利用税法 第9条)

重課措置

なし

税収推移

税収規模が小さいため、英国政府による各年の予算書には税収実績が公表されていない。運輸省の発表によれば、導入を開始した 2014 年 4 月から 1 年間の税収総額は 192.5 百万ポンドであり、うち 46.5 百万ポンドは外国登録車、残りの 146 百万ポンドは国内登録車からの徴収であると報告している¹⁴⁷。

(3) 【ロンドン市】混雑課金

名称

Congestion charge

導入年

2003 年

課税主体

市

課税客体¹⁴⁸

平日(月曜日～金曜日)の 7:00 から 18:00 において、対象区域を通行する全ての車両

¹⁴⁷ 「HGV levy's first year of operation」(英国政府ウェブページ)<https://www.gov.uk/government/speeches/hgv-levys-first-year-of-operation>

¹⁴⁸ 「Congestion Charge/ULEZ zone」(ロンドン交通局ウェブページ)
<https://tfl.gov.uk/modes/driving/congestion-charge/congestion-charge-zone?intcmp=2055>

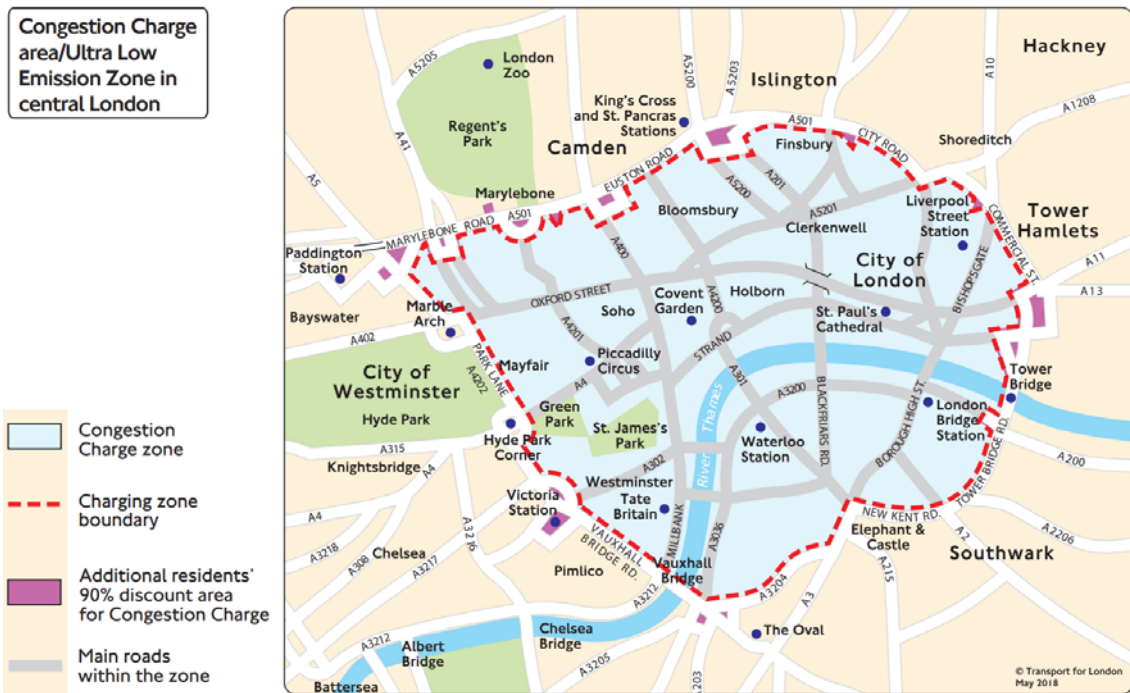


図 III-20 : ロンドン市混雑課金の対象区域¹⁴⁹

納税義務者

平日(月曜日～金曜日)の7:00から18:00において、対象区域を通行する車両の運転者

納税時期

即時、通行の90日前まで、通行した翌日までのいずれか

納税方法¹⁵⁰

- ・ 自動支払:対象区域を通行した回数を自動的に記録し、デビットカード、クレジットカード、口座振替により自動的に支払う。
- ・ 事前支払:最大90日前までに支払い可能。1日分、1か月分、1年分を選択することが可能で、ロンドン交通局ウェブページ上から支払う。
- ・ 事後支払:対象区域を通行した翌日までに、ロンドン交通局ウェブページ上又は電話にて支払う。

課税標準

なし

¹⁴⁹ 「Congestion Charge Zone map」(ロンドン交通局ウェブページ) <http://lruc.content.tfl.gov.uk/congestion-charge-ulez-map.pdf>

¹⁵⁰ Congestion Charge payment」(ロンドン交通局ウェブページ) <https://tfl.gov.uk/modes/driving/congestion-charge/paying-the-congestion-charge>

税率・税額¹⁵¹

支払い方法に応じて下記のとおり税額が設定されている。

- ・ 自動支払:10.5GBP/日
- ・ 事前支払:11.5GBP/日
- ・ 事後支払:14GBP/日

税収用途¹⁵²

税収から運営管理費を差し引いた額は、ロンドン市長の交通戦略に沿って、全額が交通インフラへの投資に充当される。

次世代自動車への減免措置¹⁵³

以下に該当する自動車は非課税となる。

- ・ 欧州排ガス基準 Euro 6(ガソリン又はディーゼル)に適合し、CO₂ 排出量が 75gCO₂/km 以下で、EV 走行換算距離が最低 20 マイル以上のプラグインハイブリッド車
- ・ 電気自動車・燃料電池自動車

重課措置

なし

税収推移

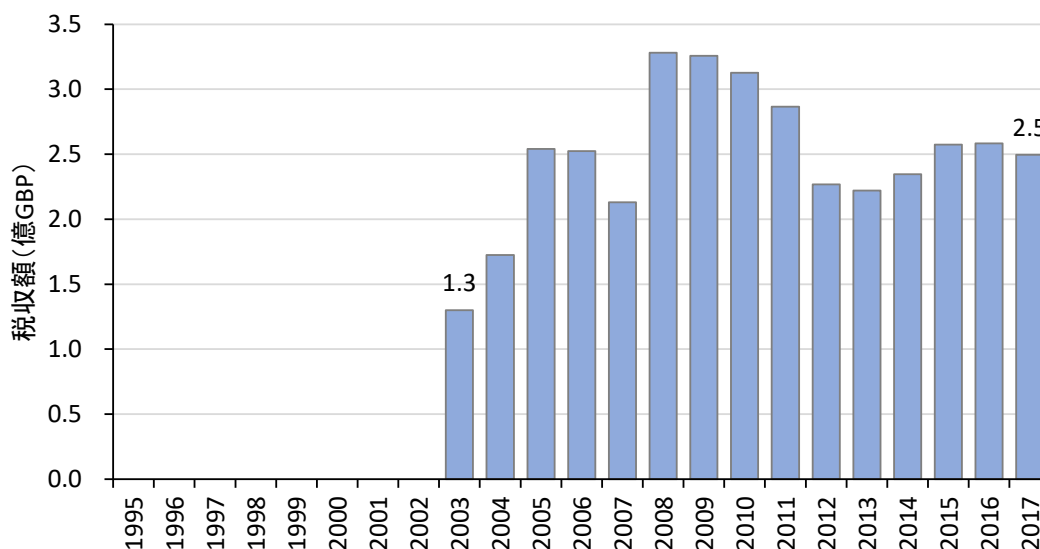


図 III-21 : ロンドン市混雑税の税収推移¹⁵⁴

¹⁵¹ 「Congestion Charge payment」(ロンドン交通局ウェブページ) <https://tfl.gov.uk/modes/driving/congestion-charge/paying-the-congestion-charge>

¹⁵² ロンドン市交通局(2019)「Annual Report and Statement of Accounts 2018/19」

¹⁵³ 「Discounts and exemptions」(ロンドン交通局ウェブページ) <https://tfl.gov.uk/modes/driving/congestion-charge/discounts-and-exemptions>

¹⁵⁴ ロンドン市交通局(2019)「Annual Report and Statement of Accounts 2018/19」

4. オランダ

4.1 取得段階の課税

(1) 付加価値税

名称

Omzetbelasting

課税主体

国

課税客体¹⁵⁵

オランダにおける事業活動の範囲内で行われる物品又はサービスの給付、他の欧州加盟国からの物品の取得、輸入した物品

納税義務者¹⁵⁶

物品又はサービスを提供する事業者、輸入業者。

課税標準¹⁵⁷

物品又はサービスに対して請求される合計額

税率・税額¹⁵⁸

標準税率は 21%であり、車両の購入には標準税率が適用される。但し、品目に応じて非課税又は軽減税率(9%)が適用される。

税収使途

一般会計

減免措置¹⁵⁹

- ・ 非課税:固定資産の譲渡、不動産の賃貸、医療、教育、スポーツ関連サービス、金融、保険サービス、公共ラジオ等による非営利活動等
- ・ ゼロ税率(0%):他国に輸送される商品
- ・ 軽減税率(9%):食料品、水道水、芸術品・収集品、新聞・雑誌等、動物飼料、ウール、旅客輸送(船、バス、公共交通、タクシー等)、美容師サービス等
(次世代自動車に対する減免措置は講じられていない)

¹⁵⁵ Wet op de omzetbelasting 1968 Artikel 3(1968年付加価値税法 第3条)

¹⁵⁶ Wet op de omzetbelasting 1968 Artikel 6(1968年付加価値税法 第6条)

¹⁵⁷ Wet op de omzetbelasting 1968 Artikel 8(1968年付加価値税法 第8条)

¹⁵⁸ Wet op de omzetbelasting 1968 Artikel 9(1968年付加価値税法 第9条)

¹⁵⁹ Wet op de omzetbelasting 1968 Artikel 11, Tabel I, II(1968年付加価値税法 第11条、附表I, II)

税収推移

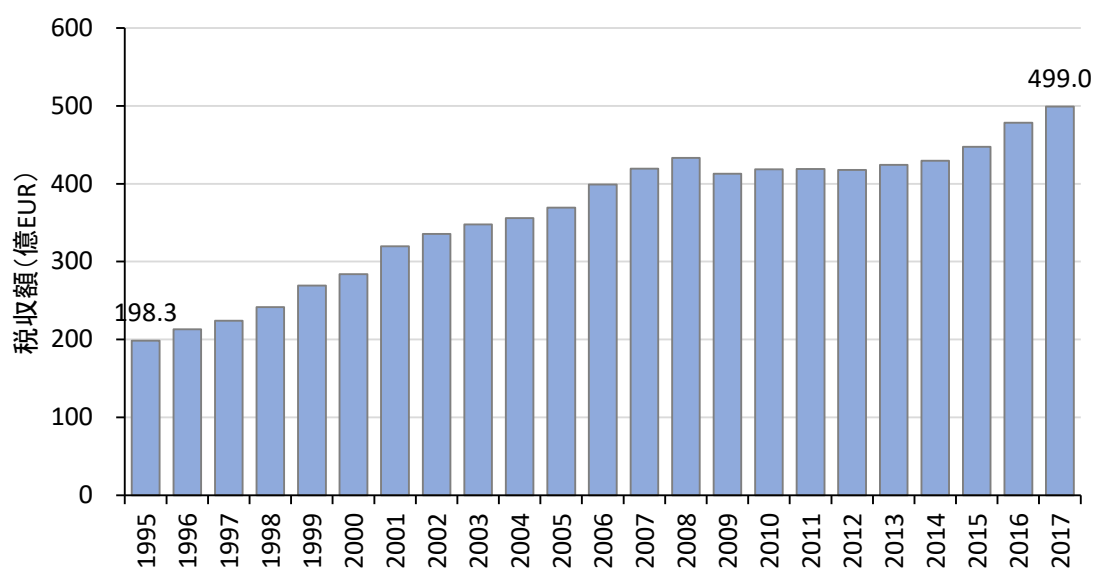


図 III-22 : オランダ付加価値税の税収推移¹⁶⁰

(2) 自動車登録税

名称

Belastingen op personenauto's en motorrijwielen (BPM)

導入年

1992年

課税主体

国

課税客体¹⁶¹

二輪車、乗用車、バンの車両登録簿に対する登録(新車登録、中古車登録含む)または車両登録簿に未登録の二輪車、乗用車、バンの使用開始

納税義務者¹⁶²

- ・ 登録車: 車両登録簿に登録される者
- ・ 未登録車: 車両登録簿に未登録の二輪車、乗用車、バンを使用する者

¹⁶⁰ 「Data on taxation: National tax lists (Netherlands)」(欧州委員会ウェブページ)

https://ec.europa.eu/taxation_customs/business/economic-analysis-taxation/data-taxation_en

¹⁶¹ Wet op de belasting van personenauto's en motorrijwielen 1992 Artikel 1 (1992年二輪車及び乗用車税法 第1条)

¹⁶² Wet op de belasting van personenauto's en motorrijwielen 1992 Artikel 5 (1992年二輪車及び乗用車税法 第5条)

納税時期¹⁶³

- ・ 登録車(二輪車、乗用車):車両登録簿に登録される前に支払う
- ・ 登録車(バン):車両登録簿に登録されてから1ヶ月以内に支払う
- ・ 未登録車の場合:使用する前に支払う

納税方法¹⁶⁴

オランダ政府ウェブページ¹⁶⁵から申請書をダウンロードし、申請書に必要事項を記入し、オンライン上で申請する

課税標準

➤ 二輪車

車両定価

➤ 乗用車

CO2 排出量、車種、燃料種

➤ バン

車両定価、燃料種

税率・税額¹⁶⁶

➤ 二輪車

二輪車は、車両定価(小売価格から付加価値税分を除いた額)が2,133EUR以下か2,134EUR以上かによって、下表のとおり税率が設定される。課税額は車両定価に税率を乗じた額となり、2,134EUR以上の場合は、そこから210EURを差し引いた額が課税額となる。

表 III-32: オランダ自動車登録税の税率(二輪車)

車両定価	税率
2,133EUR 以下	9.6%
2,134EUR 以上	19.4%

➤ 乗用車

乗用車は、ガソリン車・ディーゼル車とPHEVで税率が異なる。CO2排出量に応じて、固定値とCO2排出量に比例する値の合計が課税額となる。変動値は、当該車両のCO2排出量から排出量帯の最低値を差し引いた値に変動値の税率を乗じて算定する。例えば、145gCO₂/km

¹⁶³ Wet op de belasting van personenauto's en motorrijwielen 1992 Artikel 6 (1992年二輪車及び乗用車税法 第6条)

¹⁶⁴ 「Filing a declaration」(オランダ政府ウェブページ)

https://www.belastingdienst.nl/wps/wcm/connect/bldcontenten/belastingdienst/individuals/cars/bpm/file_a_declaration_for_bpm/filing_a_declaration

¹⁶⁵ 「Aangifte, melding of opgaaf bpm」(オランダ政府ウェブページ)

https://www.belastingdienst.nl/wps/wcm/connect/bldcontentnl/themaoverstijgend/programmas_en_formulieren/aangifte-melding-opgaaf-bpm

¹⁶⁶ Wet op de belasting van personenauto's en motorrijwielen 1992 Artikel 9 (1992年二輪車及び乗用車税法 第9条)

の乗用車の場合、固定値が 7,706EUR、変動値が $215 \times (145-139) = 1,290\text{EUR}$ となり、課税額は $7,706\text{EUR} + 1,290\text{EUR} = 8,996\text{EUR}$ となる。また、ディーゼルを使用する乗用車で、CO2 排出量が $61\text{gCO}_2/\text{km}$ を超過する車両は、超過分 $1\text{gCO}_2/\text{km}$ に対して 88.43EUR を追加的に支払う。CO2 排出量がゼロの場合は税率はゼロとなる。

表 III-33 : オランダ自動車登録税の税率 (乗用車 PHEV 除く)

CO2 排出量 (gCO ₂ /km)	固定値	変動値
1-70	360EUR	2EUR/gCO ₂ /km
71-94	502EUR	60EUR/gCO ₂ /km
95-138	1,942EUR	131EUR/gCO ₂ /km
139-155	7,706EUR	215EUR/gCO ₂ /km
156-	11,361EUR	429EUR/gCO ₂ /km

表 III-34 : オランダ自動車登録税の税率 (乗用車 PHEV)

CO2 排出量 (gCO ₂ /km)	固定値	変動値
1-29	0EUR	27EUR/gCO ₂ /km
30-49	810EUR	113EUR/gCO ₂ /km
50-	3,070EUR	271EUR/gCO ₂ /km

➤ バン

バンは、車両定価 (小売価格から付加価値税分を除いた額) に 33.7% 乗じた上で、ディーゼル駆動の場合は 273EUR を加えた額、ガソリン駆動の場合は $1,283\text{EUR}$ を差し引いた額が税負担額となる。

税収使途

一般会計

次世代自動車への減免措置¹⁶⁷

2021 年 1 月 1 日まで、CO2 排出量がゼロの車両は免税とする。

重課措置

なし

¹⁶⁷ Wet op de belasting van personenauto's en motorrijwielen 1992 Artikel 9c (1992 年二輪車及び乗用車税法 第 9c 条)

税収推移

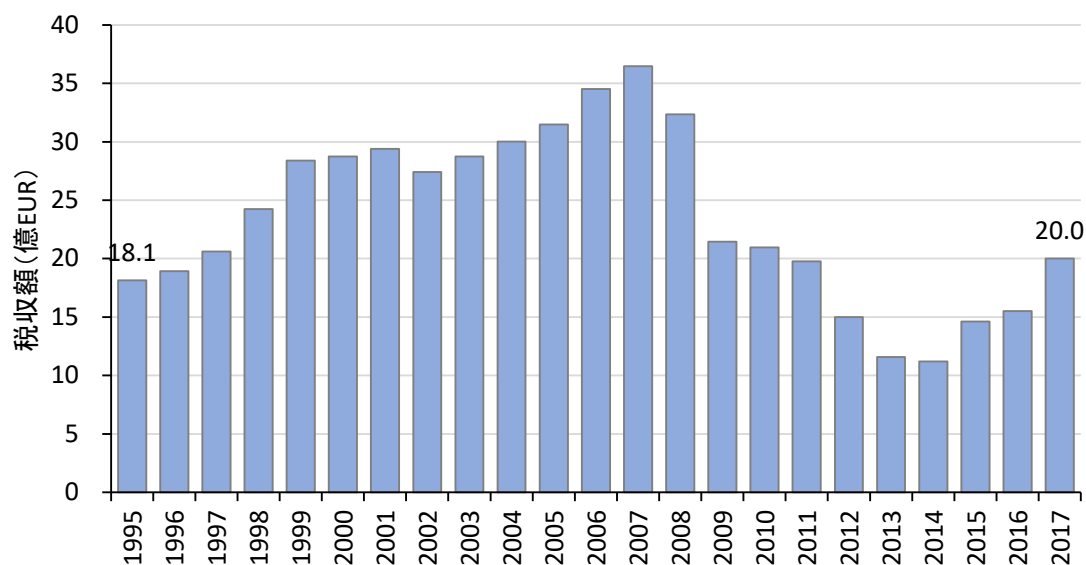


図 III-23 : オランダ自動車登録税の税収推移¹⁶⁸

4.2 保有段階の課税

(1) 自動車税

名称

Motorrijtuigenbelasting (MRB)

導入年

1966 年

課税主体¹⁶⁹

州

課税客体¹⁷⁰

二輪車、乗用車、バス、バン、トラック、トレーラーの所有

納税義務者¹⁷¹

二輪車、乗用車、バス、バン、トラック、トレーラーを3ヶ月以上所有する者

¹⁶⁸ 「Data on taxation: National tax lists (Netherlands)」(欧州委員会ウェブページ)
https://ec.europa.eu/taxation_customs/business/economic-analysis-taxation/data-taxation_en

¹⁶⁹ Wet op de motorrijtuigenbelasting 1994 Artikel 80(1994年自動車税法 第80条)

¹⁷⁰ Wet op de motorrijtuigenbelasting 1994 Artikel 1(1994年自動車税法 第1条)

¹⁷¹ Wet op de motorrijtuigenbelasting 1994 Artikel 6(1994年自動車税法 第6条)

納税時期¹⁷²

月毎あるいは3ヶ月毎

納税方法¹⁷³

月毎に口座振替で支払うか、車両を多く保有する企業は acceptgiro と呼ばれるフォームから3ヶ月毎にクレジットカード等で支払う

課税標準

➤ 二輪車

なし

➤ 乗用車

車両重量、燃料種、CO2 排出量、州

➤ バン

車種、車両重量

➤ バス

車両重量

➤ トラック・トレーラー

最大積載量、車軸数、エアサスペンションの有無、欧州排ガス規制

税率・税額

➤ 二輪車¹⁷⁴

3ヶ月分で 24.52EUR

➤ 乗用車¹⁷⁵

乗用車は車両重量と燃料種に応じて税率が設定され、その上で州毎に定めた上乗せ税率を乗じることで課税額が決定する。車両重量は 50kg で切り捨てられ 100kg 単位で算定される。CO2 排出量が 0gCO₂/km の場合は免税、1-50gCO₂ の場合は税額が半分になる¹⁷⁶。

表 III-35 : オランダ自動車税の税率 (ガソリン・LPG・LNG 乗用車)

車両重量	固定値(3ヶ月分)	変動値(3ヶ月分)
500kg 未満	16.87EUR	-
600kg	22.88EUR	-
700kg	29.08EUR	-
800kg	37.96EUR	-

¹⁷² Wet op de motorrijtuigenbelasting 1994 Artikel 11(1994年自動車税法 第11条)

¹⁷³ 「Hoe betaal ik mijn motorrijtuigenbelasting?」(オランダ政府ウェブページ)

https://www.belastingdienst.nl/wps/wcm/connect/bldcontentnl/belastingdienst/privé/auto_en_vervoer/belasting_op_auto_en_motor/motorrijtuigenbelasting/hoebetaalikmijnmotorrijtuigenbelasting/

¹⁷⁴ Wet op de motorrijtuigenbelasting 1994 Artikel 25(1994年自動車税法 第25条)

¹⁷⁵ Wet op de motorrijtuigenbelasting 1994 Artikel 23(1994年自動車税法 第23条)

¹⁷⁶ Wet op de motorrijtuigenbelasting 1994 Artikel 23b(1994年自動車税法 第23b条)

車両重量	固定値(3ヶ月分)	変動値(3ヶ月分)
900-3200kg	50.49EUR	(900kg 超過分に対して)13.58EUR/100kg
3300kg 以上	372.72EUR	(3,300kg 超過分に対して)9.43EUR/100kg

表 III-36 : オランダ自動車税の税率 (ディーゼル乗用車)

車両重量	固定値(3ヶ月分)	変動値(3ヶ月分)
500kg 未満	66.13EUR	-
600kg	78.29EUR	-
700kg	90.42EUR	-
800kg	102.79EUR	-
900kg 以上	120.28EUR	(900kg 超過分に対して)13.03EUR/100kg

表 III-37 : オランダ自動車税の税率 (その他燃料の乗用車)

車両重量	固定値(3ヶ月分)	変動値(3ヶ月分)
500kg 未満	77.60EUR	-
600kg	93.01EUR	-
700kg	108.44EUR	-
800kg	123.84EUR	-
900kg 以上	135.27EUR	(900kg 超過分に対して)14.33EUR/100kg

表 III-38 : オランダ自動車税の州別上乗せ税率 177

州	上乗せ税率	州	上乗せ税率
フローニンゲン州	90.4%	ユトレヒト州	72.6%
フリースラント州	71.1%	北ホラント州	67.9%
ドレンテ州	92.0%	南ホラント州	90.4%
オーファーアイセル州	79.9%	ゼーラント州	89.1%
フレヴォラント州	79.8%	北ブラバント州	76.1%
ヘルダーラント州	89.2%	リンブルフ州	77.9%

➤ バン¹⁷⁸

自家用バンは、乗用車の税率と同様だが、州毎の上乗せ税率を乗じない額が課税額となる。営業用バンと障害者用バンの税率は、下表のとおり設定される。車両重量は 50kg で切り捨てられ 100kg 単位で算定される。

表 III-39 : オランダ自動車税の税率 (営業用バン)

車両重量	固定値(3ヶ月分)	変動値(3ヶ月分)
500kg 未満	35.30EUR	-
600-1,000kg	43.16EUR	(600kg 超過分に対して)5.53EUR/100kg
1,100-2,000kg	70.91EUR	(1,100kg 超過分に対して)5.4EUR/100kg
2,100-2,700kg	130.71EUR	(2,100kg 超過分に対して)6.40EUR/100kg
2,800kg 以上	173.02EUR	(2,800kg 超過分に対して)1.46EUR/100kg

¹⁷⁷ 「Provincies; tarieven opcenten motorrijtuigenbelasting」(オランダ統計局ウェブページ)

<https://opendata.cbs.nl/statline/#/CBS/nl/dataset/80889NED/table?fromstatweb>

¹⁷⁸ Wet op de motorrijtuigenbelasting 1994 Artikel 24, 24a, 24b(1994年自動車税法 第24条, 第24a条, 第24b条)

表 III-40 : オランダ自動車税の税率 (障害者用バン)

車両重量	固定値(3ヶ月分)	変動値(3ヶ月分)
500kg 未満	10.31EUR	-
600-1,000kg	17.65EUR	(600kg 超過分に対して)5.17EUR/100kg
1,100-2,000kg	43.54EUR	(1,100kg 超過分に対して)5.54EUR/100kg
2,100-2,700kg	99.33EUR	(2,100kg 超過分に対して)5.97EUR/100kg
2,800kg 以上	138.79EUR	(2,800kg 超過分に対して)1.38EUR/100kg

➤ バス¹⁷⁹

バスは、車両重量に応じて下表のとおり税率が設定される。車両重量は 50kg で切り捨てられ 100kg 単位で算定される。

表 III-41 : オランダ自動車税の税率 (バス)

車両重量	固定値(3ヶ月分)	変動値(3ヶ月分)
1,000kg 未満	27.26EUR	-
1,100-2,600kg	30.76EUR	(1,100kg 超過分に対して)3.51EUR/100kg
2,700kg 以上	86.25EUR	(2,700kg 超過分に対して)1.13EUR/100kg

➤ トラック・トレーラー¹⁸⁰

トラック及びトレーラーは最大積載量と車軸数、エアサスペンションの有無に応じて、下表のとおり税率が設定される。これに加え、欧州排ガス規制の EURO 0 に該当する場合は 90% 上乗せ、EURO I に該当する場合は 75% 上乗せ、EURO II に該当する場合は 60% 上乗せされる。最大積載量は 500kg で切り捨てられ 1,000kg 単位で算定される。

表 III-42 : オランダ自動車税の税率 (トラック)

最大積載量	税率(EUR/3ヶ月分)					
	エアサスペンションなし			エアサスペンションあり		
	2軸	3軸	4軸以上	2軸	3軸	4軸以上
15,000kg 未満	78.13	78.13	78.13	78.13	78.13	78.13
15,000-22,999kg	94.04	78.13	78.13	78.13	78.13	78.13
23,000-26,999kg	116.53	116.53	78.13	78.13	78.13	78.13
27,000-28,999kg	123.15	123.15	123.15	78.13	78.13	78.13
29,000kg 以上	181.41	181.41	181.41	123.15	123.15	123.15

表 III-43 : オランダ自動車税の税率 (トレーラー)

最大積載量	税率(EUR/3ヶ月分)			
	エアサスペンションなし		エアサスペンションあり	
	2軸	3軸以上	2軸	3軸以上
25,000kg 未満	78.13	78.13	78.13	78.13
25,000-28,999kg	104.63	78.13	78.13	78.13
29,000-30,999kg	113.84	111.22	78.13	78.13
31,000-32,999kg	157.59	111.22	113.84	78.13
33,000-37,999kg	237.05	153.58	157.59	111.22

¹⁷⁹ Wet op de motorrijtuigenbelasting 1994 Artikel 25c(1994 年自動車税法 第 25c 条)

¹⁸⁰ Wet op de motorrijtuigenbelasting 1994 Artikel 25a(1994 年自動車税法 第 25a 条)

最大積載量	税率(EUR/3ヶ月分)			
	エアサスペンションなし		エアサスペンションあり	
	2軸	3軸以上	2軸	3軸以上
38,000-39,999kg	237.05	210.58	173.46	153.58
40,000kg以上	311.19	311.19	237.05	210.58

税収使途

州による上乗せ税率分は州の財源、それ以外は中央政府の財源となる

次世代自動車への減免措置

乗用車については、CO₂排出量が0gCO₂/kmとなる電気自動車や燃料電池自動車は免税となり、1-50gCO₂/kmに該当するプラグインハイブリッド車等は税額が半分になる¹⁸¹。

重課措置

なし

税収推移

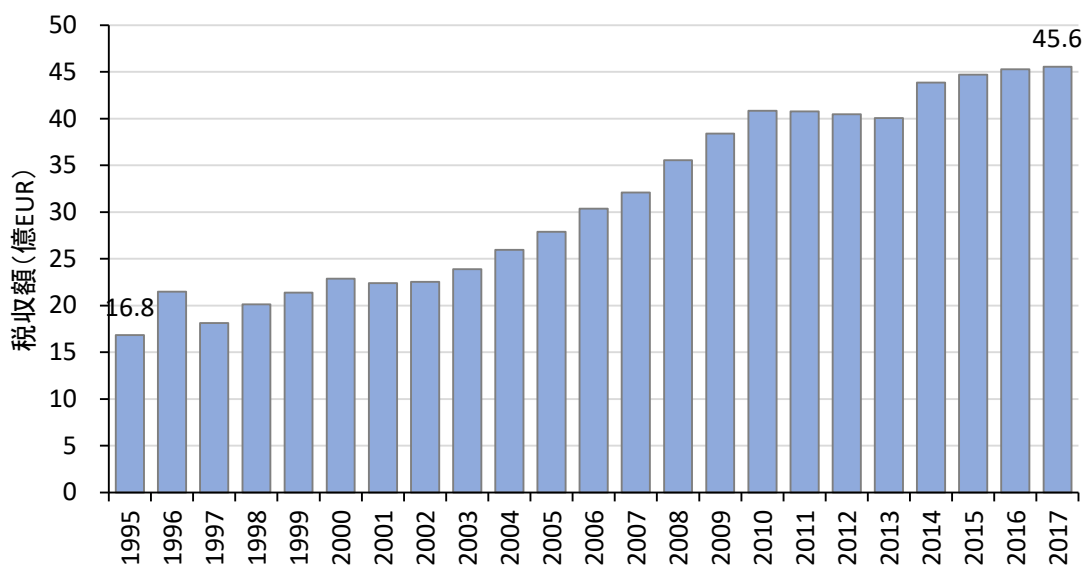


図 III-24 : オランダ自動車税の税収推移¹⁸²

4.3 走行段階の課税

(1) 物品鉱油税

名称

Accijns

¹⁸¹ Wet op de motorrijtuigenbelasting 1994 Artikel 23b(1994年自動車税法 第23b条)

¹⁸² 「Data on taxation: National tax lists (Netherlands)」(欧州委員会ウェブページ)

https://ec.europa.eu/taxation_customs/business/economic-analysis-taxation/data-taxation_en

導入年

1991 年

課税主体

国

課税客体¹⁸³

エネルギー製品は、欧州の合同関税品目分類表(CN)¹⁸⁴で定められた分類で定義されている。具体的には、無鉛ガソリン(CN2710 12 31, 2710 12 51~59)、有鉛ガソリン(CN2710 12 41, 2710 12 45~49)、半重油(CN2710 19 21~25)、軽油(CN2710 19 43~48, 2710 20 11~19)、重油(CN2710 19 62~68, 2710 20 31~39)、液化石油ガス(CN2711 12 11~19 00)、メタン(CN 2711 29 00)が対象となる。

納税義務者¹⁸⁵

エネルギー製品の輸入業者及び製造業者

納税時期¹⁸⁶

課税対象となる物品を輸入あるいは製造してから1ヶ月以内

納税方法

➤ 輸入業者

税関ウェブページ¹⁸⁷から申請書をダウンロードし、輸入した燃料の数量を記入し、申告及び納税する。

➤ 製造業者

税関ウェブページ¹⁸⁸から事前に製造場所の許可に関する申請書を提出した上で、定期的に製造した燃料の数量を申告し、納税する。

課税標準

各燃料の固有単位

¹⁸³ Wet op de accijns Artikel 25, 26 (物品税法 第25条, 第26条)

¹⁸⁴ 「COMMISSION IMPLEMENTING REGULATION (EU) 2018/1602 of 11 October 2018」(EUR-Lex ウェブページ) <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=CELEX:32018R1602&from=DE>

¹⁸⁵ Wet op de accijns Artikel 51 (物品税法 第51条)

¹⁸⁶ Wet op de accijns Artikel 53a (物品税法 第53a条)

¹⁸⁷ 「Aanvraag Vergunning geregistreerde afzender」(オランダ税務当局ウェブページ)

https://www.belastingdienst.nl/wps/wcm/connect/bldcontentnl/themaoverstijgend/programmas_en_formulieren/aanvraag_vergunning_geregistreerde_afzender

¹⁸⁸ 「Aanvraag Vergunning accijnsgoederenplaats」(オランダ税務当局ウェブページ)

https://www.belastingdienst.nl/wps/wcm/connect/bldcontentnl/themaoverstijgend/programmas_en_formulieren/aanvraag_vergunning_accijnsgoederenplaats

税率・税額¹⁸⁹

各エネルギー製品の標準税率は下表のとおり。

表 III-44 : オランダ物品鉱油税の標準税率 (主要な燃料のみ抜粋)

燃料	税率
無鉛ガソリン	0.78773EUR/L
有鉛ガソリン	0.87724EUR/L
軽油、灯油	0.49569EUR/L
重油	0.03717EUR/kg
LPG	0.34413EUR/kg

税収使途

一般会計

次世代自動車への減免措置

なし

重課措置

なし

税収推移

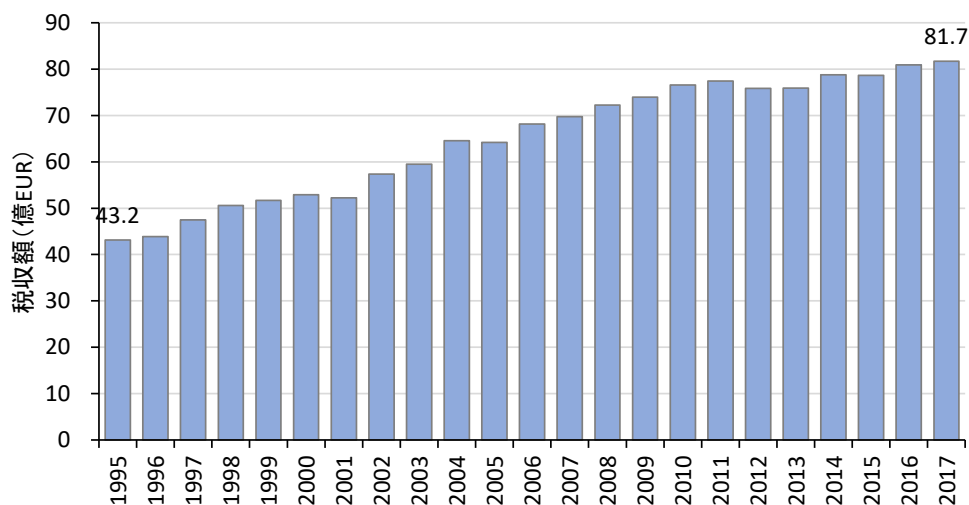


図 III-25 : オランダ物品鉱油税の税収推移¹⁹⁰

¹⁸⁹ Wet op de accijns Artikel 27 (物品税法 第 27 条)

¹⁹⁰「Data on taxation: National tax lists (Netherlands)」(欧州委員会ウェブページ)

https://ec.europa.eu/taxation_customs/business/economic-analysis-taxation/data-taxation_en

(2) エネルギー税

名称

Energiebelasting

導入年

1995 年

課税主体

国

課税客体¹⁹¹

消費者に供給する天然ガス又は電気、CNG 充填スタンドに供給する天然ガス

納税義務者¹⁹²

天然ガス供給事業者又は電力供給事業者(自家発電の場合は消費者)

納税時期¹⁹³

事前請求書が発行されている場合、事前請求書の期間に従い納税する。その他の場合は暦年毎に納税する。

納税方法¹⁹⁴

オランダ政府ウェブページ¹⁹⁵から申請書をダウンロードし、申請書に必要事項を記入し、オンライン上で申請する。

課税標準

各エネルギー製品の固有単位

税率・税額¹⁹⁶

➤ CNG (圧縮天然ガス)

一律 0.16452EUR/m³

➤ 天然ガス

1 年間の供給量に応じて、従量制で下表のとおり課税額が設定されている。

¹⁹¹ Wet belastingen op milieugrondslag Artikel 50 (環境税法 第 50 条)

¹⁹² Wet belastingen op milieugrondslag Artikel 53 (環境税法 第 53 条)

¹⁹³ Wet belastingen op milieugrondslag Artikel 47 (環境税法 第 47 条)

¹⁹⁴ 「Energiebelasting」(オランダ政府ウェブページ)

https://www.belastingdienst.nl/wps/wcm/connect/bldcontentnl/belastingdienst/zakelijk/overige_belastingen/belastingen_op_milieugrondslag/energiebelasting/

¹⁹⁵ 「Aangifte energiebelasting en opslag duurzame energie 2019」(オランダ政府ウェブページ)

https://www.belastingdienst.nl/wps/wcm/connect/bldcontentnl/themaoverstijgend/programmas_en_formulieren/aangifte-energiebelasting-en-opslag-duurzame-energie-2019

¹⁹⁶ Wet belastingen op milieugrondslag Artikel 59 (環境税法 第 59 条)

表 III-45：オランダエネルギー税の税率（天然ガス）

年間供給量	標準税率	上乗せ税率
0-170,000m ³ まで	0.29313EUR/m ³	0.0524EUR/m ³
170,001-1,000,000m ³ まで	0.06542EUR/m ³	0.0161EUR/m ³
1,000,001-10,000,000m ³ まで	0.02383EUR/m ³	0.0059EUR/m ³
10,000,001m ³ 以降	0.01280EUR/m ³	0.0031EUR/m ³

➤ 電気

1年間の供給量に応じて、従量制で下表のとおり課税額が設定されている。

表 III-46：オランダエネルギー税の税率（電気）

年間供給量	標準税率	上乗せ税率
0-10,000kWh まで	0.09863EUR/kWh	0.0189EUR/kWh
10,001-50,000kWh まで	0.05337EUR/kWh	0.0278EUR/kWh
50,001-10,000,000kWh まで	0.01421EUR/kWh	0.0074EUR/kWh
10,000,001kWh 以降	自家用の場合	0.00117EUR/kWh
	営業用の場合	0.00058EUR/kWh
		0.0003EUR/kWh

税込用途

天然ガス及び電気の上乗せ税率分は再生可能エネルギーの普及のために活用され、それ以外は一般会計に充当

次世代自動車への減免措置

なし

重課措置

なし

税込推移

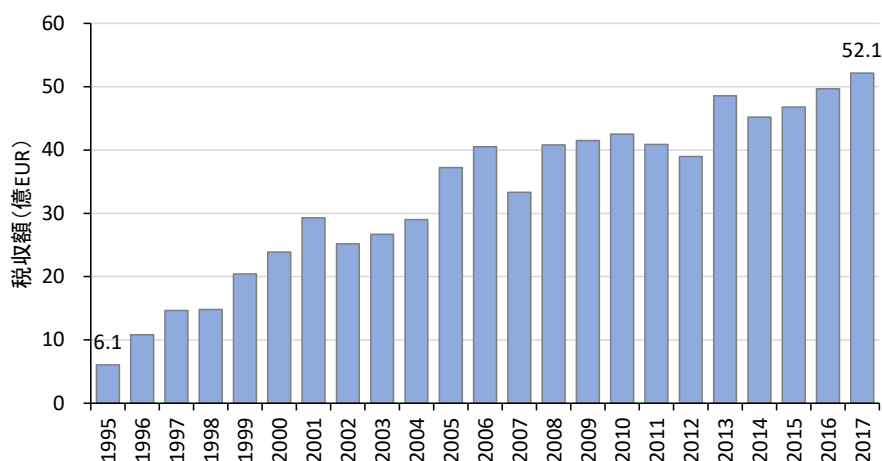


図 III-26：オランダエネルギー税の税込推移¹⁹⁷

¹⁹⁷ 「Data on taxation: National tax lists (Netherlands)」(欧州委員会ウェブページ)
https://ec.europa.eu/taxation_customs/business/economic-analysis-taxation/data-taxation_en

(3) 重量車税

名称

belastingen zware motorrijtuigen (BZM)

導入年

1996 年

課税主体

国

課税客体¹⁹⁸

オランダ国内の高速道路を走行する最大許容量 12 トン以上の貨物輸送を目的とした自動車

納税義務者¹⁹⁹

オランダ国内の高速道路を走行する最大許容量 12 トン以上の貨物輸送を目的とした自動車について、車両登録されている場合は車両登録簿に登録された者、車両登録されていない場合は実際に所有している者

納税時期²⁰⁰

納税義務者は高速道路を通行する期間として、1 日間、1 週間、1 ヶ月間、1 年間のいずれかを選択し、高速道路を通行する前に税金を支払う。

納税方法²⁰¹

- ・ オランダ政府ウェブページ²⁰²から納税申請書をダウンロードし、申請書に必要事項を記入し、オンライン上で申請する
- ・ オンライン上で納税手続きをしない場合は、高速道路付近のガソリンスタンド等で直接納税する

課税標準

欧州排ガス規則、車軸数

税率・税額²⁰³

欧州排ガス規則、車軸数、期間に応じて、税率が下表のとおり設定される。

¹⁹⁸ Wet belasting zware motorrijtuigen Artikel 1,2(重量車税法 第1条, 第2条)

¹⁹⁹ Wet belasting zware motorrijtuigen Artikel 5,6(重量車税法 第5条, 第6条)

²⁰⁰ Wet belasting zware motorrijtuigen Artikel 9(重量車税法 第9条)

²⁰¹ 「Aangifte bzm doen」(オランダ政府ウェブページ)

https://www.belastingdienst.nl/wps/wcm/connect/bldcontentnl/belastingdienst/priv/auto_en_vervoer/belasting_ngen_op_auto_en_motor/belasting_zware_motorrijtuigen/aangifte_bzm_doen/

²⁰² 「Verzoek belasting zware motorrijtuigen Internet-aangifteovereenkomst」(オランダ政府ウェブページ)

https://www.belastingdienst.nl/wps/wcm/connect/bldcontentnl/themaoverstijgend/programmas_en_formulieren/verzoek_belasting_zware_motorrijtuigeninternet_aangifteovereenkomst

²⁰³ Wet belasting zware motorrijtuigen Artikel 10(重量車税法 第10条)

表 III-47 : オランダ重量車税の税率 (単位 : EUR)

欧州排ガス 規則	1 日	1 週間		1 ヶ月		1 年間	
	—	3 軸以下	4 軸以上	3 軸以下	4 軸以上	3 軸以下	4 軸以上
EURO O	12	37	62	140	235	1,407	2,359
EURO I	12	32	54	122	204	1,223	2,042
EURO II	12	28	47	106	177	1,065	1,776
EURO III	12	24	41	92	154	926	1,543
EURO IV	12	22	37	84	140	842	1,404
EURO V	12	20	33	75	125	750	1,250
EURO VI	12	20	33	75	125	750	1,250

税収用途

一般会計

次世代自動車への減免措置

なし

重課措置

なし

税収推移

1996～2003 年は財務年次報告書 (Financieel jaarverslag) が公表されていない。

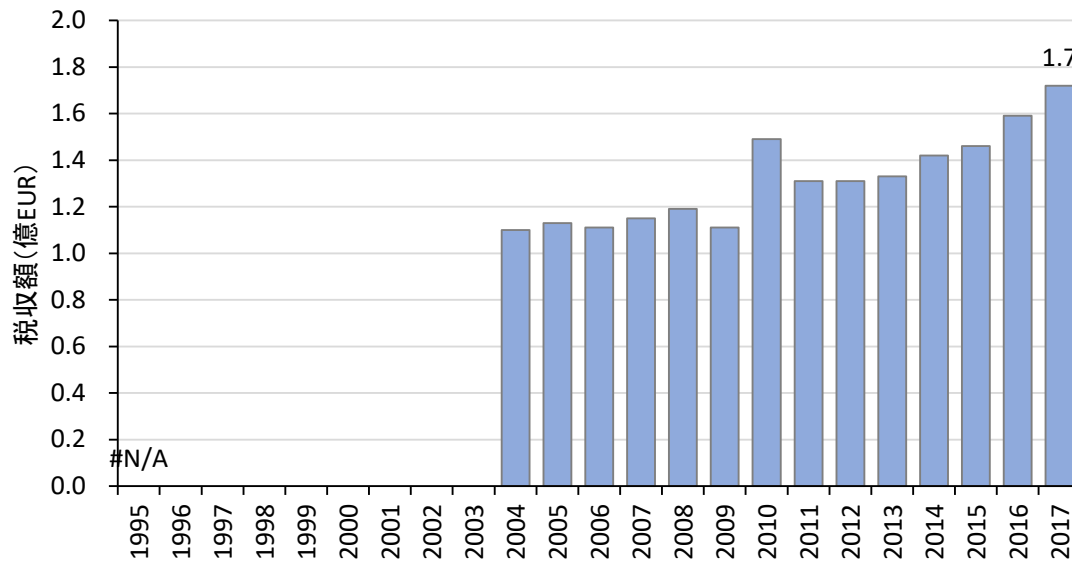


図 III-27 : オランダ重量車税の税収推移²⁰⁴

²⁰⁴ オランダ政府「Financieel jaarverslag」

(4) 走行距離課税【導入見送り】

名称

Kilometerprijs

導入経緯

2005年、当時の運輸・公共事業・水管理省 (Minister van Verkeer en Waterstaat) は、「Anders Betalen voor Mobiliteit (モビリティのための差別化された料金の支払い)」を議論するためのプラットフォームにおいて、場所、時間、環境コストに応じて差別化された走行距離ベースの課金方式 (Kilometerprijs) の必要性を提言した²⁰⁵。

2007年、オランダ政府は政権交代した際に公表された政策プログラム「Samen werken samen leven²⁰⁶」の中で、場所、時間、環境コストに応じた Kilometerprijs の導入を明確化した。その後、2009年に Kilometerprijs に向けた法案が議会に提出された。

しかしながら、Royal Dutch Touring Club (オランダ自動車協会) が協会メンバーと協議を重ね、Kilometerprijs に関する詳細なレビューを行い、どのような影響があるかを検討するとした。議会は、同協会の議論を尊重するため、議論を延期せざるを得ないと判断した。同時に、閣僚が議会と議論を行えない状況となり、その状況において政府は Kilometerprijs についてメディアからの問合せに返答しない立場をとった。その際、一部のメディアは Kilometerprijs に激しく反対し、議会も閣僚も前進を見せないのを横目に、「プライバシーが侵害され、複雑な仕組みの下で多大な税負担を強いられる」といった報道を繰り返した²⁰⁷。

その後、2010年の内閣総辞職・総選挙に伴い第一党が変更となり、全ての法案が事実上凍結された。法案では2012年に重量車から導入予定であったが、2011年2月8日付けで当時のインフラ・環境大臣により、法案が撤回された²⁰⁸。

本項目では、2011年当時の乗用車も含めた制度設計案の概要について整理する。なお、当時の Kilometerprijs に関する制度設計案では、自動車税 (MRB)、重量車税 (BZM) を廃止し、自動車登録税 (BPM) を段階的に廃止することで、Kilometerprijs に一本化することが前提となっており、MRB における州政府が定める上乗せ税率による追加徴収分の補填は、政府と州の財政調整を再評価する協議会で議論が進められていた。

近年では、隣国ドイツやベルギーにおける重量車に対する走行距離課税の導入など、諸外国の状況を考慮して、車両総重量3.5トン以上の貨物車に対する走行距離ベースの課税について検討がなされている。2019年9月、インフラ・水管理省が公表した資料では、2023年に車両総重量3.5トン以上の貨物車 (国内登録車・海外登録車の両方) に対する導入を目指すとともに、既に導入済みの国で利用されている OBU の最大限の活用や対象車両の自動車税の引

²⁰⁵ 運輸・公共事業・水管理省 (2005) 「Nationaal Platform Anders Betalen voor Mobiliteit (mei 2005)」

²⁰⁶ オランダ政府 (2007) 「Samen werken samen leven」

²⁰⁷ オランダ政府担当者への現地ヒアリングに基づく。

²⁰⁸ 「32216 nr. 9」 (オランダ政府法令公報 (Overheid.nl) ウェブページ)
<https://zoek.officielebekendmakingen.nl/kst-32216-9.html>

下げ、得られた税収を輸送部門に還流するなどの制度設計案を提示している²⁰⁹。

課税主体

国

課税客体²¹⁰

オランダ国内で走行する全ての車両

納税義務者²¹¹

- ・ オランダ国内で車両登録した車:ナンバープレートの所有者又は当該車両の利用者
- ・ 国外で車両登録した車:オランダ国内に滞在する期間が1年間のうち4週間以上の場合に限り、当該車両の所有者又は利用者

納税時期²¹²

1ヶ月毎

納税方法²¹³

政府が認定したサービスプロバイダからの請求書を受領後、1ヶ月以内に支払う

課税標準

➤ 乗用車

走行距離、CO2 排出量、燃料種

➤ 配達用バン、バス

走行距離、車両重量

➤ トラック

走行距離、欧州排ガス規制、最大積載量

税率・税額²¹⁴

乗用車及び自家用バン、配達用バン(事業者用)、配達用バン(障害者用)、トラック及び特殊車、バス(非公共交通用)それぞれに応じて、以下の平均税率が定められている。また、車種毎に、以下の環境指標に基づき平均税率から軽課又は重課が適用される。詳細は減免措置及び重課の項目を参照されたい。さらに、混雑する道路区間や時間帯に応じて、税率を上乗せするピークタイムシフトを促す料金体制についても、当時議論が行われていたが、実際の税

²⁰⁹ インフラ・水管理省(2019)「Introduction of Heavy Goods Vehicle Charge – On the road to a competitive and sustainable transport sector」

²¹⁰ 32216 nr. 3 paragraaf 3.1<https://zoek.officielebekendmakingen.nl/kst-32216-3.html>

²¹¹ 32216 nr. 3 paragraaf 3.1, 3.5<https://zoek.officielebekendmakingen.nl/kst-32216-3.html>

²¹² 32216 nr. 3 paragraaf 6.2.2<https://zoek.officielebekendmakingen.nl/kst-32216-3.html>

²¹³ 32216 nr. 3 paragraaf 6.3.1<https://zoek.officielebekendmakingen.nl/kst-32216-3.html>

²¹⁴ 32216 nr. 3 Tabel 4.1: Overzicht tarieven per voertuigsoort

2012<https://zoek.officielebekendmakingen.nl/kst-32216-3.html>

率設定には至っていない。

表 III-48 : オランダ走行距離課税の平均税率と軽課・重課の指標

車種	税率	軽課・重課の指標
乗用車及び自家用バン	3.0ct€/km	CO2 排出量、燃料種
配達用バン(事業者用)	1.7ct€/km	車両重量
配達用バン(障害者用)	1.2ct€/km	車両重量
トラック及び特殊車	2.4ct€/km	欧州排ガス規制、最大積載量
バス(非公共交通用)	1.8ct€/km	車両重量

税収用途²¹⁵

システム運用費とインフラストラクチャー基金に充当

次世代自動車への減免措置²¹⁶

➤ 乗用車

電気自動車、燃料電池自動車、80gCO₂/km 以下の乗用車は最低税率(0.4ct€/km) が適用される。また、自動車登録税(BPM)、自動車税(MRB)の仕組みに中立にするため、CO₂ 排出量の小さい乗用車は平均税率より税率が低くなる予定であった。

➤ トラック

欧州排ガス規制において EEV に該当する場合、税率を 0.2ct€/km 引下げ。

重課措置²¹⁷

➤ 乗用車

自動車登録税(BPM)、自動車税(MRB)の仕組みに中立にするため、CO₂ 排出量の大きい乗用車は平均税率より税率が高くなり、ディーゼル車の場合はサーチャージ分を税率に上乗せする予定であった。

➤ トラック

欧州排ガス規制において EURO 0, I, II, III に該当する場合、税率を 0.2ct€/km 引上げ。

²¹⁵ 32216 nr. 3 paragraaf 9.7<https://zoek.officielebekendmakingen.nl/kst-32216-3.html>

²¹⁶ 32216 nr. 3 paragraaf 4.2.2<https://zoek.officielebekendmakingen.nl/kst-32216-3.html>

²¹⁷ 32216 nr. 3 paragraaf 4.2.2<https://zoek.officielebekendmakingen.nl/kst-32216-3.html>

5. 米国カリフォルニア州

5.1 取得段階の課税

(1) 売上・使用税²¹⁸

名称

Sales and Use Tax

課税主体

州・郡・市

課税客体

個人資産の最終消費(卸売段階では課税されない)

納税義務者

- ・ 売上税:小売業者
- ・ 使用税:製品の使用者(インターネット等で州外から購入しカリフォルニア州に持ち込まれた製品に課税)

課税標準

購入価格

税率・税額²¹⁹

州の税率は6%、郡の税率は1.25%であり、合計7.25%。米国の全州で最も高い税率。²²⁰
上記に加え、各市が市の税率を設定しており、0%(7.25%のまま)～3.25%(10.5%)まで多様である。

また、燃料及び自動車の購入に適用される州の売上・使用税の税率は以下²²¹。

- ・ ガソリン:2.25%+1 ガロン当たり0.06USD
- ・ 軽油:13%+1 ガロン当たり0.32USD
- ・ 自動車:家族間等の譲渡を除き、通常税率を適用²²²

(上記に加え、郡・市の税率が適用される)

²¹⁸ 「Sales and Use Tax」(カリフォルニア州政府ウェブページ)

https://lao.ca.gov/2001/tax_primer/0101_taxprimer_chapter3.html

²¹⁹ 「History of Statewide Sales and Use Tax Rates」(カリフォルニア州政府ウェブページ)

<http://www.cdtfa.ca.gov/taxes-and-fees/sales-use-tax-rates-history.htm#note>

²²⁰ Tax Foundation(2019)「State and Local Sales Tax Rates, January 2019」

²²¹ 「Sales Tax Rates for Fuels」(カリフォルニア州政府ウェブページ)<https://www.cdtfa.ca.gov/taxes-and-fees/sales-tax-rates-for-fuels.htm#motor>

²²² 「Tax Guide for Purchasers of Vehicles, Vssels, & Aircraft」(カリフォルニア州政府ウェブページ)

<https://www.cdtfa.ca.gov/industry/vehicles-vessels-aircraft-guide.htm#Vehicles>

税収用途²²³

州の一般会計に入り、一部を郡・市のための特別基金を通じて地方政府に分配。

減免措置

ガス、電気、水、蒸気、熱、食料品、処方箋処方の薬、飴・ガム・菓子製品、動物飼料、ボトル入りの水、無料購読紙 等は免税。

(次世代自動車に対する減免措置は講じられていない)

税収推移

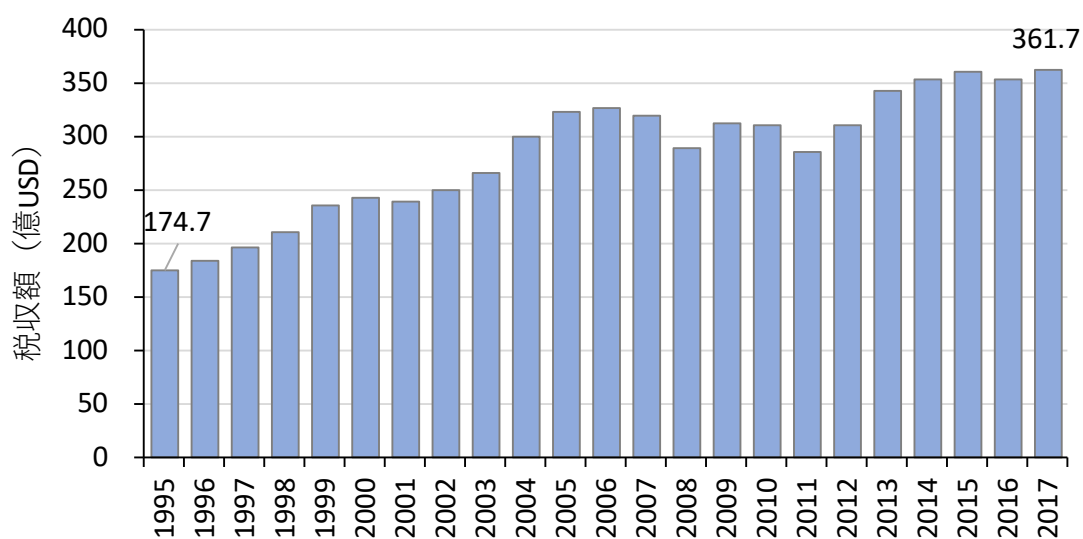


図 III-28 : カリフォルニア州売上・使用税の税収推移²²⁴

(2) 【連邦】燃料浪費車税²²⁵

名称

Gas Guzzler Tax

導入年

1978年導入

課税主体

連邦政府(米国内国歳入庁)

²²³ 「Sales & Use Tax in California」(カリフォルニア州政府ウェブページ) <http://www.cdtfa.ca.gov/taxes-and-fees/sutprograms.htm>

²²⁴ カリフォルニア州政府「Governor's Budget Summary」(2005-2006~2019-2020 参照)

²²⁵ 米国内国歳入庁(2018)「Excise Taxes」

課税客体

連邦環境保護局(EPA)が定める燃費基準(CAFE 規制)である 22.5 マイル/ガロンを達成していない、以下の条件に該当する自動車の販売・輸入

- ・ 車両重量 6,000 ポンド以下
- ・ ガソリンあるいは軽油駆動のエンジンで走行
- ・ 主に公道での走行を行う自動車

納税義務者

自動車製造業者、輸入業者

納税時期²²⁶

四半期に一度

納税方法

四半期に一度、販売・輸入台数を指定様式(様式 6197)に記入し米国内国歳入庁に提出。

課税標準

燃費基準の達成度合いに応じて課税

税率・税額

税率は以下の通り。

表 III-49 : 米国連邦燃料浪費車税の税率

燃費(mile/galon)	税率(1台当たり)
22.5 以上	0USD
21.5 以上~22.5 未満	1,000USD
20.5 以上~21.5 未満	1,300USD
19.5 以上~20.5 未満	1,700USD
18.5 以上~19.5 未満	2,100USD
17.5 以上~18.5 未満	2,600USD
16.5 以上~17.5 未満	3,000USD
15.5 以上~16.5 未満	3,700USD
14.5 以上~15.5 未満	4,500USD
13.5 以上~14.5 未満	5,400USD
12.5 以上~13.5 未満	6,400USD
12.5 未満	7,700USD

税収用途

一般財源

²²⁶ 米国内国歳入庁「form 6197 Gas Guzzler Tax」

次世代自動車への減免措置

なし

重課措置

なし

税収推移

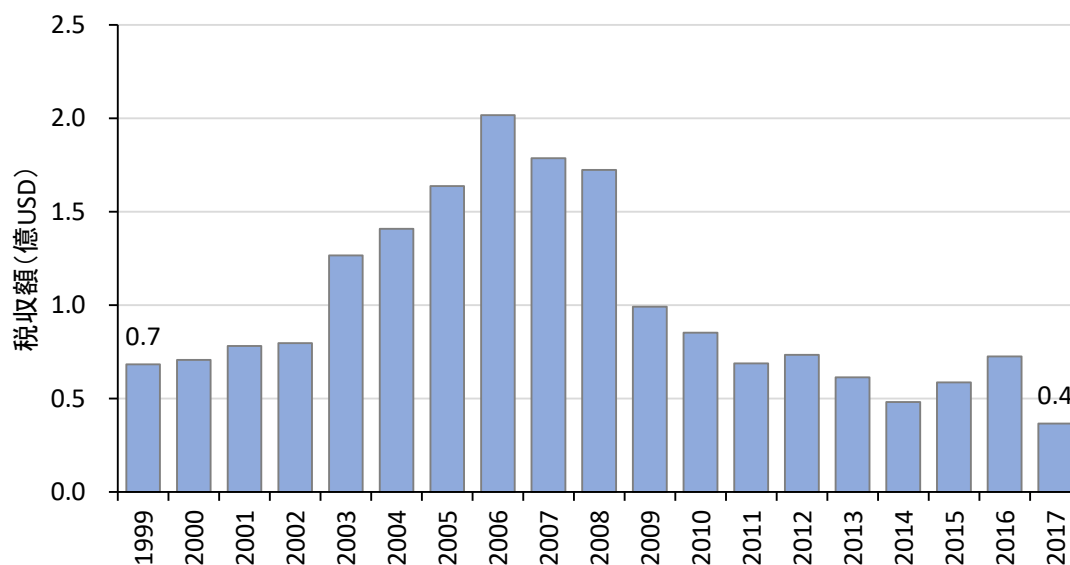


図 III-29 : 連邦燃料浪費車税の税収推移²²⁷

(3) 【連邦】重量貨物車小売税^{228, 229}

名称

Retail Tax on Heavy Trucks, Trailers, and Tractors

課税主体

連邦政府(米国内国歳入庁)

課税客体

トラックのシャシー・車体、トレーラーのシャシー・車体、トラクター(トラック、トレーラーの販売を、シャシーと車体の販売とみなす)

納税義務者

トラック、トレーラー、トラクターの製造、販売、輸入業者

²²⁷ 米国内国歳入庁「SOI Tax Stats - Excise Tax Statistics」

²²⁸ 米国内国歳入庁(2018)「Excise Taxes」

²²⁹ 「Chapter 6 Retail Tax on Heavy Trucks, Trailers, and Tractors」(米国内国歳入庁ウェブページ)

<https://taxmap.irs.gov/taxmap/pubs/p510-040.htm>

納税時期

政府に登録を行い、対象車の販売から半年後に納税

納税方法

四半期に一度、納税額を指定様式(様式 720)に記入し米国内国歳入庁に提出。

課税標準

トラック(車両重量 33,000 ポンド以上)、トレーラー(車両重量 26,000 ポンド以上)、トラクター(車両重量 19,500 ポンド以上)の販売、リース

税率・税額

車両購入価格の 12%(各種アクセサリの購入費を含む、売上税は含まない)

税収用途

税収は、道路信託基金(Highway Trust Fund; HTF)に繰り入れられる。

道路信託基金は、各州に税収を分配し、道路整備の資金として充当される。しかし、各州からの請求に対し、道路信託基金から配分されるはずの資金について、640 億ドルの未払い分が発生している(2015 年時点)²³⁰。

次世代自動車への減免措置

なし

重課措置

なし

税収推移

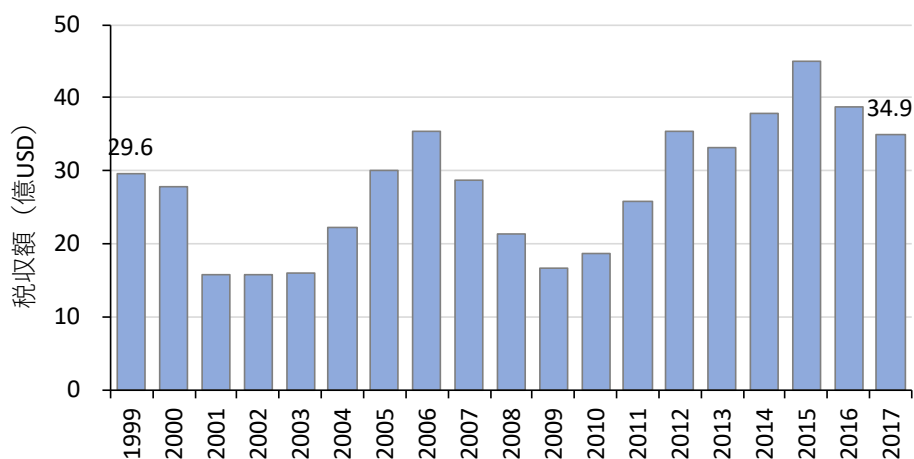


図 III-30 : 連邦重量貨物車小売税の税収推移²³¹

²³⁰ 「Funding Federal-aid Highways, 7. The Highway Trust Fund」(米国運輸省 連邦高速道路局ウェブページ)
<https://www.fhwa.dot.gov/policy/olsp/fundingfederalaid/07.cfm>

²³¹ 米国内国歳入庁「SOI Tax Stats - Excise Tax Statistics」

(4) 【連邦】 高速道路重量車使用税²³²

名称

Heavy Highway Vehicle Use Tax

課税主体

連邦政府(米国内国歳入庁)

課税客体

公道を走行する車両重量 55,000 ポンド以上の車

納税義務者

公道を走行する車両重量 55,000 ポンド以上の車の所有者

納税時期

最初に公道を走行した月の翌月

納税方法

保有台数・納税額を指定様式(様式 2290)に記入し米国内国歳入庁に提出。

課税標準

車両重量

税率・税額

税率は下表の通り。

表 III-50 : 米国連邦高速道路重量車使用税の税率

車両重量(ポンド)	税率(USD)	
	木材運搬車以外	木材運搬車
55,000	100	75.0
55,001-56,000	122	91.5
56,001-57,000	144	108.0
57,001-58,000	166	124.5
58,001-59,000	188	141.0
59,001-60,000	210	157.5
60,001-61,000	232	174.0
61,001-62,000	254	190.5
62,001-63,000	276	207.0
63,001-64,000	298	223.5
64,001-65,000	320	240.0
65,001-66,000	342	256.5
66,001-67,000	364	273.0

²³² 米国内国歳入庁(2019)「Instructions for Form 2290」

車両重量(ポンド)	税率(USD)	
	木材運搬車以外	木材運搬車
67,001-68,000	386	289.5
68,001-69,000	408	306.0
69,001-70,000	430	322.5
70,001-71,000	452	339.0
71,001-72,000	474	355.5
72,001-73,000	496	372.0
73,001-74,000	518	388.5
74,001-75,000	540	405.0
75,001-	550	412.5

税収使途

税収は、道路信託基金(Highway Trust Fund; HTF)に繰り入れられる。

次世代自動車への減免措置

なし

重課措置

なし

税収推移

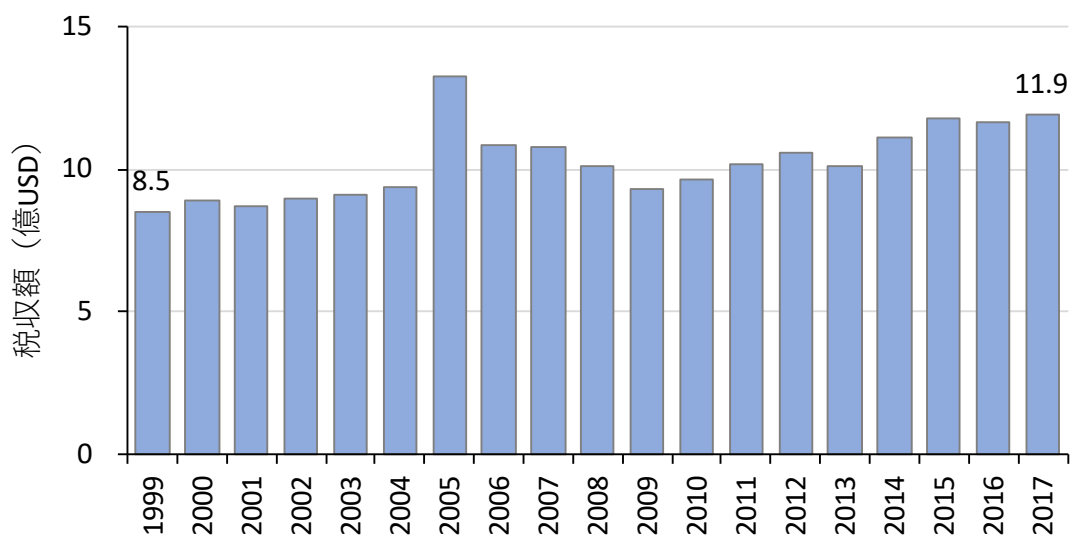


図 III-31 : 連邦高速道路重量車使用税の税収推移²³³

²³³ 米国内国歳入庁「SOI Tax Stats - Excise Tax Statistics」

5.2 保有段階の課税

(1) 自動車登録料²³⁴

名称

Vehicle License Fee

課税主体

州

課税客体

自動車(乗用車、商用車、バイク、トレーラー)の購入

納税義務者

(購入時)自動車の購入者(ディーラ、所有者等)、(再登録時)自動車の所有者

納税時期

自動車登録時の納入から1年経過ごと

納税方法

ディーラ又は所有者がカリフォルニア州自動車局に申告し納税

課税標準

自動車購入価格(付属品・カスタマイズ代含む、売上・使用税は含まない)

税率・税額

購入価格の0.65%

税収使途²³⁵

税収は、州政府管轄の運輸税基金(Transportation Tax Fund)内の自動車登録料基金(Motor Vehicle License Fee Account)に入った後、地方税収基金(Local Revenue Fund)を通じて、人口に応じて²³⁶郡・市に分配される。郡及び市は、自動車登録料の収入から配分された資金は、高速交通システムの計画・建設・運用・管理に活用しなければならない²³⁷。

減免措置

次世代自動車に対する減免措置は講じられていない。

²³⁴ 「Vehicle Industry Registration Procedures Manual Chapter 3 Collection and Payment Of Fees and Penalties 3.075 Vehicle License Fee (VLF) (CR&TC § § 10751-10753)」(カリフォルニア州政府ウェブページ)
https://www.dmv.ca.gov/portal/dmv/detail/pubs/reg_hdbk/ch3/ch3_16

²³⁵ California Code, Revenue and Taxation Code - RTC CA REV & TAX § 11001.5

²³⁶ California Code, Revenue and Taxation Code - RTC CA REV & TAX § 11005.6

²³⁷ California Code, Revenue and Taxation Code - RTC CA REV & TAX § 11005.1

重課措置

なし

税收推移

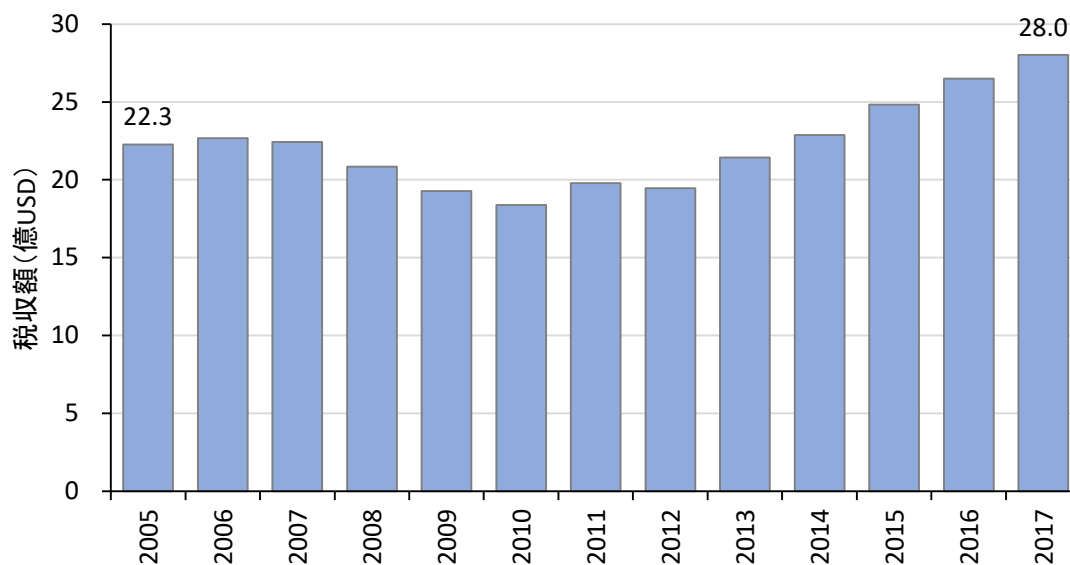


図 III-32 : カリフォルニア州自動車登録料の税收推移²³⁸

(2) 輸送改善料

名称

Transport Improvement Fee

導入年²³⁹

2018年1月1日導入

課税主体

州

課税客体

自動車(乗用車、商用車、バイク、トレーラー)の購入

納税義務者

(購入時)自動車の購入者(ディーラ、所有者等)、(再登録時)自動車の所有者

納税時期

自動車登録時の納入から1年経過ごと

²³⁸ カリフォルニア州政府「Governor's Budget Summary」(2005-2006～2019-2020 参照)

²³⁹ California Code, Revenue and Taxation Code - RTC CA REV & TAX § 11051

納税方法

ディーラー又は所有者がカリフォルニア州自動車局に申告し納税

課税標準

自動車購入価格(付属品・カスタマイズ代含む、売上・使用税は含まない)

税率・税額

税率を以下に示す。2020年以降毎年1月1日に、州の物価上昇率に応じて税率の見直しを行うこととされている。²⁴⁰

表 III-51 : カリフォルニア州輸送改善料の税率²⁴¹

購入価格(USD)	税率(USD)
0~4,999	25
5,000~24,999	50
25,000~34,999	100
35,000~59,999	150
60,000 以上	175

税収使途

一部を公共交通会計(Public Transportation Account)及び州高速道路会計(State Highway Account)に繰り入れ、残りは道路メンテナンス・補修会計(Road Maintenance and Rehabilitation Account)に入り、交通関連インフラの補修及び道路メンテナンス費用に活用される²⁴²。

減免措置

次世代自動車に対する減免措置は講じられていない。

重課措置

なし

(3) 重量料

名称

Weight Fee

²⁴⁰ California Code, Revenue and Taxation Code - RTC CA REV & TAX § 11052

²⁴¹ 「Registration Related Fees (FFVR 34)」(カリフォルニア州政府ウェブページ)
https://www.dmv.ca.gov/portal/dmv/detail/pubs/brochures/fast_facts/ffvr34#misc

²⁴² California Code, Revenue and Taxation Code - RTC CA REV & TAX § 11053

導入年²⁴³

1959 年

課税主体

州

課税客体

車両重量 2,000 ポンド以上の商用車

納税義務者

(購入時)自動車の購入者(ディーラ、所有者等)、(再登録時)自動車の所有者

納税時期

自動車登録時の納入から 1 年経過ごと

納税方法

ディーラ又は所有者がカリフォルニア州自動車局に申告し納税

課税標準

車両重量 10,000 ポンド以下:車軸数・車両重量

車両重量 10,001 ポンド以上:車両重量のみ

税率・税額²⁴⁴

- 車両重量 10,000 ポンド以下

表 III-52 : カリフォルニア州重量料の税率

車両重量(ポンド)	税率(USD)	
	車軸数2以下	車軸数3以上
2,000-3,000 未満	8	43
3,000-4,000	24	77
4,001-5,000	80	154
5,001-6,000	154	231
6,001-7,000	204	308
7,001-8,000	257	385
8,001-9,000	408	462
9,001-10,000	360	539

- 車両重量 10,000 ポンド以上

表 III-53 : カリフォルニア州重量料の税率

車両重量(ポンド)	税率(USD)
10,001-15,000	257

²⁴³ California Code, Revenue and Taxation Code - RTC CA REV & TAX § 11051

²⁴⁴ California Code, VEHICLE CODE - VEH § 9400

15,001-20,000	353
20,001-26,000	435
26,001-30,000	552
30,001-35,000	648
35,001-40,000	761
40,001-45,000	837
45,001-50,000	948
50,001-54,999	1,039
50,000-60,000	1,173
60,001-65,000	1,282
65,001-70,000	1,398
70,001-75,000	1,650
75,001-80,000	1,700

税収使途

州高速道路会計(State Highway Account)に繰り入れ²⁴⁵、徴税等の運用費や運輸省の運用費に活用される。²⁴⁶

減免措置

電動車に対しては個別の税率が設定されている。

表 III-54 : カリフォルニア州重量料の税率

車両重量(ポンド)	税率(USD)
6,000 未満	87
6,000-10,000 未満	256
10,000 以上	358

重課措置

なし

²⁴⁵ California Code, Revenue and Taxation Code - RTC CA REV & TAX § 11053

²⁴⁶ California Code, VEHICLE CODE - VEH § 42205

税収推移

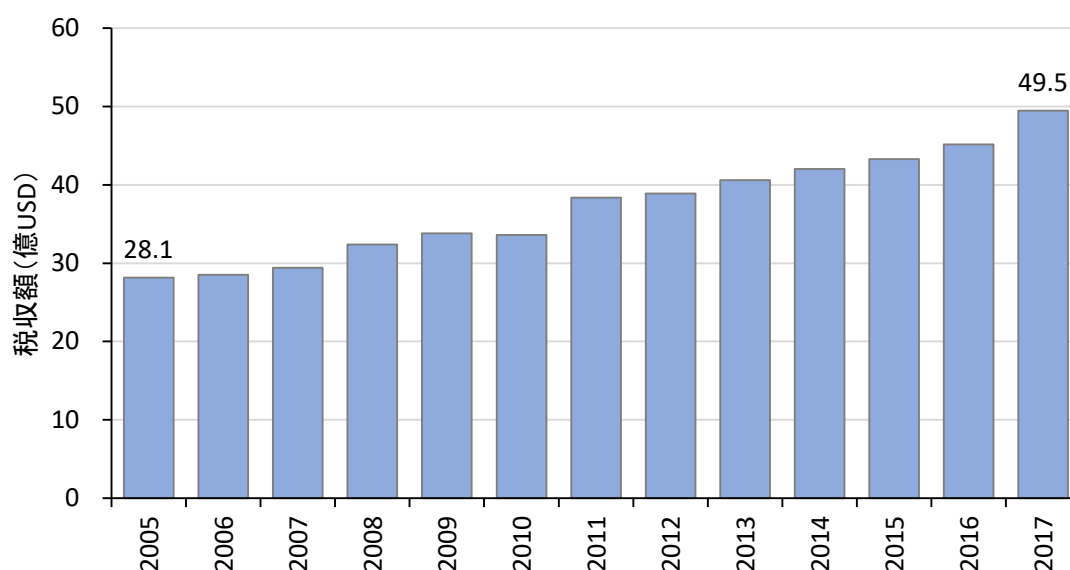


図 III-33 : カリフォルニア州重量料及びその他各種登録料の税収推移²⁴⁷

5.3 走行段階の課税

(1) 自動車輸送燃料税^{248, 249}

名称

Motor Vehicle Fuel Tax、Diesel Fuel Tax

課税主体

州

課税客体²⁵⁰

ガソリン・軽油・航空機燃料の貯蔵場所からの出荷・販売

納税義務者

石油精製業者、輸入業者、貯蔵業者

納税方法

カリフォルニア州税金管理局 (CDTFA) に対しオンラインで申請・納税を行う。

²⁴⁷ カリフォルニア州政府「Governor's Budget Summary」(2005-2006~2019-2020 参照)

²⁴⁸ 「Diesel Fuel Tax - Frequently Asked Questions (FAQs)」(カリフォルニア州政府ウェブページ)
<https://www.cdtfa.ca.gov/taxes-and-fees/diesel-fuel-faq.htm>

²⁴⁹ 「Motor Vehicle Fuel Tax (MVF) - Frequently Asked Questions (FAQs)」(カリフォルニア州政府ウェブページ)
<https://www.cdtfa.ca.gov/taxes-and-fees/motor-vehicle-fuel-faq.htm>

²⁵⁰ California Code, Revenue and Taxation Code - RTC CA REV & TAX § 7326

課税標準

燃料1ガロン当たり

税率・税額

税率推移を以下に示す。灰色は引下げ時、赤色は引上げ時を示す。

表 III-55 : カリフォルニア州自動車輸送燃料税の税率 (USD/gallon) ²⁵¹

時期	ガソリン	航空機ガソリン	軽油	ジェット燃料
2019年7月1日	0.473	0.18	0.36	0.02
2017年11月1日	0.417	0.18	0.36	0.02
2017年7月1日	0.297	0.18	0.16	0.02
2016年7月1日	0.278	0.18	0.16	0.02
2015年7月1日	0.300	0.18	0.13	0.02
2014年7月1日	0.360	0.18	0.11	0.02
2013年7月1日	0.395	0.18	0.10	0.02
2012年7月1日	0.360	0.18	0.10	0.02
2011年7月1日	0.357	0.18	0.13	0.02
2010年7月1日	0.353	0.18	0.18	0.02
2002年1月1日	0.18	0.18	0.18	0.02

税収用途

州の運輸基金(State Transportation Fund)に入り、道路のメンテナンス及び大規模輸送システムの整備に活用される。

減免措置

次世代自動車に対する減免措置は講じられていない。

重課措置

なし

²⁵¹ 「Tax Rates - Special Taxes and Fees」(カリフォルニア州政府ウェブページ) <https://www.cdtfa.ca.gov/taxes-and-fees/tax-rates-stfd.htm#motorfuellic>

税収推移

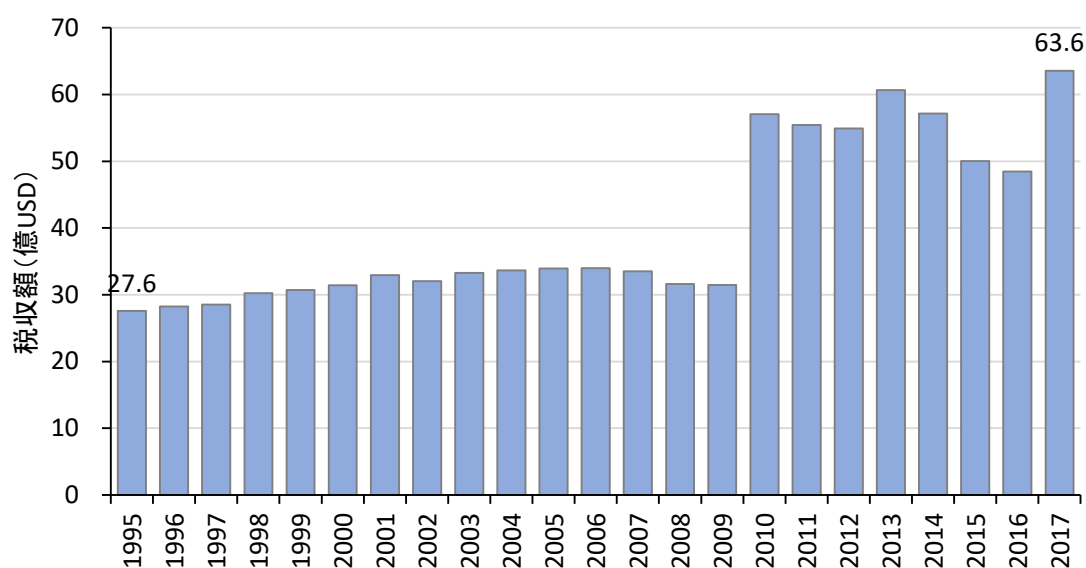


図 III-34 : カリフォルニア州自動車輸送燃料税の税収推移²⁵²

(2) 【連邦】燃料物品税²⁵³

名称

Fuel Excise Tax

課税主体

連邦(米国内国歳入庁)

課税客体

ガソリン(航空ガソリン、RBOB ガソリン含む)、軽油、灯油(航空機燃料含む)、CNG、商用輸送・内航に使用される燃料の貯蔵場所からの出荷・販売

納税義務者

混合燃料製造者、輸入業者、パイプライン事業者、燃料貯蔵業者、バイオ燃料等の燃料製造・輸入業者

納税時期

毎月

納税方法

毎月一度、製造・輸入・混合した燃料の量を指定様式(様式 720TO 及び 720CS)に記入し米国内国歳入庁に提出。

²⁵² カリフォルニア州政府「Governor's Budget Summary」(2005-2006～2019-2020 参照)

²⁵³ 米国内国歳入庁(2018)「Excise Taxes」

課税標準

燃料 1 ガロン当たり

税率・税額、税収用途²⁵⁴

以下に税率及び税収用途を示す。税収は、燃料ごとに決められた配分で、道路信託基金 (Highway Trust Fund; HTF) 及び地下貯蔵庫漏出信託基金 (Leaking Underground Storage Tank Trust Fund; LUST) に繰り入れられる。

道路信託基金は、各州に税収を分配し、道路整備の資金として充当される。しかし、各州からの請求に対し、道路信託基金から配分されるはずの資金について、640 億ドルの未払い分が発生している (2015 年時点)²⁵⁵。地下貯蔵庫漏出信託基金は、連邦管轄の地下貯蔵庫からの石油の漏出への対策や漏出防止対策に資金を充当するための基金²⁵⁶。

表 III-56 : 米国燃料物品税の税率

燃料	税率 (USD/gallon)	税収用途		
		道路信託基金 (HTF)		地下貯蔵庫漏出 信託基金 (LUST)
		高速道路	大量輸送	
ガソリン	0.184	0.1544	0.0286	0.001
軽油・灯油	0.244	0.2144	0.0286	0.001
LPG	0.183	0.1542	0.0288	-
CNG	0.183	0.1710	0.0120	-
LNG	0.243	0.2108	0.0322	-

減免措置

次世代自動車に対する減免措置は講じられていない。

重課措置

なし

²⁵⁴ 「HIGHWAY TRUST FUND AND TAXES」(米国運輸省 連邦高速道路局ウェブページ)

<https://www.fhwa.dot.gov/fastact/factsheets/htffs.cfm>

²⁵⁵ 「Funding Federal-aid Highways, 7. The Highway Trust Fund」(米国運輸省 連邦高速道路局ウェブページ)

<https://www.fhwa.dot.gov/policy/olsp/fundingfederalaid/07.cfm>

²⁵⁶ 「Leaking Underground Storage Tank (LUST) Trust Fund」(米国環境保護局ウェブページ)

<https://www.epa.gov/ust/leaking-underground-storage-tank-lust-trust-fund>

税収推移

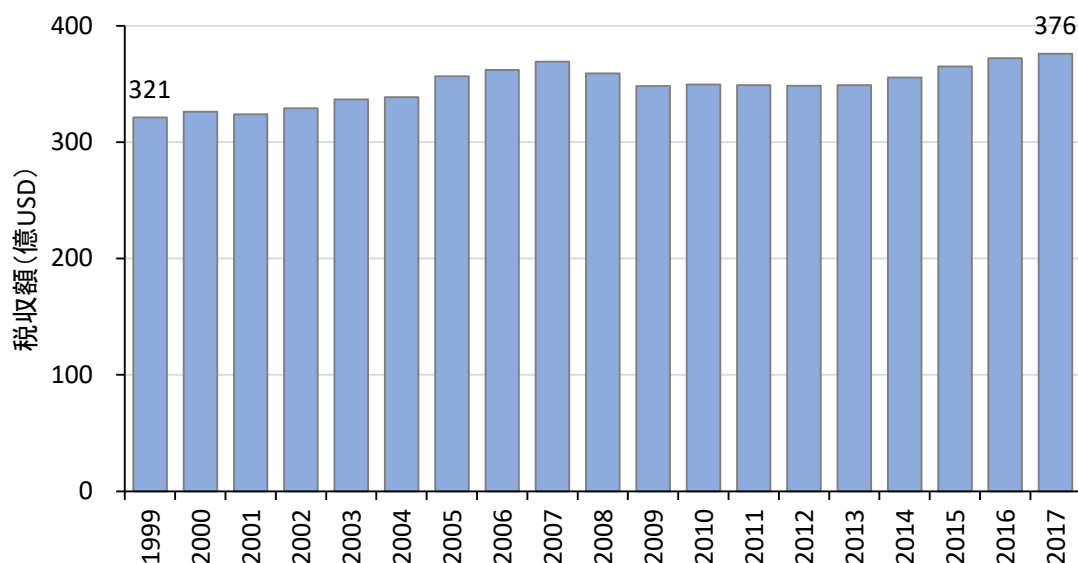


図 III-35 : 連邦燃料物品税の税収推移²⁵⁷

(3) 【連邦】石油流出責任税²⁵⁸

名称

Oil Spill Liability Tax

導入年

1996年廃止、2006年に再導入

課税主体

連邦(米国内国歳入庁)

課税客体

原油の生産・輸入、石油製品の輸入

納税義務者

原油採掘業者、原油輸入・精製業者、石油製品輸入業者

納税時期

四半期に一度

納税方法

四半期に一度、燃料の引取量を(様式 6627)に記入し米国内国歳入庁に提出。

²⁵⁷ 米国内国歳入庁「SOI Tax Stats - Excise Tax Statistics」

²⁵⁸ 「Oil Spill Liability Trust Fund」(米国連邦環境保護局ウェブページ) <https://www.epa.gov/oil-spills-prevention-and-preparedness-regulations/oil-spill-liability-trust-fund>

課税標準

燃料 1 バレル当たり

税率・税額

0.09USD/barrel

税収用途

石油流出責任信託基金に充当され、石油流出時の隔離・洗浄・損害補償に活用される。

減免措置

次世代自動車に対する減免措置は講じられていない。

重課措置

なし

税収推移

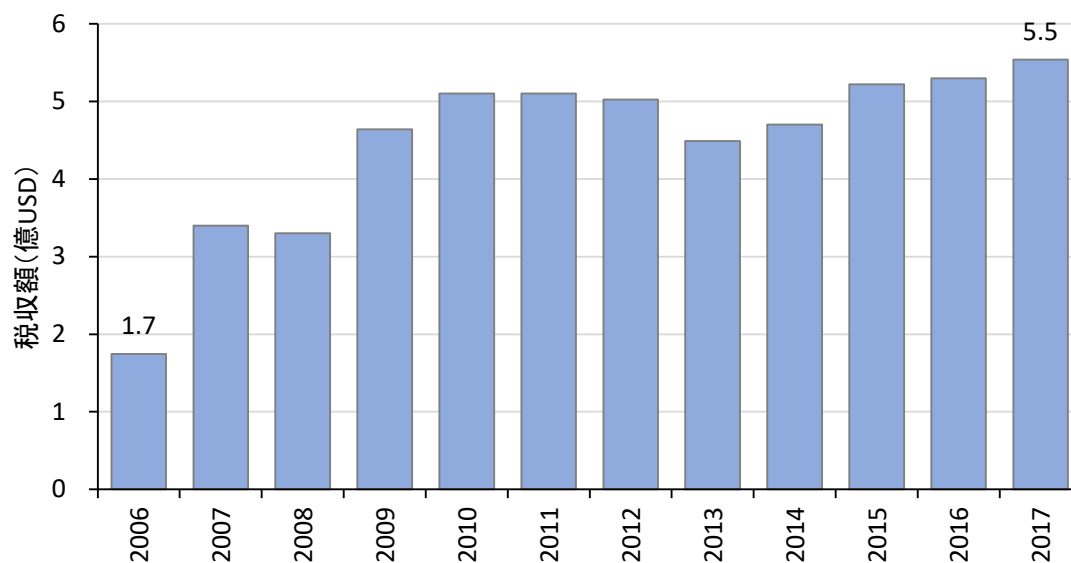


図 III-36 : 連邦石油流出責任税の税収推移²⁵⁹

²⁵⁹ 米国内国歳入庁「SOI Tax Stats - Excise Tax Statistics」

BOX 2 カリフォルニア州で実施された走行距離課税のパイロットプログラムについて

<名称>

California Road Charge Pilot Program

<実施期間>

2016年7月1日～2017年3月31日

<経緯>

2014年、州議会上院法案 SB 1077 に基づき、州内道路課金を議論する技術諮問委員会(TAC)を設置。TAC では、燃料税に代わる道路課金の検討、パイロットプログラムの設計等について議論が行われた。2015年に制定された米国陸上交通整備法(FACT Act)に基づく陸上交通システム代替基金(STSFA)からの助成金を活用し、2016年7月1日から2017年3月31日までパイロットプログラムが実施された。

<課税対象>

- ・ 軽量自動車(車両重量10,000ポンド以下)及び重量商用車 ※ 1ポンド=0.4536kg
- ・ 対象車両は自主的に参加した5,129台(うち家用車4,471台、政府車両333台、軽量商用車261台、重量商用車55台。その他9台は州外の参加者6台及び原住民地区参加者3台)
- ・ 走行距離を報告する際に位置情報を捕捉可能な方式を選択した場合は、州内の全ての公道のみ
- ・ 走行距離を報告する際に位置情報を捕捉不可能な方式を選んだ場合は、州内の全ての公道に加え、州内の未舗装道路(Off-road)、私道(Private road)、州外の全ての道路が対象

<課税方法・納税方法>

参加者は下記の納税手段を自身で選択する。

マニュアルで申告する手法

① Time Permit (時間許可証方式)

走行距離を報告したくない層に配慮するため、10日間(12.38USD)、30日間(37.13USD)、90日間(111.40USD)から選択し、事前に支払う方式。

② Mileage Permit (走行距離許可証方式)

1,000マイル、5,000マイル、10,000マイルから選択し、事前に支払う方式。走行距離の確認のため、走行距離計を撮影し、報告すること等が求められる。

③ Odometer Charge (オドメーターを用いた課金方式)

3ヶ月ごとに走行距離計で計測した走行距離を手動で報告し、後払いで支払う方式。

自動で申告する手法(プロバイダを選択し、アカウントを作成のうえ、以下の中から選択)

④ Plug-in Device (車載器を用いた課金方式)

車載器(OBD-II)を取り付けて走行距離を自動的に捕捉され、後払いで支払う方式。プライバシーに配慮するためGPS機能の有無を参加者は選択可能。GPS機能を搭載しない場合、州外、未舗装道路、私道の走行を区別せずに課金される。

⑤ Smartphone (スマートフォンを用いた課金方式)

スマートフォンに専用アプリをインストールする方式で、プライバシーに配慮するためGPS機能の有無を参加者は選択可能。GPS機能を搭載する場合、GPSデータやWi-Fi信号等の情報から自動的に走行距離を計測する。月に一度走行距離計の写真を自身のアカウントにアップロードする。

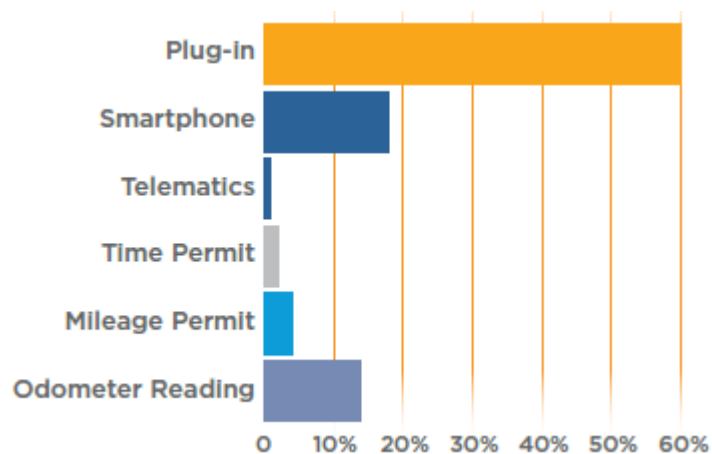
⑥ In-vehicle Telematics (テレマティクスを用いた課金方式)

搭載されているテレマティクスの位置情報に基づき、走行距離を自動的に捕捉され、後払いで支払う方式。自動車メーカーとの同意が必要となることに加え、2013年以降の車種に限られる。

⑦ Commercial Vehicle Electronic Logging (商用車の電子ログ記録装置を用いた課金方式)

電子ログ記録装置(ELD)の位置情報に基づき走行距離を自動的に捕捉、後払いで支払う方式。

BOX 2 カリフォルニア州で実施された走行距離課税のパイロットプログラムについて



図：カリフォルニア州走行距離課税パイロットプログラムの走行距離報告様式の内訳

<課税標準・税率>

軽量自動車、重量商用車いずれも 1.8 セント/マイル ※ 1 マイル=1.609km

<税収規模・税収用途>

- ・ 総税収:約 60 万 USD、燃料税の還付総額:約 50 万 USD、純税収:約 10 万 USD(2016 年 7 月～2017 年 3 月)
- ・ パイロットプログラムのため、税収用途は規定されていない。

<減免措置>

パイロットプログラム参加者(納税手段として Time Permit 又は Mileage Permit を選択した者は除く)は、燃料税負担額のうちガソリンは 35.4 セント/ガロン、ディーゼルは 11.4 セント/ガロンを還付。
※ 1 ガロン=3.785L

(出典)カリフォルニア州交通局(2017)「California Road Charge Pilot Program Final Report 2017」

6. 米国その他州

6.1 オレゴン州 OReGO (走行距離課税)^{260, 261}

名称

Oregon's Road Usage Charge Program: OReGO

導入年

- ・ 2006年3月、初の試験プログラム実施(～2007年3月)
- ・ 2012年11月、2度目の試験プログラム実施(～2013年3月)
- ・ 2015年7月、10,000ポンド(約4.5トン)以下の車両を対象としたプログラム「OReGO」を導入(対象車両の上限5,000台)。
- ・ 2020年1月以降、対象車両の上限規定及び重量の規定がなくなり、無制限に参加が可能となるが、燃費性能20mpg以上の乗用車のみという新たな参加要件を追加。

課税主体

州

課税客体

- ・ オレゴン州で登録されている10,000ポンド以下の乗用車(任意参加)。
- ・ 課税対象車両の上限は5,000台(うち燃費が17 mile per gallon[mpg](約7.2km/L)未満、17～22mpg(約7.2～9.4km/L)の車両の上限は、各1,500台)。
- ・ 2020年1月以降は、対象車両の上限規定及び重量の規定を撤廃し、燃費性能20mpg以上の乗用車であれば制度への参加が可能となる²⁶²。

納税方法

- ・ 個人のプライバシー保護の観点から、参加者はGPS対応・非対応の選択が可能。GPS対応を選択した場合は対象区域は州内の公道となり、GPS非対応を選択した場合は対象区域は州内外の道路(私道含む)となる。
- ・ 米国で搭載が義務化されている車両診断情報取得用のOBD II (On-board diagnostics II) コネクタに、専用のMRD(マイレージ・レポート・デバイス)を接続。MRDはGPS受信モジュールと広域通信モジュールを内蔵。GPSにより車両が対象区域内かを識別。走行距離データは無線通信で管理団体に転送され、納税額・還付額が集計処理される。
- ・ 車載器未接続・機能不全の放置や車載器への意図的な細工による虚偽報告は、個人には最大2,000USD、企業には最大4,000USDの罰金を科す。

²⁶⁰ オレゴン州運輸省(2017)「Oregon's Road Usage Charge The OReGO Program Final Report」

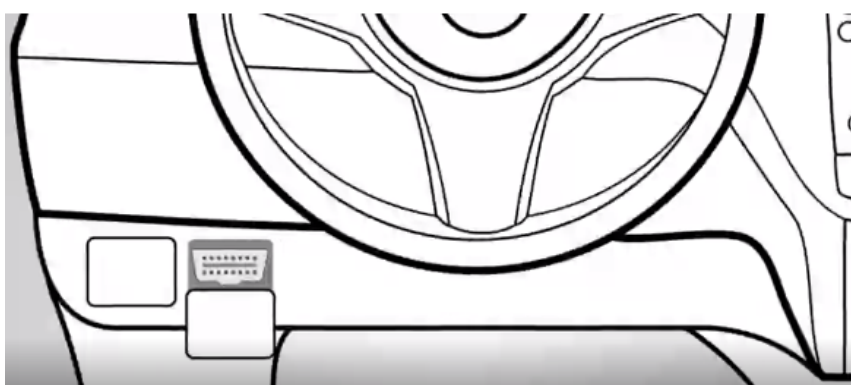
²⁶¹ オレゴン州運輸省(2016)「Road User Fee Task Force Recommends Expansion of OReGO, Oregon's Road Usage Charge Program」

²⁶² HB 2881 (2019) Section1.及び Oregon Revised Statutes § 319.890

- ・ 徴税はプロバイダ (Account Manager) が行う。制度対象者は Wallet と呼ばれるアカウントをプロバイダのウェブサイトで作成し、支払いを行う仕組み。支払いは四半期ごとに発生する。
- ・ プロバイダは制度対象車の燃費情報 (mpg) から走行距離に応じた燃料税の負担額を算出し、走行データから算出した走行距離課税の負担額から燃料税の負担額を差し引いた額を徴税する。
- ・ プロバイダは参加者がプロバイダに実際の支払いを行うかどうかに限らず、参加者の走行距離に応じた納税の義務を負う。参加者がプロバイダに支払わない場合、プロバイダは当該参加者のアカウントを凍結し、デューデリジェンスを通じて支払いを求めることが可能。現在 OReGO で認証されているプロバイダは、高速道路料金所等の運用を行う企業であり、政府が定めるセキュリティ認証制度の認証を受けていることが求められる。²⁶³

※GPS 非対応の場合、走行位置の州内・州外の識別ができないため、州外における走行距離も課税対象となる。

➤ OBD II ポートの位置 ²⁶⁴



➤ デバイス例 ²⁶⁵



²⁶³ 現地ヒアリング調査により作成。

²⁶⁴ 「How do I connect the OReGO device to my vehicle?」(オレゴン州運輸省ウェブページ) <https://www.myoregoaccount.org/faq/OReGO-Device>

²⁶⁵ 「How to install your MRD」(オレゴン州運輸省ウェブページ) <https://www.community.myorego.org/blog/how-to-install-your-mrd/>

課税標準

1 マイル走行当たり

税率

税率推移・引き上げ予定は以下の通り。インフレ率と連動した燃料税の税率引上げに伴い、走行距離課税の税率についても、燃料税の税率と連動して引上げられることとなっている。

表 III-57：オレゴン州走行距離課税の税率（USD/mile）

2015年7月	2018年1月	2020年1月	2022年1月
0.015	0.017	0.018	0.019

税収使途

州の高速道路基金に充当。州交通局に50%、郡に30%、市に20%配分。道路・橋・サービスエリアの建設、維持管理に活用。

次世代自動車への減免措置

燃費性能 40mpg 以上の車及び電気自動車の所有者は、OReGO に参加することによって、2020年に引上げが行われている登録料の引上げ分が免税となる。2020年以降、登録料は燃費(mpg)に応じたものとなるが、電気自動車は特に登録料の引上げ幅が大きいため、登録料の免税が走行距離課税に参加するインセンティブとなっている。

表 III-58：2020年1月以降のオレゴン州登録料の引上げ分²⁶⁶

引上げ時期	0-19mpg	20-39mpg	40mpg以上	電気自動車
2020年1月1日	18USD	23USD	33USD	110USD
2022年1月1日	24USD	29USD	39USD	115USD

重課措置

なし

6.2 オクラホマ州輸送燃料税【廃止】²⁶⁷

名称

Motor Fuels Tax Fee

導入年

2017年1月(2017年11月廃止)

²⁶⁶ Oregon Revised Statutes § 319.890(4)

²⁶⁷ HB1449(2017)

課税主体

州

課税客体

電気自動車、プラグインハイブリッド車(4kWh 以上のバッテリーストレージを使用・外部充電可
の車)

課税標準

対象自動車の保有につき毎年課税

税率・税額

電気自動車:100ドル/年、プラグインハイブリッド車:30ドル/年

税収使途

州の道路建設・維持ファンド(State Highway Construction and Maintenance Fund)に繰り入れ
られ、交通インフラ整備に活用。一部(税収全体の1.5%以下)を代替燃料の開発に活用。

減免措置

次世代自動車に対する減免措置は講じられていない。

重課措置

なし

廃止の経緯²⁶⁸

- 2017年8月、環境保護団体のシエラクラブが、同税が税収を目的とする法案でありオクラホマ州法に反するとして提訴。背景には、低排出車の普及を妨げる政策に対する反対があった。
- 2017年11月、オクラホマ州最高裁は、同法案が違憲であると結論。同法案は税収を目的とする税であると結論づけられ、オクラホマ州法では、税収を目的とする法案は上院・下院ともに3/4以上の賛成により可決されなければならないとしているが、同法案は51%の賛成であったため、違憲とされた。
- (参考)オクラホマ州では、この課税の他に、車両タイプに限らず購入価格の3.25%の自動車物品税が課される。

²⁶⁸ 「Sierra Club Takes Legal Action Against Oklahoma for Unfair Electric Vehicle Fee Legislation」(シエラクラブウェブページ) <https://content.sierraclub.org/press-releases/2017/08/sierra-club-takes-legal-action-against-oklahoma-unfair-electric-vehicle-fee>
「SIERRA CLUB v. STATE ex rel. OKLAHOMA TAX COMMISSION, 2017」(COURT LISTENER ウェブページ) <https://www.courtlistener.com/opinion/4439648/sierra-club-v-state-ex-rel-oklahoma-tax-commission/?>

6.3 ワシントン州自動車登録料²⁶⁹

名称

Renewal and registration fee

課税主体

州

課税客体

自動車の登録・更新

課税標準²⁷⁰

自動車1台当たり定額(毎年課税)

税率・税額

- ・ 乗用車(BEV、PHVを除く):30ドル/年
- ・ BEV、PHV:150ドル/年

税収使途

州のファンド(WA State Ferries, WA State Patrol, and Motor Vehicle Fund)に繰り入れられ、交通インフラ整備やパトロール費用等に活用。

減免措置²⁷¹

次世代自動車に対する減免措置は講じられていないが、登録料とは別に、BEVとPHVは、売上・使用税が免税となる(車両販売価格が45,000 USD以下の車両のみ対象)。

重課措置

BEV、PHV、ハイブリッド車は、登録料に追加して電化料(Electrification Fee)として年間75USDの支払いが求められる。

経緯²⁷²

- ワシントン州では、戦前より個人固定資産税(Personal Property Tax)が導入されていたが、1937年に自動車が個人固定資産税の課税対象から免除され、代わりに自動車物品

²⁶⁹ 「Renewal and registration fee information」(Washington State Department of Licensing ウェブページ) <https://www.dol.wa.gov/vehicleregistration/fees.html>

²⁷⁰ 「Renew your tabs」(Washington State Department of Licensing ウェブページ) <https://www.dol.wa.gov/vehicleregistration/renewyourtabs.html>

²⁷¹ 「2019 Tax Legislation」(Washington State Department of Revenue ウェブページ) <https://dor.wa.gov/get-form-or-publication/publications-subject/2019-tax-legislation#Transportation>、Washington State Department of Revenue(2019)「New clean alternative fuel and plug-in hybrid vehicle sales and use tax exemption」及び HB2042(Chapter 287, Laws of 2019)

²⁷² Joint Transportation Committee(2006)「MOTOR VEHICLE EXCISE TAX STUDY Final Report」及び「INITIATIVE MEASURE 695」(Washington State Office of the Attorney General ウェブページ) <https://www.atg.wa.gov/ago-opinions/initiative-measure-695>、SB6865(Chapter 1, Laws of 2000)

税 (Motor Vehicle Excise Tax; MVET) の適用を開始。車両の査定価格を課税標準とする点は固定資産税と同様。

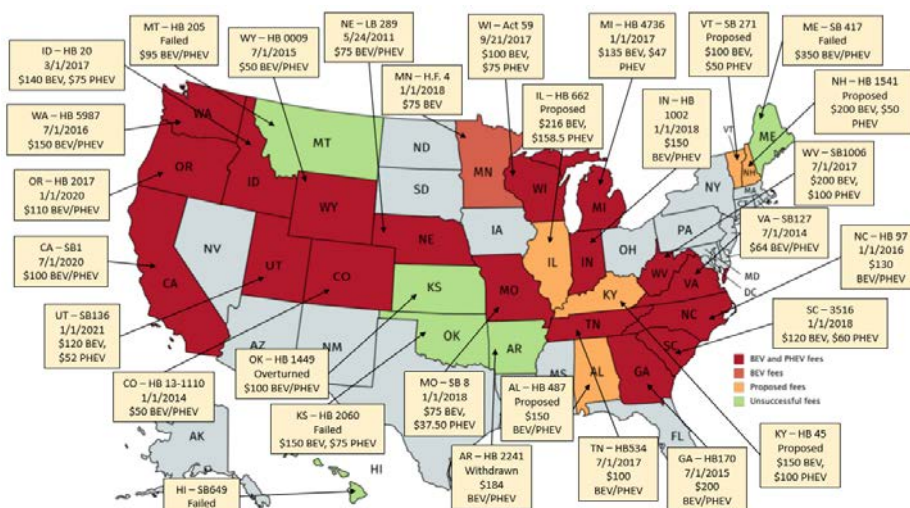
- 当初 MVET は一般財源とされていたが、1971 年より交通インフラ財源となった。
- 1990 年、査定価格からメーカー希望小売価格 (MSRP) に課税標準を変更。
- 1999 年、自動車の登録料を一律 30 ドルに設定し、MVET を廃止する法案 (I-695) が提出され、可決された。しかし、州の最高裁は、州法の固定資産税の規定には「MVET の対象は固定資産税を免税とする」との記載があり、MVET を廃止することは固定資産税の課税再開を意味する等の理由により、同決定を差止め。
- しかし 2000 年に可決された SB 6865 により、最高裁の指摘を排除する形で、自動車登録料の一律 30 ドルへの変更と MVET の廃止が決定した。
- 2012 年 5 月、HB2660 が可決され、同年 10 月より BEV への登録料の課税 (年間 100USD) が開始された²⁷³。2016 年より同登録料を PHV に拡大するとともに、年間 150USD に引上げ。

BOX 3 米国で導入されている電動車への登録料について

オクラホマ州で廃止されオレゴン州やワシントン州で導入されている BEV 及び PHV への登録料は、米国の複数の州で導入されている。

カリフォルニア州では、2017 年 4 月に署名された法律 (Senate Bill 1) により、インフレ率を考慮したガソリン車やディーゼル車に対するガソリン税の引上げや、2020 年モデルイヤー以降の ZEV に対する年間 100 ドルの登録料を導入 (2020 年 7 月開始予定)。

米国では、これらの州以外にも、PHEV や BEV に対する課税を行っている (又は導入を試みた) 州がある。下図は 2018 年秋時点の状況。



図：米国の州レベルで検討されている電気自動車に係る登録料 (2018 年秋時点)

(出典) UC Davis (2018) 「Assessing Alternatives to California's Electric Vehicle Registration Fee」

²⁷³ HB2660 (Chapter 74, Laws of 2012)